

第2期教育等の振興に関する施策の大綱

(第3次改訂版)

令和5年3月
高知県

第2期教育等の振興に関する施策の大綱（第3次改訂版） 目次

第1章 第2期教育等の振興に関する施策の大綱について	1
1 第2期大綱の位置付け	
2 第2期大綱の期間	
3 第2期大綱の進捗管理	
第2章 高知県の教育等の現状と課題	2
1 これまでの高知県の教育（H20～27年度）	
2 第1期教育等の振興に関する施策の大綱（H28～R元年度）に基づく取組の成果・課題	
(1) 第1期大綱の概要	
(2) 基本目標の達成状況	
(3) 「5つの取組の方向性」に基づく主な施策の分析・評価	
3 子どもたちの知・徳・体の状況について	
(1) 知の状況について	
(2) 徳の状況について	
(3) 体の状況について	
4 社会の状況	
(1) 人口減少、少子化、高齢化の進行	
(2) 児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について	
(3) 新型コロナウイルス感染症への対応について	
(4) 子どもたちを取り巻く厳しい環境について	
(5) デジタル技術の進展と超スマート社会の到来	
(6) 参考：国の主な教育改革の動き	
第3章 基本理念と基本目標	28
1 基本理念～目指すべき人間像～	
2 基本目標（知・徳・体）	
第4章 基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組	34
1 概要	
2 各基本方針、横断的取組の概要	
第5章 基本方針ごとの施策	44
基本方針I チーム学校の推進	
I-1 チーム学校の基盤となる組織力の強化	45
I-2 チーム学校の推進による教育の質の向上	51
基本方針II 厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実	
II-1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実	60
II-2 特別支援教育の充実	65
基本方針III デジタル社会に向けた教育の推進	
III-1 デジタル技術の活用による学びの個別最適化	68
III-2 創造性を育む教育の充実	72
基本方針IV 地域との連携・協働	
IV-1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興	74
IV-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	77
基本方針V 就学前教育の充実	
V-1 就学前教育・保育の質の向上	79
V-2 親育ち支援の充実	81
基本方針VI 生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保	
VI-1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり	83
VI-2 私立学校の振興	86
VI-3 大学の魅力向上	87
VI-4 文化芸術の振興と文化財の保存・活用	89
VI-5 スポーツの振興	92
VI-6 児童生徒等の安全・安心の確保	95
喫緊の課題の解決に向けた横断的取組	
1 不登校への総合的な対応	98
2 学校における働き方改革の推進	103
参考資料	108

第1章 第2期教育等の振興に関する施策の大綱の策定について

1 第2期大綱の位置付け

この第2期教育等の振興に関する施策の大綱（以下「第2期大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項※の規定に基づき、知事が、本県の教育、学術及び文化の振興に関する基本理念や基本目標と、それらを実現するための総合的な施策について、知事と教育委員会で構成する高知県総合教育会議で協議を行つたうえで定めたものです。

2 第2期大綱の期間

第2期大綱の期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

3 第2期大綱の進捗管理

第2期大綱の基本理念の実現に向けた基本目標の達成状況や施策の進捗状況等については、高知県総合教育会議において協議、確認を行います。

なお、この大綱に定める施策等については、国の教育改革の動向や施策の進捗状況等を勘案し、適宜、見直しを行います。

※第1条の3第1項：地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

第2章 高知県の教育等の現状と課題

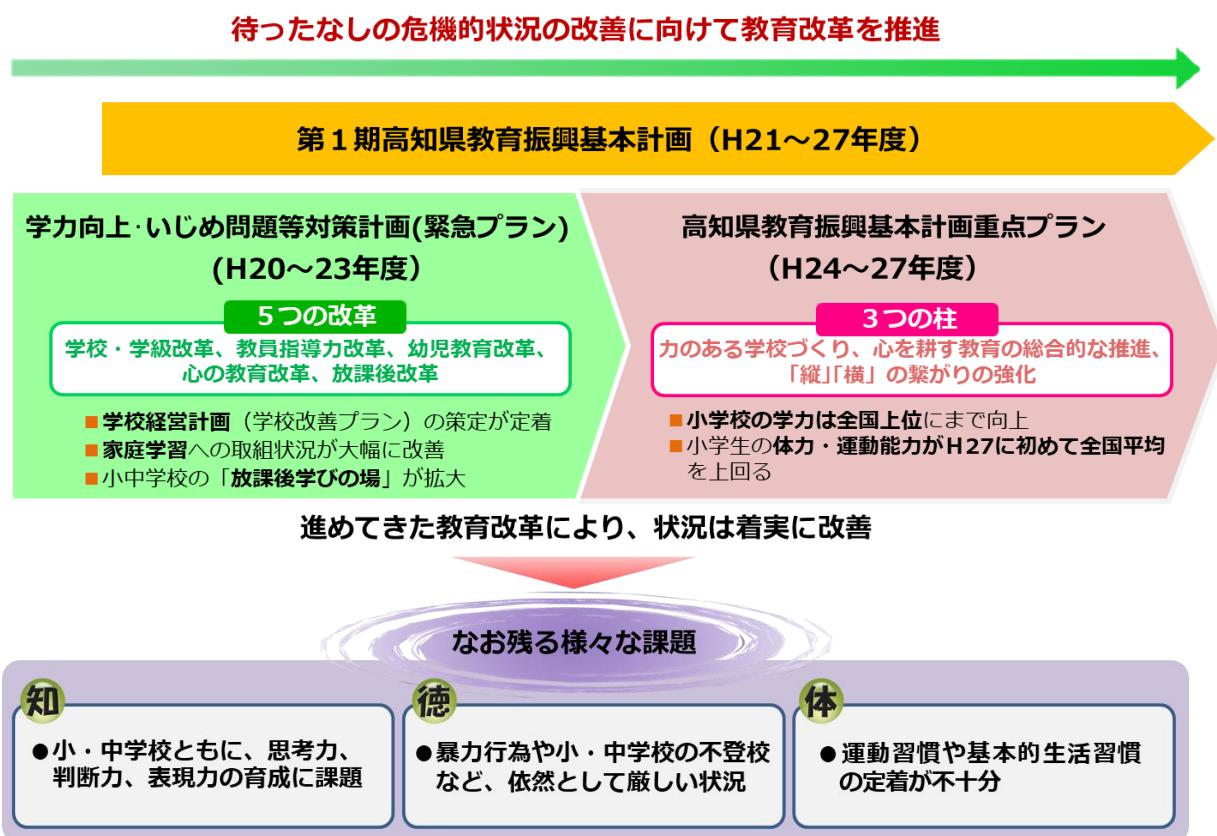


産業系専門高校（農業高校）

第2章 高知県の教育等の現状と課題

1 これまでの高知県の教育（H20～27年度）

平成19年度全国学力・学習状況調査や平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果を受けて、本県では「待ったなし」の危機的な状況（全国最低水準の児童生徒の学力・体力、生徒指導上の諸問題の状況）の改善に向け、下図の教育改革を推進してきました。その結果により、本県の抱える教育課題は着実に改善してきましたが、「小・中学校ともに、児童生徒の思考力、判断力、表現力の育成が不十分である」、「暴力行為や不登校等が厳しい状況である」など、課題が残るという状況でした。



2 第1期教育等の振興に関する施策の大綱（H28～R元年度）に基づく取組の成果・課題

（1）第1期教育等の振興に関する施策の大綱の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により平成27年度から設けられた高知県総合教育会議において、本県の教育課題の解決に向けた真に有効な対策を打ち出すため、知事と教育委員会が議論を積み重ねたうえで、平成28年3月に「教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「第1期大綱」という。）を策定しました。

この第1期大綱については、毎年度、P D C Aサイクル※による進捗状況のチェックを行うとともに国の教育改革の動向等も勘案して見直しを行うこととしており、平成28年度から令和元年度までの4年間、3度の年次改訂により施策の充実・強化を図りながら、基本理念の実現に向けて取組を推進してきました。

※P D C Aサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返して行うことで、継続的な業務の改善を促す方法

教育等の振興に関する施策の大綱（H28～R元年度）

基本理念 ～目指すべき人間像～

- ・学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち
- ・郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

基本目標

<知の分野>

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる
- ・高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる
- ・高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする

<徳の分野>

- ・生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する
- ・全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る

<体の分野>

- ・小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

5つの取組の方向性

- ①チーム学校の構築
- ②厳しい環境にある子どもたちへの支援
- ③地域との連携・協働
- ④就学前教育の充実
- ⑤生涯学び続ける環境づくり

(2) 基本目標の達成状況

第1期大綱（H28～R元年度）の基本目標の達成状況は以下のとおりです。

基本目標の結果（R2.3月時点）

<知の分野>

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

▶R 元年度全国学力・学習状況調査結果（数値は全国平均正答率との差）

小学校：国+0.2 算+1.7 中学校：国-2.0 数-1.7 英-3.6

- ・高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる

▶学力定着把握検査結果（R元年度3年生4月）：24.2%

- ・高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする

▶H30年度卒業生に占める進路未定者割合：5.5%

<徳の分野>

- ・生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する

▶H30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

(()は全国平均)

1,000人あたりの不登校児童生徒数：小・中 20.9人（16.9人）、高 17.1人（16.3人）

1,000人あたりの暴力行為発生件数：小・中・高 10.5件（5.5件）

中途退学率：高 1.7%（1.4%）

- ・全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る

▶R 元年度全国学力・学習状況調査結果（肯定的な回答をした割合（ ）は全国平均との差）

「自分には、よいところがあると思う」小学校 82.7% (+1.5) 中学校 73.6% (-0.5)

「将来の夢や目標を持っている」 小学校 84.4% (+0.6) 中学校 74.3% (+3.8)

「学校のきまり（規則）を守っている」 小学校 90.7% (-1.6) 中学校 96.3% (+0.1)

<体の分野>

- ・小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

▶R 元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（数値はT得点（全国平均=50）

小学校：男子 49.3 女子 50.0 中学校：男子 49.9 女子 48.8

(3) 「5つの取組の方向性」に基づく主な施策の分析・評価

第1期大綱の主な施策の検証結果の概要を、取組の方向性ごとに以下にまとめます。

①	チーム学校の構築
概要	<p>学校の組織力を高めながら、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実等を図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「チーム学校の構築」を推進</p>
これまでの主な取組と成果	<p>■ 学校の組織マネジメント力の強化 →各学校の学校経営計画に基づく組織マネジメントに対するアドバイザーの訪問指導等により、検証・改善のサイクルへの理解が進み、学力向上などの成果につながった学校が増加 ・学校経営アドバイザーによる全小・中学校への訪問指導・助言：各校年2回以上 ・学校支援チームによる高等学校への訪問指導・助言（H30～）：35校 年4回以上（管理職対象）</p> <p>■ 学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築 →「教科のタテ持ち」や「教科間連携」を導入した中学校では、日常的なOJTが活性化し、組織的な授業改善の取組が充実。小学校には令和元年度より「メンター制」を導入 ・中学校：学校規模に応じたOJTの仕組み（「教科のタテ持ち」、「教科間連携」等）を全校に導入（R1） ・小学校：経験豊富な教員が助言者として若年教員を指導しながらチームで学び合う「メンター制」を導入（指定校25校）（R1）</p> <p>■ 高等学校における基礎学力の定着に向けた組織的な取組の充実 →学校支援チームによる訪問指導の実施等により、公開授業や研究協議の機会が増加し、授業改善に対する教員の意識が向上 ・学校支援チームによる訪問指導・助言（H30～）：35校 延べ698回訪問（R1） ・学習支援員の配置（進学に重点を置く5校除く、市立含む）：30校 延べ78名（R1）</p> <p>■ 生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築 →校内支援会の実施率やスクールカウンセラー等の外部専門家の活用率等も増加しており、支援を要する児童生徒への組織的かつ計画的な支援が充実 ・校内支援会月1回以上実施率：小85.3% 中87.9% 高72.2%（R1） ・校内支援会における専門家の活用率：小100.0% 中99.1% 高100.0%（R1）</p> <p>■ 体育授業の改善・健康教育の充実 →副読本や指導教材の活用による授業改善や教員の指導力向上に向けた研修会の充実、指導主事による課題校への訪問等の取組により各学校における体育・健康教育の取組が充実 ・健康教育副読本の活用率：小100% 中100% 高100%（R1）</p> <p>■ 特別支援教育の充実 →小・中・高等学校において「個別の指導計画」等を活用した組織的・継続的な支援が充実 ・「個別の指導計画」の作成率：小81.4% 中69.1% 高60.3%（R1）</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな時代に必要となる教育の実現に向けたカリキュラム・マネジメントの充実や、そのためのOJTの充実、教員の働き方改革の推進など、各学校におけるチーム学校としての組織マネジメント力の一層の向上が必要 ・少しでもリスクがあると思われる児童生徒の情報が校内支援会にあがり、早期支援の実施につながる仕組みの充実が必要 ・障害の状態の多様化がみられる中、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上、より早期からの指導・支援の体制づくりが必要

	<p>② 厳しい環境にある子どもたちへの支援</p>
概要	<p>就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援し、就学後は学校をプラットフォームとして小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を講じるなど、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、「厳しい環境にある子どもたちへの支援」を徹底</p>
これまでの主な取組と成果	<p>■保護者の子育て力向上のための支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> →ほぼ全ての園で基本的生活習慣の定着に向けた取組が行われており、「早寝早起き朝ごはん」を意識して取り組む保護者が増えたと感じている園が増加 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的生活習慣の重要性に関する保護者の理解促進に向けた取組 保育所・幼稚園等における保護者対象の学習会の開催率：99.3%（R1） 生活リズムカレンダー等を活用した園の取組の実施率：99.7%（R1） <p>■保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> →保育所・幼稚園等で保育者や地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを進める多機能型保育支援事業実施園では、民生委員等地域と連携した活動が充実 <ul style="list-style-type: none"> ・多機能型保育支援事業実施箇所数：H28 2か所 → R1 13か所 各園で段階を踏んで事業内容の充実を図れるよう、補助要件を3段階に分けて設定（R1） <p>■放課後等における学習の場の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> →ほぼ全ての小・中学校区で放課後等の学習支援が実施されるようになり、学力に課題のある児童生徒への個別の支援が充実 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等学習支援員の配置：小学校 111 校 231 名、中学校 70 校 204 名（R1） ・放課後児童クラブ・放課後子ども教室における学習支援実施率：98.1%（R1） <p>■専門人材、専門機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> →心の教育センターにスクールカウンセラースーパーバイザー等を配置したことにより、さまざまな問題に対し適切に対応し、解決まで寄り添うための機能が充実 <ul style="list-style-type: none"> ・心の教育センターへの高度な専門性を持つスクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置：H28 5名→H29～R1 7名 ・心の教育センターの相談支援受理件数（来所・出張・巡回相談）：H27 269 件→R1 413 件 →不登校対策チームの派遣により、各学校における取組状況や課題を迅速かつ適切に把握 <ul style="list-style-type: none"> ・不登校出現率の高い学校への訪問、支援（各学校2回以上）：22校（R1） <p>■欠食がみられる子どもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> →食事提供活動を行う団体・学校は、徐々にではあるが増加 <ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティア等による食事提供活動への支援 食事提供活動を行なうボランティアの募集・決定、食材及び食育資料の提供など 食事提供活動の実施状況：H29 3団体、4校→R1 8団体、10校

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した活動の充実に向け、多機能型保育支援事業の実施園を拡大していくことが必要 ・不登校児童生徒をはじめ、支援が十分届いていない児童生徒や保護者への支援機能の強化が必要

③	地域との連携・協働
概要	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである地域学校協働本部の設置促進や活動の充実など、学校と「 地域との連携・協働 」を積極的に推進

これまでの主な取組と成果	<p>■ 地域との連携・協働の推進</p> <p>→地域学校協働本部やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置・導入が着実に進む中、保護者や地域の方が学校のさまざまな活動に参画する割合が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部設置校数：小 168 校、中 98 校、義務 2 校 (R1) ・コミュニティ・スクール導入校数：61 校 (R1) ・放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率（小学校）：96.3% (R1) <p>■ 地域全体で子どもを見守る体制づくり</p> <p>→地域学校協働本部の活動への民生・児童委員の参画率が増加するとともに、子どもの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」の設置数も着実に増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合：98.4% (R1) ・高知県版地域学校協働本部（H29～）の設置数：126 校（小 88 校、中 38 校）(R1)
	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳しい環境にある子どもたちの見守り体制のさらなる強化が必要 ・子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援の充実が必要

④	就学前教育の充実
概要	専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化など、「 就学前教育の充実 」に向けた取組を推進

これまでの主な取組と成果	<p>■ 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立</p> <p>→平成 28 年に「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を策定し、その活用について管理職研修や各園への訪問支援等を通じて周知・啓発を行ってきたことにより、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法に関する保育者の理解が促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインを保育の見直し・改善に活用した園の割合：62.6% (R1) <p>■ 保育者のキャリアステージにあつた資質・指導力の強化</p> <p>→キャリアアップ研修の実施等により研修受講者が増加傾向にあり、職責に応じた専門性や実践力の向上に向けた保育者の意識が向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステージ研修の受講園の割合：基礎研修 55.6%、主任・教頭研修 67.0%、所長・園長研修 65.0% (R1) <p>■ 保幼小の円滑な接続の推進</p> <p>→ほとんどの小学校区において、保幼小の円滑な接続を図るためのカリキュラムの作成が完了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続期カリキュラムの作成率：保育所・幼稚園等 94.0%、小学校 100% (R1)
	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針・要領に沿った指導方法の確立に向けて、各園における組織的・計画的な保育の実践及び改善の取組の継続が必要 ・保幼小の円滑な接続に向け、地域の実態に応じた接続期カリキュラム等の実践・改善が必要 ・親育ち支援の必要性について保育者の理解は進んだが、日常的・継続的な実践は不十分

	<p>⑤ 生涯学び続ける環境づくり</p>
<p>概要</p>	<p>社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようするため、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境を整備</p>
<p>これまでの主な取組と成果</p>	<p>■ 新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実 → オーテピア高知図書館は、県民の「知りたい、学びたい」に応える情報拠点として、多くの方が利用 ・ オーテピア開館後の状況 (R1 累計) : 来館者数 1,775,834 人、個人貸出数 1,780,360 冊</p> <p>■ 南海トラフ地震等の災害や事故等に備えた取組の推進 → 県立学校施設の構造体の耐震化については、平成 28 年度で全て完了。平成 28 年度から取り組んだブロック塀の改修は令和元年度に完了。体育館（避難所）の非構造部材の耐震対策は、令和元年度から工事が本格化し概ね計画どおり進捗 ・ 県立学校の耐震対策 ブロック塀の改修 : 対象 36 校 H28～R1 : 36 校完了 体育館の天井材等の落下防止及びガラス飛散防止対策 : 対象 40 校 H28～R1 : 17 校完了</p> <p>■ 県立学校の振興の推進（中山間地域の小規模校の学習環境の充実） → 中山間地域の小規模高等学校において遠隔教育システムの活用が進んできており、実施した補習等は受講した生徒からも好評 ・ 学校間をつないだ遠隔教育の実施 教育課程に位置付けた教科・科目の授業や補習、県内外の学校との生徒交流、教員研修での活用 (7 校) ・ 教育センターを配信拠点とした遠隔教育の実施 中山間地域の小規模高等学校における遠隔教育システムの活用 : 全 10 校で活用 (R1) 各校のニーズに応じて進学補習講座等を実施</p> <p>■ 教育の情報化の推進 → 県立学校及び市町村（小・中学校）に統合型校務支援システムを導入し、教員の働き方改革の推進に加え、小・中・高の校種間でのデータ連携など児童生徒の個別指導に活用できる基盤システムを構築 ・ 統合型校務支援システムの導入状況 県立学校 : H29 全校導入完了 市町村（小・中学校） : R1 26 市町村に導入 (R2 全市町村に導入)</p>

	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯にわたって学び続ける環境づくりに向け、県民の多様な生涯学習ニーズに応えられるよう、情報提供機能の強化が必要 ・ ヘルメットの着用など、自転車の安全利用に対する子どもたちの意識のさらなる向上が必要 ・ 校務支援システムの多様な機能の活用による校内の業務改革や、蓄積される学力データの学習指導への活用など、効果的な活用を徹底していくことが必要
--	---

3 子どもたちの知・徳・体の状況について

(1) 知の状況について

①小・中学校の学力の状況について

小・中学校の学力の状況を本県と全国の平均正答率との差でみると、令和4年度の調査結果では、前年度より小学校の算数は大きく改善したものの、近年全国平均に近づきつつあった中学校では、それぞれの教科で全国平均との差を広げる結果となりました。特に、数学の「知識・技能」は、全国平均を大きく下回り、課題がみられます。

また、4年ぶりに実施された理科では、小学校では0.3ポイント、中学校では2.8ポイント全国平均を下回りました。

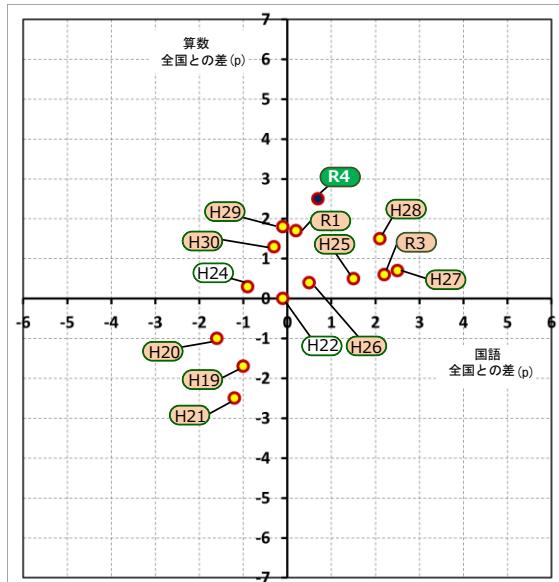
■全国学力・学習状況調査結果(H19～R4年度)

知の測定指標

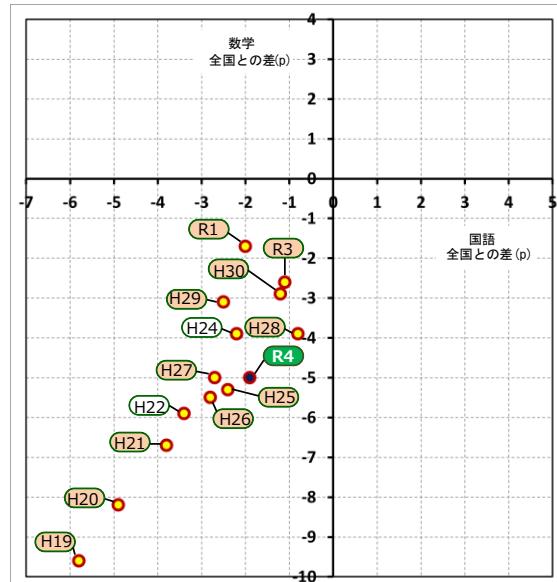
小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す
中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

◇本県と全国の平均正答率の差

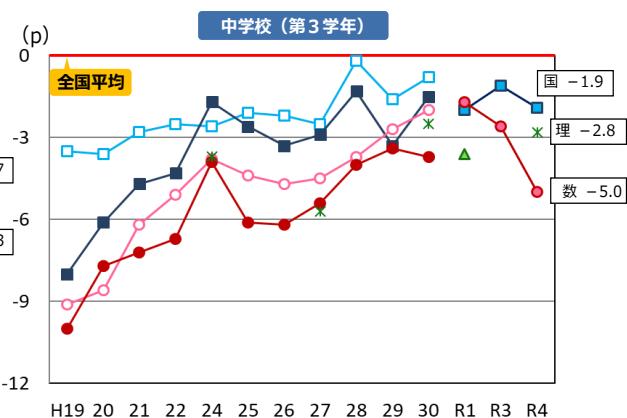
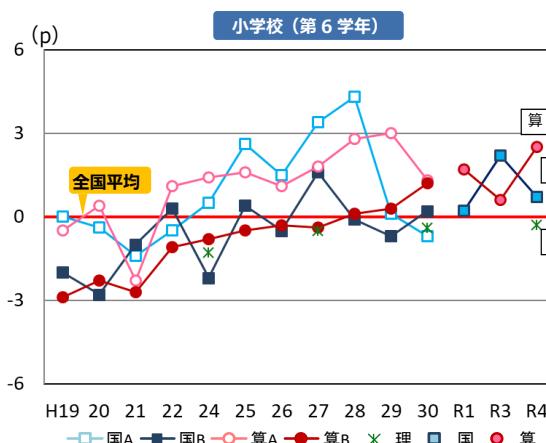
小学校（第6学年）



中学校（第3学年）



◇本県と全国の平均正答率の差（教科、問題別）



※平成22・24年度は抽出調査、平成23年度は東日本大震災の影響により、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全国調査未実施
※令和元年度からは、A問題（主として「知識」に関する問題）とB問題（主として「活用」に関する問題）を一括して問う調査に変更

②高等学校の学力について

公立高等学校の学力の状況は、学力定着把握検査の結果のうち、進学に重点を置く学校を除く 29 校のものをみると、学習内容が十分に定着しておらず、進学や就職の際に困難が生じることが予測される生徒の割合（以下、「D 3 層の生徒の割合」という。）は、令和 4 年度 2 年生 1 月実施で 21.7% となっており、前年度より増加しました。

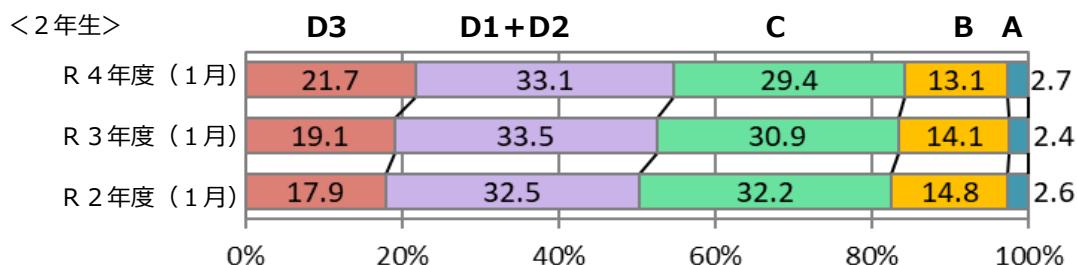
令和 4 年度 2 年生（R 3 年度入学生）の傾向を教科別にみると、国語と英語については、高等学校での学習範囲の出題の割合が増加する 2 年生 6 月に D 3 層の生徒の割合が増加しています。その後、2 年生 1 月には国語は横ばいですが、英語は減少しています。また、数学は前年度とほぼ同様の動きとなっています。

■学力定着把握検査 I の結果

◇2年生1月の3教科総合の結果

知の
測定指標

高校2年生の1月の学力定着把握検査におけるD3層の
生徒の割合を10%以下とする



※数値は学力定着把握検査 I (29 校) の結果

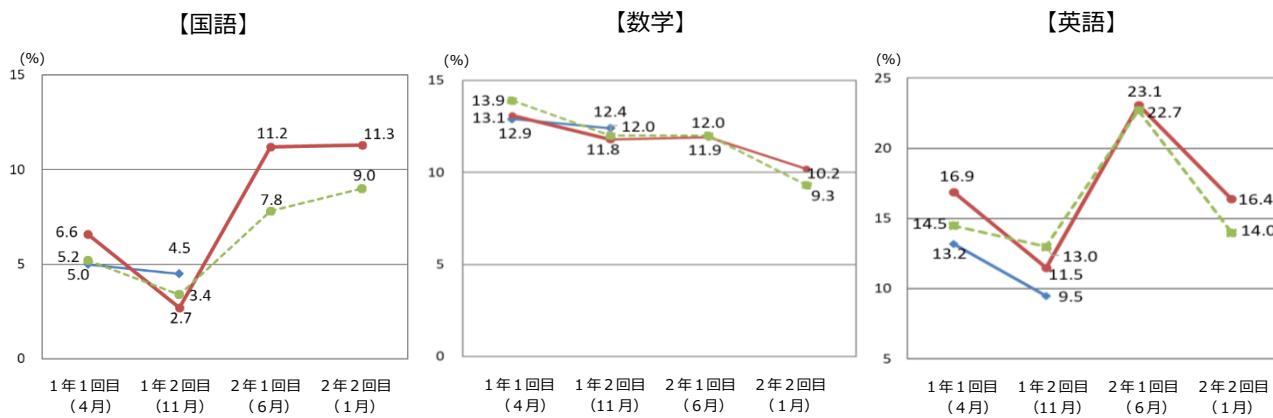
(その他 6 校 (R4 年度)、7 校 (R2~R3 年度) では別検査を実施)

※評価尺度である学習到達ゾーンの内容は下表のとおり

学力定着把握検査 I の評価尺度

学習到達 ゾーン	進路選択肢	
	進 学	就 職
A	国立大合格レベル	上場企業などの大手の就職筆記試験や公務員試験に対応できるレベル
B	公立大学等合格レベル	
C	私大・短大・専門学校の一般入試に対応可能なレベル	就職筆記試験における平均的評価レベル
D	上級学校に進学することはできるが、授業についていけず、苦労する学生が多い	就職試験で必要な最低限のラインはクリアしているが、仕事をするうえで支障が出ることが多い (D1・D2) 筆記試験が課される企業では不合格になることが多い (D3)

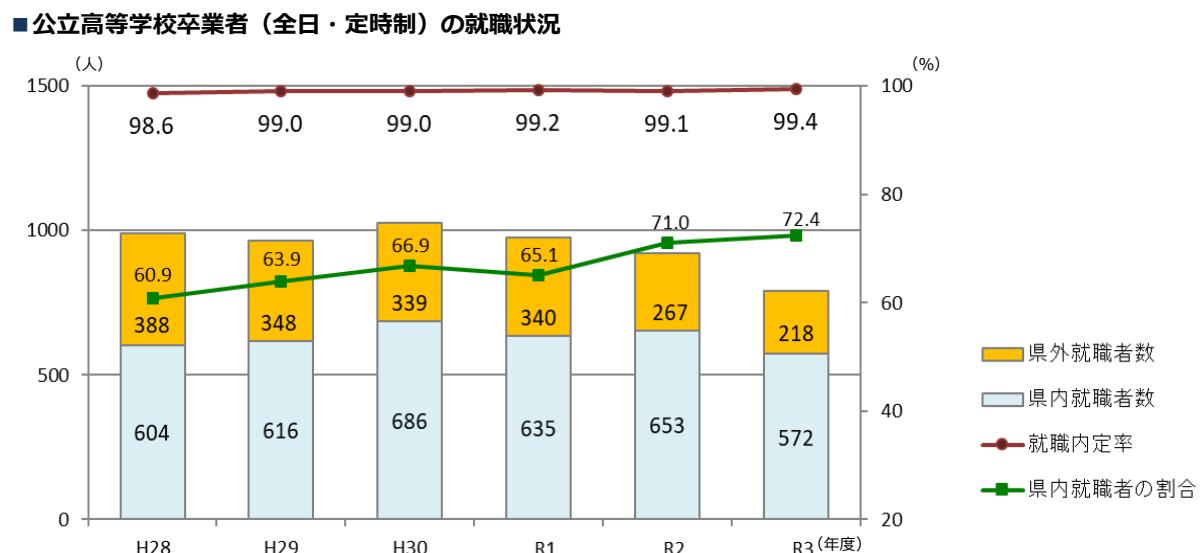
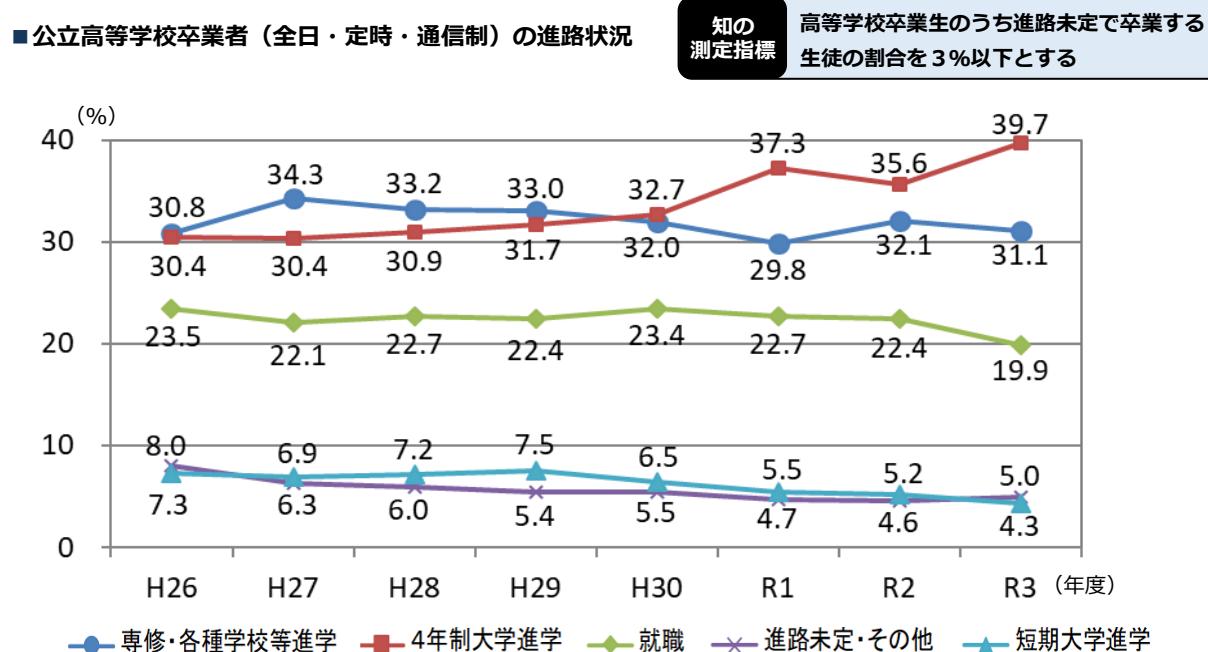
◇教科別にみた D3 層の占める割合の推移



公立高等学校卒業者の進路の状況については、進路未定で卒業する生徒の割合は減少傾向にありますが、令和3年度は前年度の4.6%から5.0%へと、やや増加しました。

また、卒業生の3分の1を超える生徒が4年制大学に進学している状況が続いており、令和3年度は39.7%となっています。

さらに、就職内定率が着実に改善してきたことにあわせ、県内就職者の割合も上昇傾向にあり、令和2年度からは70%を超えていました。



(2) 徳の状況について

令和4年度全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙調査）の結果によると、中学校では自尊感情に関する質問の肯定的回答の割合は全国より高く、年々増加傾向にあります。一方、小学校においては、令和3年度よりわずかに上昇したものの、全国を下回っています。

また、夢や志に関する質問の肯定的回答の割合については、小・中学校ともに近年下降傾向にあり、小学校は全国を下回りました。全国的にも肯定的回答の割合は減少傾向にあり、コロナ禍をはじめとする将来を見通せない社会状況が少なからず影響していると考えられます。

さらに、思いやりに関する質問については、小・中学校ともに全国並みとなっています。公共の精神に関する質問については、小・中学校ともに令和3年度より減少したものの、全国より高い状況を維持しています。

**■全国学力・学習状況調査
児童生徒質問紙調査結果抜粋
(H19、22、25、28、R1、3、4 年度)**

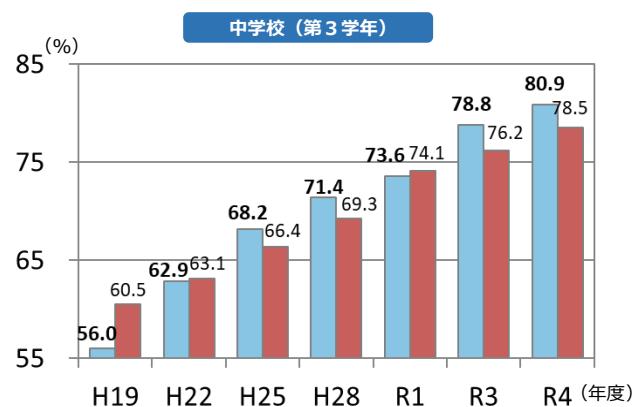
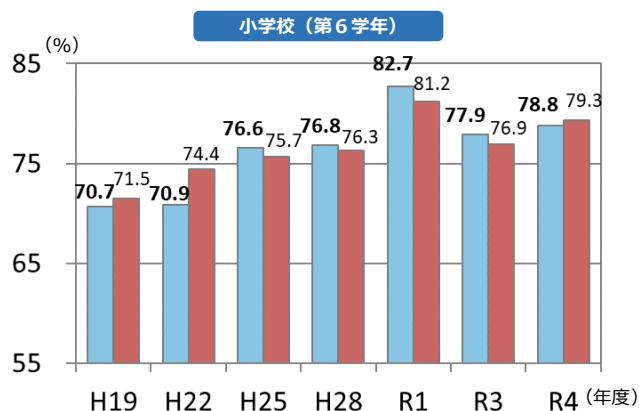
徳の測定指標

児童生徒質問紙調査における道徳性等（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神など）に関する項目の肯定的回答の割合を向上させる

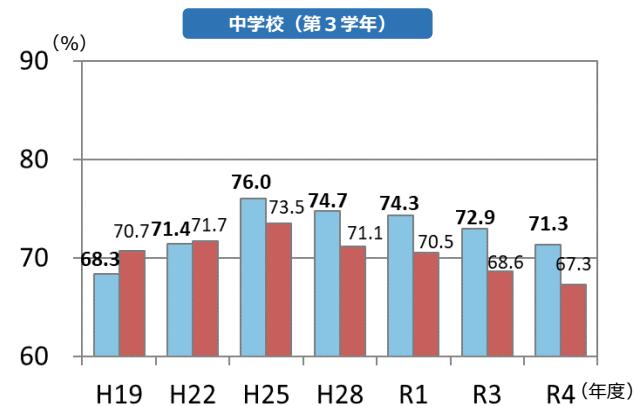
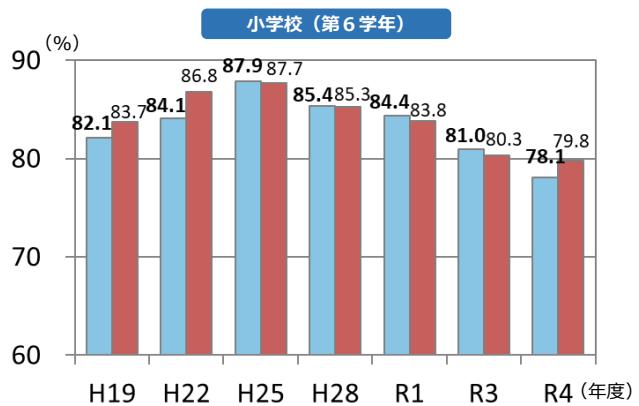
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、全国調査未実施
※各質問に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒の割合 (%)

◇自分にはよいところがある

■ 高知県 ■ 全国



◇将来の夢や目標を持っている

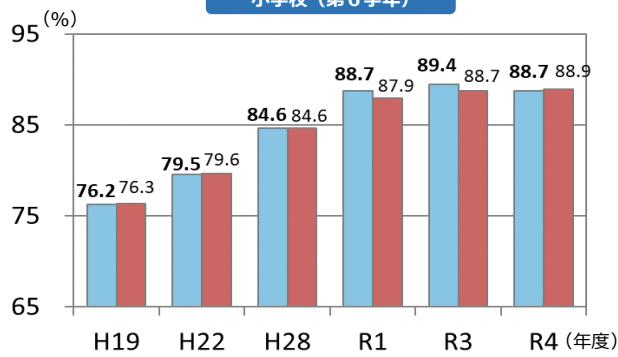


◇人が困っているときは、進んで助けている

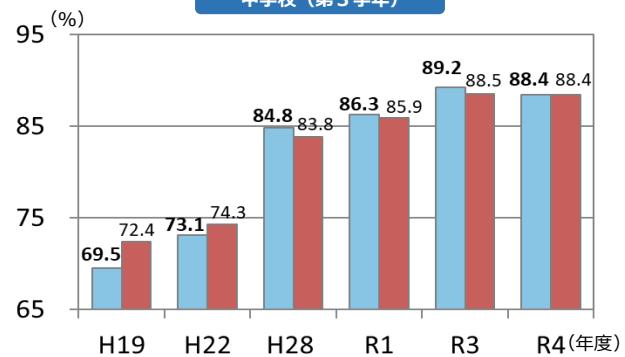
※H25は質問項目なし

高知県 全国

小学校（第6学年）



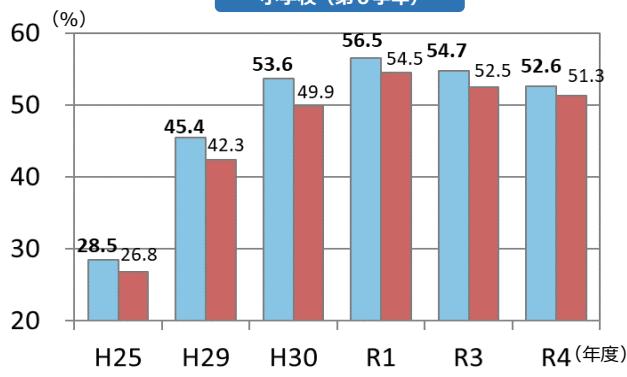
中学校（第3学年）



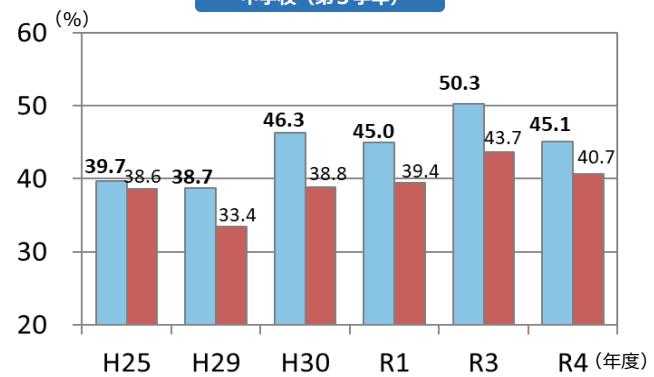
◇地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある

※H19、22、28は質問項目なし

小学校（第6学年）

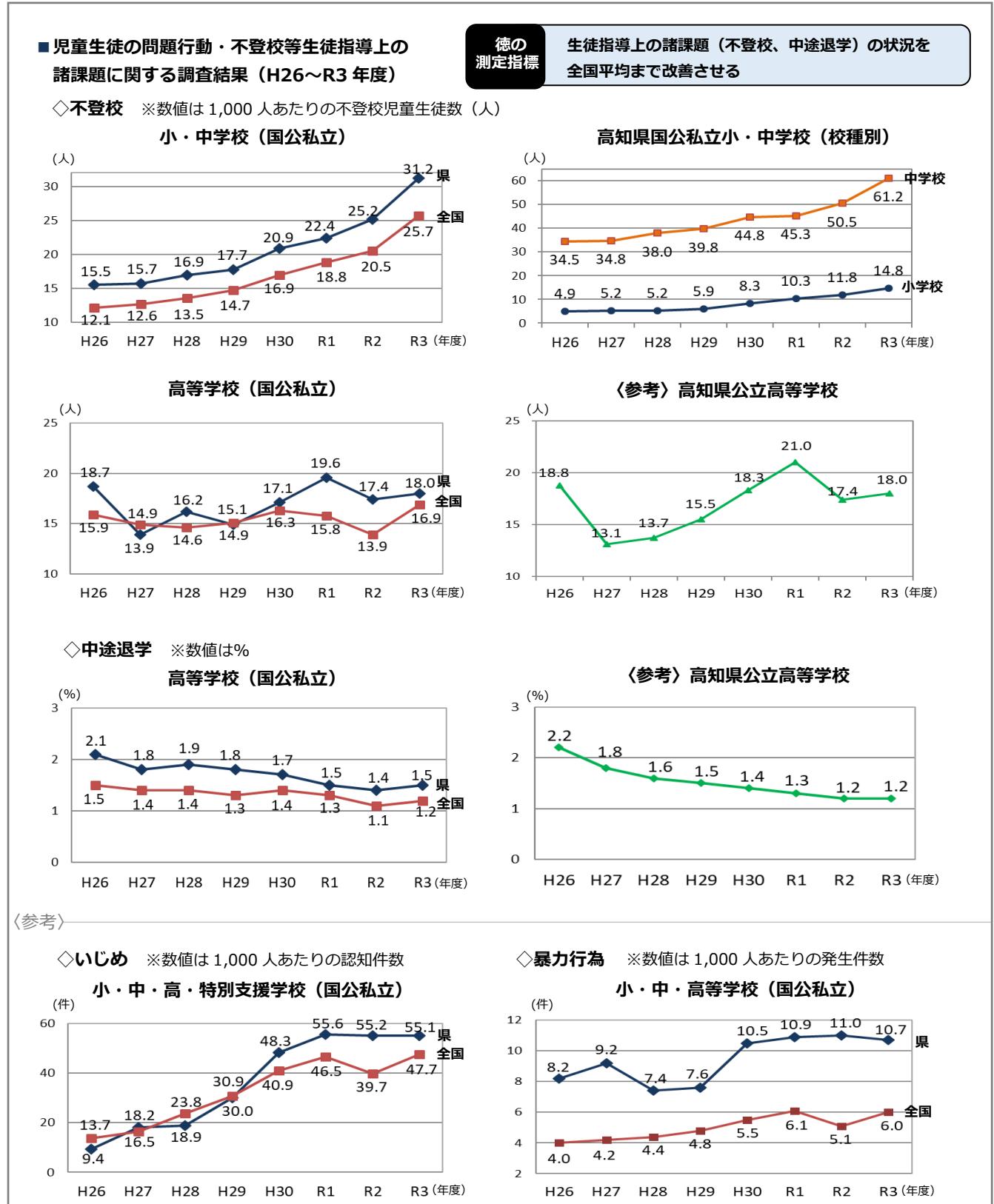


中学校（第3学年）



生徒指導上の諸課題の状況については、全国調査の結果、高知県、全国とともに小・中学校の1,000人あたりの不登校児童生徒数は増加しています。本県においては、特に中学校での大幅な増加がみられる一方で、不登校児童生徒のうち学校内・外で相談・指導等を受けている割合は全国に比して高い状況（R3年度【国公私立】県小中：92.6%、全国小中：63.7%）です。

また、高等学校の1,000人あたりの不登校生徒数、中途退学率はともに、全国平均を上回っている状況が続いています。



(3) 体の状況について

小・中学校の体力・運動能力については、平成 20 年度の全国調査の結果において、男女ともに全国最低水準でしたが、その後は改善傾向にあります。

平成 27 年度に小学校が全国平均を上回ったことから、第 1 期大綱では全国上位とすることを目指しましたが、その計画期間（H28～R1 年度）において、小・中学校、男女ともにほぼ全国水準に達しながらも、継続的に全国平均を上回るまでには至っていません。

令和 4 年度の体力合計点は、令和 3 年度に比べて小学校男子はほぼ同じであり、小学校女子、中学校男女についてはやや下回りました。しかし、全国の体力合計点が小・中学校の男女ともに低下している中、昨年度に引き続き、小・中学校の男女ともに全国平均を上回りました。

また、DE 群の児童生徒の割合は、過去 4 年間の平均値と比べると、小・中学校いずれも男女ともに増加しています。

■全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（H20～R4 年度）

体の測定指標

全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、

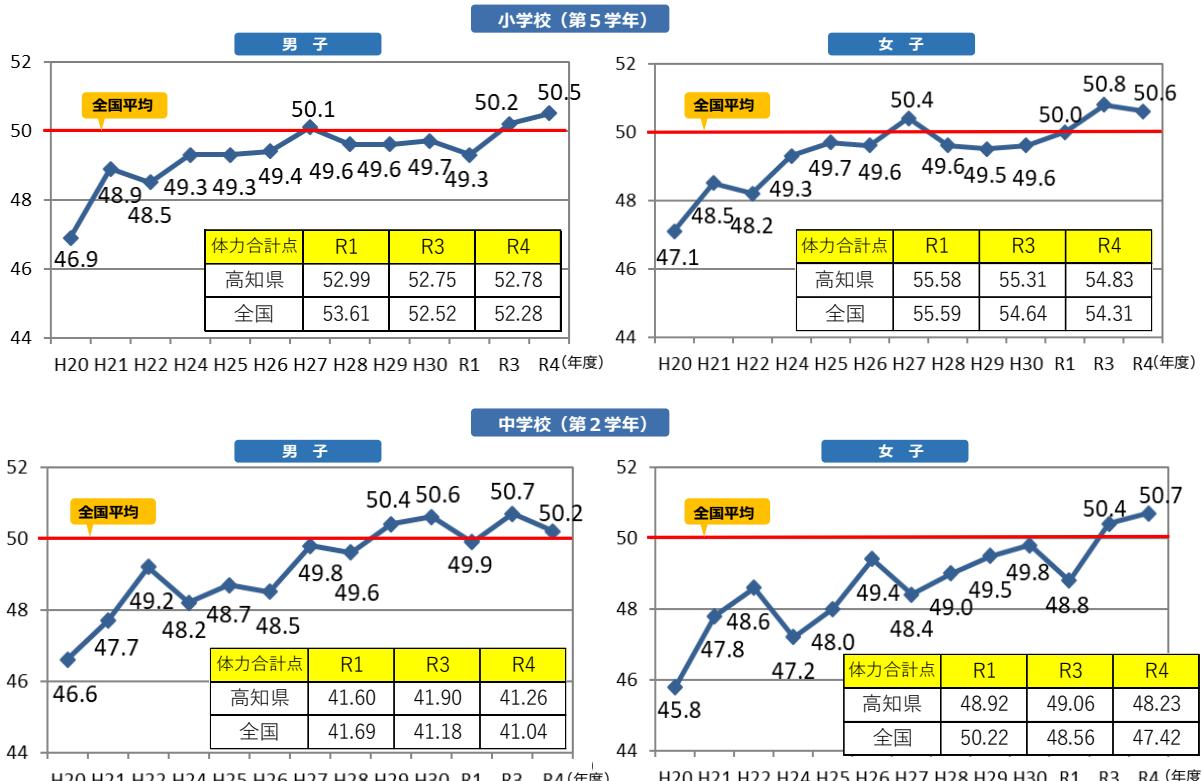
・小・中学校の体力合計点は継続的に全国平均を上回る

・総合評価で DE 群の児童生徒の割合を過去 4 年間の平均値から 3 ポイント以上減少させる

◇体力合計点（8種目の実技の総合点）の推移

※平成 23 年度は東日本大震災の影響により、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全国調査未実施

※数値 表：体力合計点 グラフ：T 得点（全国平均 = 50）



◇総合評価で DE 群の児童生徒の割合 県結果の比較（H28～R1 年度の平均値、R3、R4 年度）

※総合評価：体力テスト合計得点のよい方から ABCDE の 5 段階で評定した体力の総合評価

小5	H28～R1 平均値	R3	R4
男子	31.5%	35.8% (+4.3)	34.1% (+2.6)
女子	24.4%	24.9% (+0.5)	28.4% (+4.0)

中2	H28～R1 平均値	R3	R4
男子	28.6%	29.8% (+1.2)	32.3% (+3.7)
女子	14.2%	15.4% (+1.2)	16.6% (+2.4)

※（ ）の数値は、県の過去 4 年間（H28～R1）の平均値との差

4 社会の状況

(1) 人口減少、少子化、高齢化の進行

本県の人口は、国勢調査によると、昭和31年の88万3千人をピークに減少し、令和2年には約69万2千人となっています。（令和5年2月1日時点は約67万3千人：高知県の推計人口月報 高知県産業振興推進部統計分析課より）

本県では、平成2年から、全国に約15年先行する形で、出生数が死亡数を下回る人口の自然減の状態が続いている。出生数が減少した要因としては、高度経済成長期などを中心として多くの若者が県外に流出したことと、非婚化・晩婚化の進行、経済的な理由、子育てに対する負担感の増大などによる出生率の低下が挙げられます。

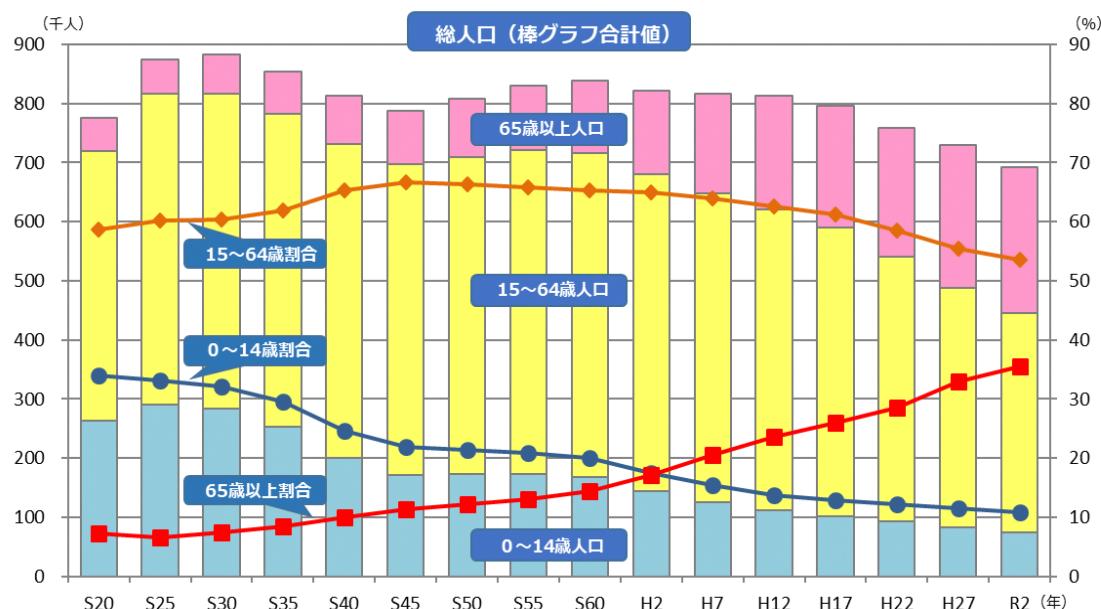
また、転出が転入を上回る人口の社会減は、平成13年から続いており、特に、15～24歳の若者の県外への転出が多くなっています。

こうした状況を背景に、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少する一方で、65歳以上の老人人口は増加を続けており、全国に約10年先行して高齢化が進んでいます。

「人口減少が経済規模の縮小を引き起こし、それが若者の県外流出につながり、ますます過疎化・高齢化が進行することで、少子化が加速し、さらなる人口減少につながる」という負の連鎖を招いています。県ではこうした状況の改善に向けて、「第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年3月に策定し、「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働く高知県」の実現を目指して各分野での取組を積極的に進めています。

一方で、近年、我が国の在住外国人数は増加しており、本県でも令和3年6月末時点では4,725人と、平成28年度同月の3,763人と比較して5年間で約26%増加しています。

■高知県の人口及び年齢3区分別人口の推移



総務省「国勢調査」

(2) 児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について

少子化の進行や転出人口の増加に伴い、県内の児童生徒数は減り続けています。平成 25 年度に 66,542 人であった公立小・中・高等学校の児童生徒数は、令和 4 年 5 月現在、54,991 人まで減少しています。さらに令和 9 年度には約 48,000 人まで減少することが予測されています。

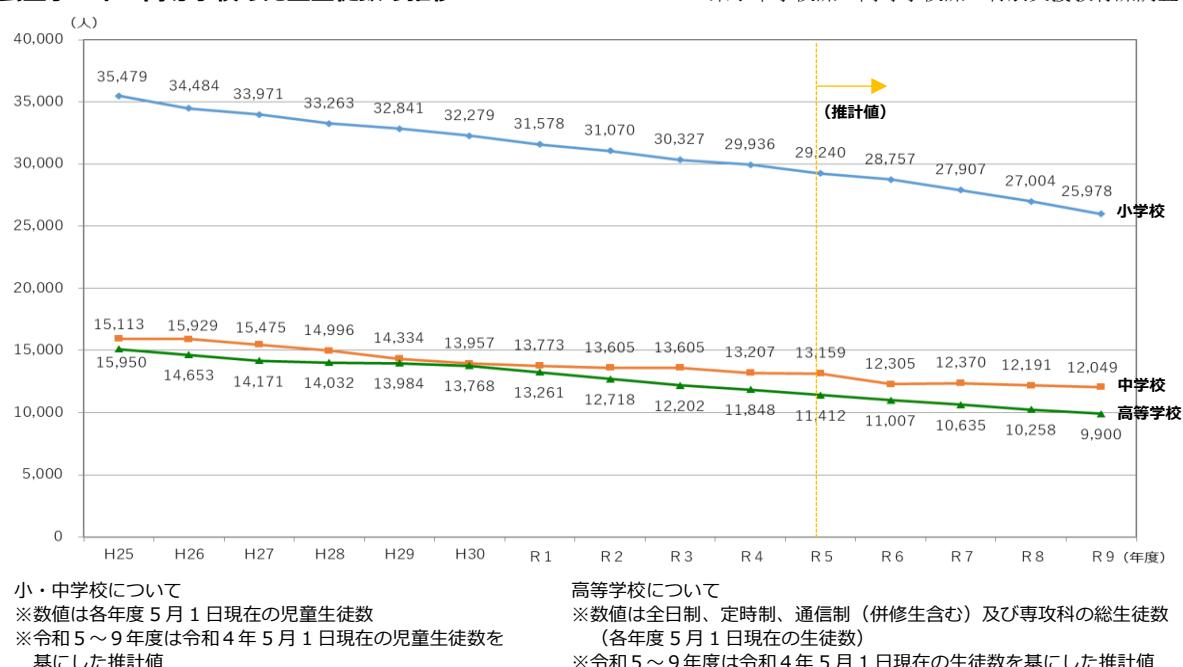
児童生徒数の減少に伴い、県内では学校の統廃合が進んでおり、公立小・中学校（義務教育学校含む）の数は、平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間で 28 校減少しています。

県立学校については、平成 26 年度に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、前期実施計画（平成 26~30 年度）においては高知南中学校・高等学校と高知西高等学校、須崎工業高等学校と須崎高等学校との統合、後期実施計画（平成 31~令和 5 年度）においては県立安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合を位置付けるとともに、中山間地域の学校の振興策を推進しています。

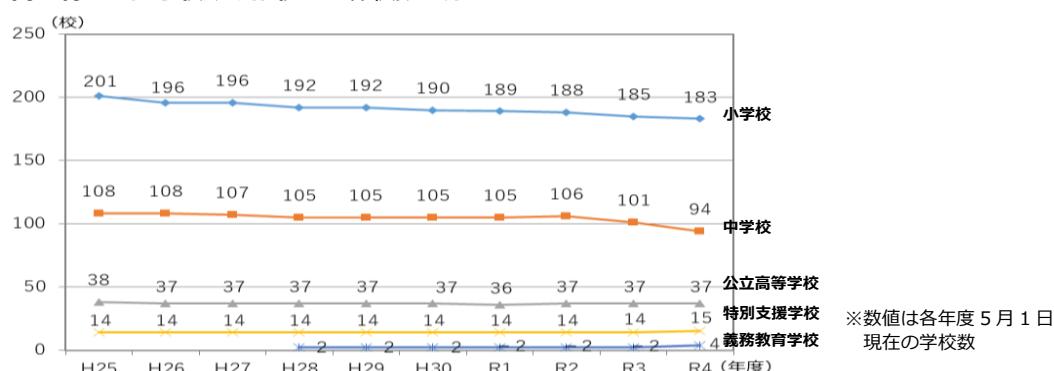
児童生徒数がさらに減少していく中で、それぞれの地域の実情も踏まえながら、各学校の教育の質の維持・向上を図るために、小規模校が抱える課題を克服していくことなどが必要となっています。

■公立小・中・高等学校の児童生徒数の推移

県小中学校課・高等学校課・特別支援教育課調査



■公立小・中・高・特別支援学校数の推移 ※休校数は除く



(3) 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大の初期に当たる令和2年3月、文部科学省から全国一斉に臨時休業措置の要請が行われたことを受け、本県の学校でも同年3月初旬から5月下旬にかけて長期の臨時休業を実施しました。

その後も断続的に全国規模で感染が拡大し、児童生徒や教職員の感染が確認された場合には、その状況に応じて、学校の全部又は一部を臨時休業とするなどの措置を講じてきました。

この間、学校においては、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿って、感染拡大リスクが高い「3密（密閉・密集・密接）の回避」、「マスクの着用」、「手指の衛生」などの基本的な感染症対策を徹底するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら教育活動を継続してきました。

特に、令和2年度の長期にわたる臨時休業時には、県教育センターホームページに「家庭学習支援動画ライブラリー」を開設し、指導主事等が作成した授業動画を配信するなど、家庭学習への支援を行いました。また、令和3年4月には県独自の学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」を開設し、200本を超える家庭学習支援動画や6,000問以上のデジタル教材を掲載するなど、国の「GIGAスクール構想※」により整備された1人1台タブレット端末を活用して家庭等で学習ができる環境を整えています。

その一方で、新型コロナウイルスに感染したことや、マスク着用の有無により児童生徒が不当な差別やいじめ等の対象になることのないよう、学校において差別・偏見の防止に向けた取組を行っています。

このように、コロナ禍においても教育の質を向上させる取組を強化し、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障を両立させる取組を進めています。

(4) 子どもたちを取り巻く厳しい環境について

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平成30年の日本の子どもの貧困率は13.5%であり、約7人に1人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。生活保護被保護率や、就学援助率、ひとり親世帯比率等が全国平均を大きく上回る本県では、家庭が厳しい経済状況にある子どもの割合はさらに高いことが推測されます。（※同調査では平成30年、ひとり親家庭の貧困率は子どもがいる現役世帯全体の約4倍と厳しい状況にあることが明らかになっています。）さらにはコロナ禍において、経済面でより厳しい家庭が増えることが懸念されています。

こうした家庭の厳しい経済状況や生活環境等を背景として、県内では多くの子どもたちが、学力の未定着や不登校、虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

県では、このような厳しい環境にある子どもたちへの支援を喫緊の課題と捉え、令和2年3月に策定した「第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画」に基づき、保護者への生活・就労面での支援や子どもの学びの場・居場所の確保など、子どもの発達や成長の段階に応じた支援策を推進しています。

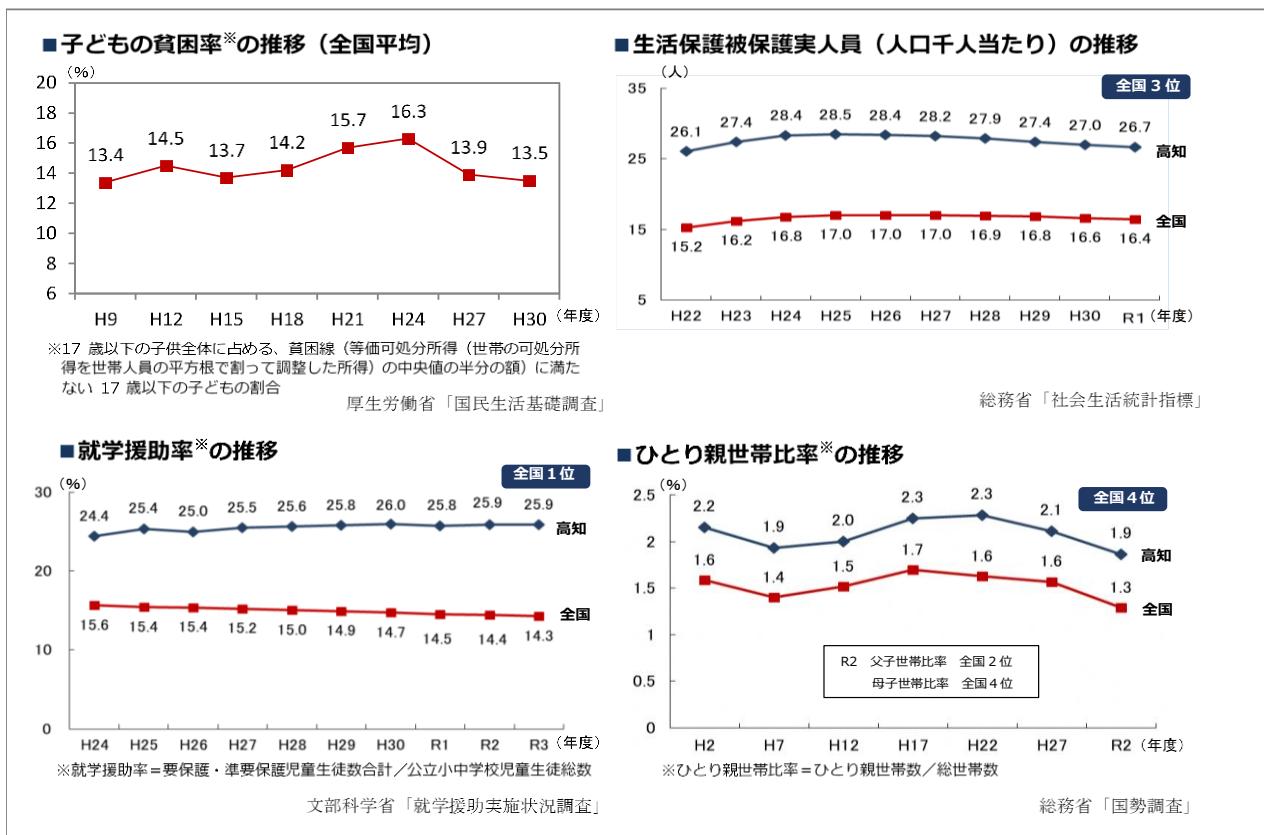
さらに、福祉分野では、「ヤングケアラー※」や8050問題※を含む複雑化・複合化した課題に対応するため、「高知型地域共生社会※」の取組として、困っている人を早期に発見し、制度の狭間に陥ることがないよう、多機関協働型の包括的な支援体制の整備と地域のつながりの再生に向けたネットワークづくりを進めています。

※GIGAスクール構想：令和元年12月に文部科学省が発表した子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けた教育改革案。GIGAは「Global and Innovation Gateway for All」の略

※ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

※8050問題：80代の親が50代のひきこもりの子の生活を支えるという問題

※地域共生社会：制度・分野の「縦割り」や「支える・支えられる」という関係を超えて、人と人、人と資源が相互につながり、支え合うことで、暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会



(5) デジタル技術の進展と超スマート社会の到来

IoT※やロボット、ビッグデータ※、AI※等をはじめとする技術革新の進展により、あらゆる分野においてデジタル技術の活用が急速に進んでいます。こうした先進技術の活用により、新たな価値を創出し、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することのできる「超スマート社会（Society 5.0）※」の到来が予想されています。

この超スマート社会においては、労働市場の構造や職業、人々の生活様式が大きく変わることが予測されており、近い将来、多くの職種がAI等に代替される可能性があるとの指摘もあります。

本県においても、最先端のデジタル技術を活用し、県内のあらゆる分野の課題解決、開発されたシステムの地産外消、IT・コンテンツ関連企業の集積を図る「高知版 Society5.0」の実現に向けて取組を推進しています。

こうした新しい社会に対応するため、教育を通じて、ICTを成果の向上や課題解決のための手段として主体的に使いこなす力だけでなく、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を發揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが求められます。

※IoT：Internet of Things の略。あらゆる物がインターネットを通じてつながることにより実現する新たなサービス、ビジネスモデルまたはそれを可能とする要素技術の総称

※ビッグデータ：インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータ

※AI：人工知能。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータ等の人工的なシステムにより行えるようにしたもの

※超スマート社会（Society 5.0）：狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会で、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

(6) 参考：国の主な教育改革の動き

○教育振興基本計画

平成 30 年 6 月に、国における第 3 期の教育振興基本計画が閣議決定されました。

本計画は、前期の計画で掲げた「自立」、「協働」、「創造」の方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものであり、文部科学省は、本計画に基づき、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間で、教育を通じて生涯にわたる一人一人の可能性とチャンスを最大化することを政策の中心に据えて、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」など 5 つの基本的な方針に沿ってさまざまな施策を推進しています。

また、令和 5 年 1 月の国の次期教育振興基本計画（令和 5～9 年度）の策定に向けたこれまでの中央教育審議会次期教育振興基本計画部会による審議経過の報告（案）では、次期計画のコンセプトとして、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング※の向上」を掲げ、今後の教育政策に関する 5 つの基本的な方針が示されました。

- (1) グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- (2) 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- (3) 地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進
- (4) 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）※の推進
- (5) 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

○平成 29・30・31 年改訂 学習指導要領

令和 2 年度から小学校、令和 3 年度から中学校で全面実施、令和 4 年度から高等学校で年次進行の実施となった現行の学習指導要領では、基本理念として、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会とが共有し、各学校で、子どもたちに必要な資質・能力等を教育課程において明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが示されています。

育成を目指す資質・能力は「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の 3 つの柱に整理され、その育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善や、学校全体として教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント※」を確立することなどが求められています。

また、特別支援学校学習指導要領では、障害のある子どもたちの学びの連續性を重視した対応、一人一人に応じた指導の充実、自立と社会参加に向けた教育の充実等を主な改善事項として掲げています。

※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状況にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

※デジタルトランスフォーメーション（DX）：デジタル化でサービスや業務、組織を変革すること

※カリキュラム・マネジメント：教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

○「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

令和3年1月に、中央教育審議会において、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」が取りまとめられ、文部科学大臣に提出されました。

答申では、現代社会を、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」、新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」とし、その時代の中で一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが必要であるとされています。そして、子どもたちに必要な資質・能力が身につくようにするために、「教育振興基本計画の理念（自立・協働・創造）の継承」「G I G Aスクール構想の実現」「新学習指導要領の着実な実施」「学校における働き方改革の推進」を柱とし、必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させることなどが示されました。

あわせて、個別最適な学びと協働的な学びを実現するための改革の方向性に沿った施策を推進することなどが求められています。

<改革の方向性>

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践と I C Tとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力のある学校教育を実現する

○新時代の学びを支える指導体制等の計画的な整備

文部科学省は、学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら専門性の高い教科指導を行う教科担任制（優先的に専科指導の対象にすべき教科：外国語、理科、算数、体育）を令和4年度から本格導入しました。

また、令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備することとなり、中学校については今後の検討課題になっています。

○教員免許更新制の発展的な解消と「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿*

教員免許更新制は、その時々で教師として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることで、教師が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指して、平成21年4月から導入されました。しかし、令和3年11月の中央教育審議会による「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて」の提言を受け、教員免許更新制の廃止を盛り込んだ「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（以下、本項目において「改正法」という。）」が令和4年5月に成立し、令和4年7月1日から発展的に解消されました。

***新たな教師の学びの姿**：中央教育審議会の審議のまとめでは、「新たな教師の学びの姿」として、「変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという『主体的な姿勢』」、「求められる知識技能が変わっていくことを意識した『継続的な学び』」、「新たな領域の専門性を身につけるなど強みを伸ばすための、一人一人の教師の個性に即した『個別最適な学び』」、「他者との対話や振り返りの機会を確保した『協働的な学び』」と示されている。

また、改正法により、教員の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが、令和5年4月1日から導入されることとなりました。

さらに、令和4年12月には中央教育審議会において、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」がとりまとめられました。その答申では、今後の改革の方向性として、「新たな教師の学びの姿」の実現や多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成とともに、教職志望者の多様化や、教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と、安定的な確保についても示されています。

○成年年齢の引下げ

民法の定める成年年齢を18歳に引き下げるなど的内容とする「民法の一部を改正する法律」が平成30年6月に成立し、令和4年4月1日から施行されました。

文部科学省は消費者庁、法務省、金融庁と連携して「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプラン」を策定し、若年者の消費者被害の防止・救済等について実践的な消費者教育を推進しています。

また、現行の学習指導要領においては、令和4年度から高等学校に新科目「公共」が設置されるとともに、家庭科では金融教育が必修化されました。さらに、幼稚園・小学校・中学校・高等学校では各段階で関連する各教科等を通じて系統的に主権者教育等の充実が図られています。

○気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する教育の充実

地球環境問題が世界全体の喫緊の課題となる中、我が国においても令和3年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年までに脱炭素社会（カーボンニュートラル※）の実現を目指すなど、官民を挙げて気候変動対策が進められています。

脱炭素社会の実現に向けては、持続可能な社会の創り手となることが期待される子どもたちが地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動をとることができるよう、地球環境問題に関する教育を今後ますます充実していくことが求められています。

○外国人児童生徒等の教育の充実

近年、我が国に在留する外国人は増加傾向にあり、それに伴って学校に在籍する外国人児童生徒も全国的に増加しています。また、国際結婚家庭などを中心に、日本国籍を有しながら日本語指導を必要とする児童生徒も増加してきています。

こうした背景のもと、令和元年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、日本語指導に必要な教員定数の改善や外国人児童生徒の教育に携わる教員等の資質能力の向上、国民の理解と关心の増進等の取組が進められています。

※カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いた実質的な温室効果ガスの排出量をゼロにすること

○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方

少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁において、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

このガイドラインは、令和4年6月及び8月にとりまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定された運動部活動と文化部活動のガイドラインを統合し全面的に改定したものであり、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方方が提示されました。

この中で、部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備することにより、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものであるとの考え方方が示されています。また、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行については、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間として取り組みつつ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すとされています。

○G I G Aスクール構想の加速化

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年春から学校の臨時休業が続いたことを踏まえ、文部科学省は、令和5年度末までを予定していた「G I G Aスクール構想」を令和2年度内に完了する計画へと見直しました。これにより、1人1台端末の早期実現や、家庭でもインターネットにつながるモバイル通信機器の整備など、ハード・ソフト・人材を一体とした整備が加速化され、ICTを活用して全ての子どもたちに学びを保障できる環境が実現しつつあります。

また、こうして導入したICTを最大限に活用して教育の質を高めていくために、デジタル教科書※・教材の活用が推進されており、文部科学省は令和4年8月に、令和6年度に小学校5年から中学校3年に対して英語のデジタル教科書を先行導入する方針を決定しました。算数・数学やその他の教科については、学校現場の状況等を踏まえながら段階的に導入することとしています。

さらに、令和元年に公布・施行された「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき、学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示した「学校教育情報化推進計画」が令和4年12月に策定されました。この計画では、基本的な方針として、ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成、教職員のICT活用指導力※の向上と人材の確保、ICTを活用するための環境の整備、ICT推進体制の整備と校務の改善を掲げています。

※デジタル教科書：紙の教科書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材。例えば、拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ、総ルビ、検索、保存、動画・アニメーション・ドリル・ワーク・参考資料の活用等が可能

※教職員のICT活用指導力：教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力、授業にICTを活用して指導する能力、児童生徒のICT活用を指導する能力、情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

○医療的ケア児※及びその家族への支援

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、それまで努力義務であった医療的ケア児への支援が、国や地方公共団体等において実施しなければならない責務となりました。

この法律では、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えること、個々の医療的ケア児が必要とする支援が関係機関相互の緊密な連携のもとに切れ目なく行われるようすること等が基本理念として掲げられ、地方公共団体や保育所、学校の設置者等は、法に基づく医療的ケア児及びその家族に対する支援施策に取り組むこととされています。

○学校と地域の連携・協働

平成29年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務となり、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

※導入数は飛躍的に増加（平成29年3,600校導入、令和4年5月時点15,221校導入（全国の公立学校の42.9%））しています。さらに、教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果があることや、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性が一層認識されるようになりました。

令和4年3月の「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議」における最終まとめでは、これから在り方を「関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップのもと、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援する。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現していく。」とされています。また、取組の方向性として、コミュニティ・スクールの導入促進、質的向上とともに、地域学校協働活動※の一体的な推進について示されています。

※**医療的ケア児**：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童であり、18歳未満の者に加え、18歳以上の者であって、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍する者も含む。

※**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**：学校と地域住民等が力をあわせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともににある学校」への転換を図るための仕組み

※**地域学校協働活動**：地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

○幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続

教育基本法において「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」として規定される幼児期の教育と、小学校から実施される義務教育とを円滑につないでいくためには、子どもの成長を中心に据え、関係者の分野を越えた連携により、発達の段階を見通した教育の充実という一貫性のもと、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図っていくことが必要となります。

令和4年3月、中央教育審議会初等中等教育分科会の「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」において審議経過報告がとりまとめられ、目指す方向性として「幼保小の架け橋プログラム※」の実施等が示されており、文部科学省では令和4年度から3か年程度を念頭に、全国的な架け橋期の教育の充実とともに、モデル地域における実践を並行して集中的に推進していくこととされています。

○幼児教育・保育の無償化

幼児教育の重要性に鑑み、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障することを目指して、令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月から幼児教育・保育の無償化の制度が始まりました。この制度により、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもたちの利用料が無料となっています。

○「生徒指導提要」の改訂

令和4年12月、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成された「生徒指導提要」が、12年ぶりに改訂されました。これは、平成22年に初めて「生徒指導提要」が作成されて以降、「いじめ防止対策推進法」等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況にあることを踏まえ、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理し、今日的な課題に対応していくため改訂されたものです。

この改訂では、課題予防・早期対応といった課題対応のみならず、児童生徒の発達を支えるような生徒指導（発達支持的生徒指導※）の側面に着目し、その指導の在り方や考え方について説明が加えられています。また、性的マイノリティの児童生徒に対する学校の対応、校則の運用・見直し等についても盛り込まれています。さらに、令和5年4月1日から施行される「こども基本法」に位置付けられている子どもたちの健全な成長や自立を促すため、子どもたちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持ったりする「子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保」等についても含められています。

※**幼保小の架け橋プログラム**：子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指すもの

※**発達支持的生徒指導**：子どもが自ら発達していくこうとする力を支える生徒指導

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保

平成 28 年 12 月に、不登校の児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間等に授業を行う学校における就学機会の提供などの施策に関する基本理念や国・地方公共団体の責務等を規定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布されました。

この法律に基づき、文部科学省は、「不登校児童に対する効果的な支援の推進」や「夜間中学の設置の促進」など、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を平成 29 年 4 月に策定するとともに、令和元年 7 月には、それまでの取組の現状・課題及び対応の方向性をまとめた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」を公表するなど、各自治体における施策の一層の推進に向けた取組が進められています。

さらに、令和 4 年 6 月には、「不登校に関する調査研究協力者会議」において、今後重点的に実施すべき施策の方向性に関する報告書がとりまとめられました。この報告書を踏まえ文部科学省から、不登校特例校^{*}設置の推進や学校内の居場所づくり（校内の別室を活用した支援策）、I C T 等を活用した学習支援等を含めた教育支援センター^{*}の機能強化等の取組を進めるよう、各地方公共団体等に通知されました。

○学校における働き方改革

文部科学省が行った平成 28 年度の教員勤務実態調査では、「過労死ライン」とされる月 80 時間以上の超過勤務をしている教員が、小学校で全体の 3 割、中学校で 6 割存在していることが明らかになりました。平成 29 年 6 月に、中央教育審議会は文部科学大臣から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」諮問されたことを受けて、さまざまな議論を進め、平成 31 年 1 月に答申を行いました。また、同月、文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し公表しました。

その後、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」という。）」の改正により、勤務時間の上限に関するガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされ、令和 2 年 4 月 1 日から学校における働き方改革が一層推進されることになりました。あわせて、令和 3 年 4 月 1 日から地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用が可能になりました。

また、令和 4 年度に全国の学校を対象に勤務実態調査が実施され、必要に応じて、給特法等の法制的な枠組みを含め、公立学校の教員に関する労働環境について検討することとしています。（実態調査結果は令和 5 年度初めに速報値公表予定）

^{*}不登校特例校：不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校

^{*}教育支援センター：不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、学校以外の場所等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したもの

第3章 基本理念と基本目標



1人1台タブレット端末を活用した授業

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念～目指すべき人間像～

第1期大綱では、下記の2つを基本理念として掲げ、その実現に向けて施策を推進してきました。この基本理念、目指すべき人間像は、これからの中の「Society5.0時代」、「予測困難な時代」の中においても変わらないものであり一層重要であると考えられることから、第2期大綱においても継承することとします。

（1）学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち

グローバル化や情報化、少子・高齢化が急速に進むなど、社会・経済が激しく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの中の時代を自らの力で力強く生き抜き、自らの夢に向かって羽ばたけるようにするためにには、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育むことが必要です。

＜知・徳・体の育成すべき力＞

- 知：基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲
- 徳：社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性
- 体：生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣

こうした知・徳・体の調和がとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を、家庭の保護者や地域、学校、市町村教育委員会、県教育委員会等が、それぞれの役割や責任を意識しながら力をあわせ、社会全体で子どもたちに身につけさせていかなければなりません。

このため、1つ目の基本理念を「**学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち**」の育成とします。

（2）郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

我が国では、先のみえない変化の激しい時代の中で、課題に挑戦し、未来を切り拓く人材が求められています。

特に少子・高齢化が著しい本県が今後も活力を維持・向上していくためには、郷土への愛着と誇りを大切にしながら、グローバルな視点を持ち、高い志を掲げ、産業・経済や地域福祉、さらには、文化、コミュニティなど多くの分野で地域の将来を担う人材が求められています。

このため、2つ目の基本理念を「**郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材**」の育成とします。

2 基本目標（知・徳・体）

基本理念の実現に向けた第4章の「基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組」に基づく取組の基本目標として下記の目標を設定するとともに、その達成に向けた取組の進捗や施策の成果・課題を把握するため、それぞれの目標に測定指標を設定し、P D C Aサイクルに基づく進捗管理を徹底します。

（1）知の分野の目標

子どもたちが社会に出て自らの夢や志を実現していくための基礎となる、基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲を育む

＜測定指標＞

①小・中学校

●全国学力・学習状況調査において、

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

※R4年度全国学力・学習状況調査結果（数値は全国平均正答率との差）

小学校：国語 +0.7 算数 +2.5 理科 -0.3

中学校：国語 -1.9 数学 -5.0 理科 -2.8

- ・小・中学校とともに、全ての評価の観点で正答率を全国平均以上とする

※R3、R4年度全国学力・学習状況調査結果

◇小学校（第6学年）

評価の観点		R3年度	R4年度
国語	知識・技能	73.9 (+5.6)	72.9 (+2.4)
	思考・判断・表現	61.6 (-0.5)	61.4 (-0.6)
算数	知識・技能	74.8 (+0.7)	70.4 (+2.2)
	思考・判断・表現	65.7 (+0.6)	59.6 (+2.9)
理科	知識・技能		62.0 (-0.5)
	思考・判断・表現		63.5 (-0.2)

◇中学校（第3学年）

評価の観点		R3年度
国語	国語への関心・意欲・態度	56.8 (+0.8)
	話す・聞く能力	79.3 (-0.5)
	書く能力	56.9 (-0.2)
	読む能力	47.9 (-0.6)
	言語についての知識・理解・技能	72.4 (-2.7)
数学	数学的な見方や考え方	38.5 (-2.6)
	数学的な技能	74.0 (-3.7)
	数量や図形などについての知識・理解	63.6 (-2.0)

評価の観点		R4年度
国語	知識・技能	67.4 (-1.6)
	思考・判断・表現	60.7 (-1.6)
数学	知識・技能	52.9 (-7.0)
	思考・判断・表現	34.8 (-1.4)
理科	知識・技能	42.9 (-3.2)
	思考・判断・表現	48.3 (-2.7)

()は全国平均正答率との差、R4年度「理科」実施

※R4年度の中学校の評価の観点は、「知識・技能」と「思考・判断・表現」に変更

②高等学校

●高校2年生の1月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を10%以下とする

※R4年度学力定着把握検査結果（高校2年生1月）：21.7%

（県立高等学校のうち進学に重点を置く学校を除いた29校の平均）

●高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下とする

※R3年度卒業生に占める進路未定者の割合：5.0%

（2）徳の分野の目標

社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性を育む

＜測定指標＞

●児童生徒質問紙調査における道徳性等（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神など）に関する項目の肯定的回答の割合を向上させる

※R4年度全国学力・学習状況調査結果 肯定的な回答をした児童生徒の割合（（ ）は全国平均との差）

「自分には、よいところがあると思う」： 小学校 78.8% （-0.5） 中学校 80.9% （+2.4）

「将来の夢や目標を持っている」： 小学校 78.1% （-1.7） 中学校 71.3% （+4.0）

「人が困っているときは、進んで助けている」

： 小学校 88.7% （-0.2） 中学校 88.4% （±0）

「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」

： 小学校 52.6% （+1.3） 中学校 45.1% （+4.4）

●生徒指導上の諸課題（不登校、中途退学）の状況を全国平均まで改善させる

※R3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

・1,000人あたり不登校児童生徒数：小中 31.2人（全国 25.7人）

高校 18.0人（全国 16.9人）

・中途退学率：1.5%（全国 1.2%）

※不登校については、不登校児童生徒が抜かりなく学校内外の関係機関等（医療、福祉、教育支援センター、心の教育センター、SC・SSWなど）による個に応じた必要な支援を受けられるよう、「横断的取組1 不登校への総合的な対応」の指標を設定（P.102）

(3) 体の分野の目標

生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣を身につけさせる

＜測定指標＞

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、
・ 小・中学校の体力合計点は継続的に全国平均を上回る

※ R 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（数値はT得点（全国平均=50））

小学校：男子 50.5 女子 50.6

中学校：男子 50.2 女子 50.7

- ・ 総合評価で DE 群の児童生徒の割合を過去 4 年間の平均値から 3 ポイント以上減少させる

※総合評価：体力テスト合計得点の良い方から ABCDE の 5 段階で評定した体力の総合評価

※過去 4 年間の平均値：H28～R 元年度における高知県の DE 群の割合の平均値

小学校：R 4 男子 34.1% (+2.6) 女子 28.4% (+4.0)

中学校：R 4 男子 32.3% (+3.7) 女子 16.6% (+2.4)

＜（ ）は、県の過去 4 年間の平均値との差＞

第4章

基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組



5歳児担任と1年生担任による連絡会

第4章 基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組

1 概要

第3章の基本理念や基本目標の実現に向けて、これまでの取組の分析結果や社会の動向等を踏まえたうえで、第2期大綱において重点的に進めていく必要がある取組について、6つの基本方針に整理するとともに、喫緊の課題の解決に向けて横断的に推進する取組を、2つの横断的取組として位置付けました。これらの基本方針、横断的取組に沿って施策を推進します。

第2期高知県教育大綱 基本方針と横断的取組



2 各基本方針、横断的取組の概要

基本方針
I

チーム学校の推進

社会・経済が大きく変化し、学校を取り巻く課題も多様化・複雑化している中で、本県の子どもたちの知・徳・体を向上させていくためには、

- ・学校組織が少数の管理職と多数の教職員で構成されているため、課題への対応が個々の教職員により対症療法的に行われるが多く、組織としての取組が弱いこと
- ・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、教員同士が連携した授業力の向上や生徒指導の充実に向けた取組が十分でないこと
- ・学校の課題が多様化・複雑化する中で、教員の専門性だけでは対応に限界があること
- ・学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員の多忙化により児童生徒と向き合う時間の確保に支障が生じていること

などの学校が抱える課題の解決に向けた取組を推進していくことが必要です。

これまで、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「チーム学校の構築」を推進してきました。

その結果、多くの学校において、学校経営計画に基づく校長を中心とした組織マネジメントの実践力が高まるとともに、教員同士の学び合いの仕組みによる授業改善や外部の専門家を活用した組織的な生徒指導等の取組が充実してきています。

一方、各学校において、これから時代に必要となる資質・能力の育成に向けた学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革、増加する若年教員の育成等に取り組むうえで、チーム学校の取組はますます重要になってきます。

このため、全ての学校において、組織的に課題に対応し、協働的に学び合い、デジタル技術も効果的に活用しながら教育の質を高めていくための取組が自律的・継続的に実施されるよう、チーム学校の取組をさらに推進します。

家庭の生活の困窮や教育力の低下、地域における見守り機能の低下などを背景として、多くの子どもたちが、学力の未定着をはじめ、不登校や虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

県では、こうした厳しい環境にある子どもへの支援の徹底を図るため、就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、小学校から高等学校までの各段階に応じた切れ目のない対策を推進してきました。

これまでの取組により、放課後等の学習機会の充実や、地域全体で子どもを見守る体制の整備等に一定の成果がみられますが、生徒指導上の諸課題等の状況をみると、依然として多くの子どもが多様な課題を抱えており、家庭環境や学校生活に複合的な課題を抱えている子どもも少なくありません。また、コロナ禍において経済情勢が厳しさを増す中、家庭の経済状況により学びや就職が希望どおりにならないなど、子どもたちの貧困の世代間連鎖が危惧される状況にあります。さらに、ヤングケアラー等については、支援が必要であっても表面化しにくいといった課題が挙げられています。

このため、スクールソーシャルワーカー[※]等の専門人材や関係機関と連携・協働しながら、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るための取組を推進するとともに、全ての子どもたちが安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう、厳しい環境にある子どもへの支援の充実を図ります。

また、特別支援教育については、近年、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒数は増加傾向にあり、障害の状態についても多様化がみられることがから、教職員の専門性の向上や、より早期からの指導・支援の体制づくりが求められます。

このため、発達障害を含めた全ての障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを志向するインクルーシブ教育システム[※]の構築に向けて、本県の特別支援教育の一層の充実を図ります。

※スクールソーシャルワーカー：教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有しており、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく人材

※インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

技術革新が急速に進む中で、あらゆる分野においてデジタル技術の活用が進んでいます。教育分野においても、AIやビッグデータ等の新しい技術の活用が進んできており、これまでの学校教育の在り方も大きく変化していくことが予想されます。

一斉一律を前提とした授業の中では、理解が十分でなく授業についていけない児童生徒や内容が平易すぎると感じている児童生徒への対応、個々の児童生徒の興味・関心に沿った授業の実施といった点で課題があります。

また、中山間地域の小規模の高等学校等においては、生徒の進路希望や興味・関心に応じた多様な指導に課題がみられる場合もあります。

こうした課題に対応し、児童生徒一人一人の進度や能力、興味・関心に応じた学びの実現を図るため、1人1台整備されたタブレット端末等の日常的な活用を進めるとともに、習熟度や児童生徒の状況に応じた個別学習、遠隔教育システムによる授業配信など、先端技術を最大限に活用した取組を推進します。さらに、デジタル技術を効果的に活用した授業づくりについて学ぶ研修等を実施するとともに、体系的な研修プログラムを実践し、教員のICT活用指導力の向上を図ります。

また、「超スマート社会（Society 5.0）」の到来等により、労働市場の構造や職業、人々の生活様式が大きく変わることが予測される中、本県においても、「高知版 Society5.0」の実現に向けて、最先端のデジタル技術の活用により各分野の課題解決を図るとともに、新たな産業創出や地場産業の高度化を推進していく取組が進んでいます。教育においても、デジタル社会に対応できる素養を育むことや、AI技術等を活用し新たな価値創造をもたらす人材を育成していくことが求められています。

このため、全ての児童生徒が、新しい時代に対応するための基盤となる情報活用力や思考力等を身につけることができるよう、各学校におけるプログラミング教育や理数系科目の教育の充実を図るとともに、AIやビッグデータ等を活用して新たな価値の創造や社会課題の解決を図る人材の育成に向けた高大連携の取組など、デジタル社会に対応する人材の育成を図ります。

地域社会とのさまざまな関わりを通じて、子どもたちにこれから時代に必要な力や地域への愛着・誇りを育むとともに、地域コミュニティの核として魅力のある学校づくりを進めるためには、学校と地域との連携・協働の体制の構築が不可欠です。

特に、中山間地域をはじめ、多くの地域で児童生徒数の減少や地域コミュニティの希薄化が課題となっている本県において、地元の人々や企業と連携して地域の課題解決に取り組む学習を推進するなど、学校と地域との連携・協働により、その地域ならではの教育を開拓していくことは、各学校の教育の質の維持・向上はもとより、地域発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要です。

また、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもを見守り育てていく体制の整備も必要です。近年の家庭環境の多様化に伴い、子どもと向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいることや、地域における互助・共助の意識が希薄となる中で、地域が家庭や子どもを見守り支える機能が低下していることが指摘されています。他方で、子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教職員だけでの対応には限界があります。

こうした状況を踏まえ、県では、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである地域学校協働本部の設置促進やコミュニティ・スクールの導入促進等の取組を積極的に進めています。多くの学校で体制の整備が進んできましたが、厳しい環境にある子どもの見守り機能の強化や地域住民等の参画による学習支援、体験活動の実施など、取組の一層の充実が求められます。

さらに、子どもたちのスポーツや文化芸術活動機会の格差解消に向けた学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の在り方等について検討し、方策を進めていく必要があります。

このため、中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興や、地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制の充実に向けて、地域との連携・協働をさらに推進します。

基本方針 V

就学前教育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に質の高い教育・保育を受けることが、子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長にとって極めて重要です。

このため、県内のどこにいても質の高い教育・保育を受けることができる環境の実現を目指し、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った具体的な指導方法の普及や園における組織マネジメント力の強化、保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上、保幼小の円滑な接続の推進などに取り組んできました。

こうした取組により、各園における教育・保育の質は着実に向上してきていますが、特別な支援を必要とする子どもへの対応や、子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援等の充実が求められる中、各園において、個々の保育者はもとより、園としての組織的な対応力を一層高めていく必要があります。加えて、各園で育まれた子どもの生きる力の基礎である資質・能力を、小学校の学びへ円滑につないでいくことが求められています。

こうしたことを踏まえ、全ての保育所・幼稚園等において、専門的で高度な知見に基づく質の高い教育・保育の実践や、保幼小の連携・接続、また、日常的な親育ち支援が充実することを目指して、今後も引き続き就学前教育の充実を図ります。

社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

しかしながら、近年、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤は弱まってきてています。また、社会・経済の変化による県民の新たなニーズに対応できる多様な学びの場の充実が求められています。

これまでの取組により、オーテピア高知図書館をはじめ、生涯学び続けるための環境の整備は一定進んできていますが、全ての県民が、急速な技術革新に伴う社会の変化や、平均寿命の伸長等によるライフサイクルの変化に対応するための知識や技能を身につけることができるよう、学びの機会の一層の充実が必要です。

このため、生涯学習・社会教育の推進、多様なニーズに対応した教育機会の提供など生涯学び続ける環境づくりをさらに推進します。

また、今後高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震により、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。あわせて、台風や大雨等の気象災害、猛暑による熱中症、登下校時の交通事故や不審者情報など、子どもたちの安全を脅かすさまざまな事案も発生しています。

こうした自然災害や事故、犯罪等から子どもたちの命を守り抜くため、全ての学校等において子どもの発達段階や地域の特性に応じた防災を中心とした安全教育や安全確保のための取組の充実を図るとともに、学校施設等の長寿命化の促進など、安全・安心な教育基盤の確保のための取組を推進します。

さらに、実情に応じた新型コロナウイルス感染症対策に引き続き取り組んでいくとともに、子どもたちが安心して学校生活が送れるような取組を推進していきます。

横断的取組1 不登校への総合的な対応

県ではこれまで、不登校の未然防止を図るため、児童生徒の自尊感情を育む開発的な生徒指導や、児童生徒にとって安全・安心な居場所づくり、児童生徒が主体的に取り組む活動を通した仲間づくりなどを推進してきました。

また、厳しい環境にある児童生徒への支援の充実を図るため、スクールカウンセラー^{*}の全公立学校への配置やスクールソーシャルワーカーの全市町村への配置を行うとともに、登校することができない児童生徒への訪問支援を行うアウトリーチ型のスクールカウンセラーを県内の全11市の教育支援センターに配置するなど、支援体制の充実を進めてきました。さらに不登校をはじめ厳しい環境にある児童生徒に対して、的確なアセスメントに基づいて組織的に支援ができるよう、スクールカウンセラー等の専門人材を活用した校内支援会を全ての学校で実施しています。

しかしながら、本県の不登校の出現率は全国平均より高く、近年不登校児童生徒数は増加する傾向にあります。また、不登校児童生徒の背景や要因も複雑化、多様化ってきており、学校だけでは対応できない状況もみられ、県、市町村、医療、福祉等の関係機関が連携した総合的な取組をさらに推進していく必要があります。

このため、これまでの取組も含め、不登校の未然防止に向けて、就学前の親育ち支援を強化するとともに、魅力ある授業づくり、学校づくりをさらに推進します。あわせて、早期発見・早期対応のための学校の体制を強化します。また、校内サポートルーム^{*}の設置や市町村の教育支援センターにおけるＩＣＴなどを活用した学習支援等の充実により、不登校児童生徒個々の状況に応じた適切な教育機会を確保します。さらに心の教育センターによる取組を充実し、学校、教育支援センター、心の教育センターの三層構造での重層的な支援を推進します。

さらに今後は、登校という結果のみを目標としない、不登校等児童生徒の主体性を尊重した多様な教育機会の確保といった新たな観点も踏まえ、不登校特例校の設置やフリースクール^{*}との連携などを視野に入れた検討も進めます。

*スクールカウンセラー：臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家で、児童生徒や保護者、教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う人材

*校内サポートルーム：学校内で、不登校等児童生徒に対する指導・支援（カウンセリング、教科指導、体験活動など）を行う教室（R5年度より、「校内適応指導教室」を「校内サポートルーム」に名称変更）

*フリースクール：不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設

横断的取組2 学校における働き方改革の推進

「子どものために」という強い使命感や責任感から、学習指導のみならず、児童生徒に関するあらゆる業務に献身的に対応する中で、年々学校や教員の役割が増大してきました。また、大量退職に伴う若年教員の採用、学習指導要領改訂に伴う総授業時数や部活動の指導時間の増加により、教員の長時間勤務が常態化しています。

文部科学省が行った教員勤務実態調査（平成28年度）でも看過できない勤務実態が明らかとなり、子どもたちに対して効果的な教育活動を行っていくためにも教員の働き方改革が必要となっています。

この間、本県においても労働法制全体の動きを踏まえ、正規の勤務時間以外の時間における上限の目安時間を国に準じた「月45時間、年間360時間」等と定める指針を策定し、教育職員の在校等時間の管理、業務の役割分担と適正化、必要な執務環境の整備など、働き方改革に向けたさまざまな取組を推進してきました。しかしながら、令和4年度において時間外在校等時間が※が45時間を超えた公立学校の教員の割合は、小学校で69.8%、中学校で79.6%、義務教育学校で78.3%（小・中・義務においては、教員業務支援員配置校のみの割合）、高等学校で34.6%、特別支援学校で1.4%、県立中学校で53.0%となっており、時間外勤務の削減が十分に進んでいるとは言い難い状況にあります。

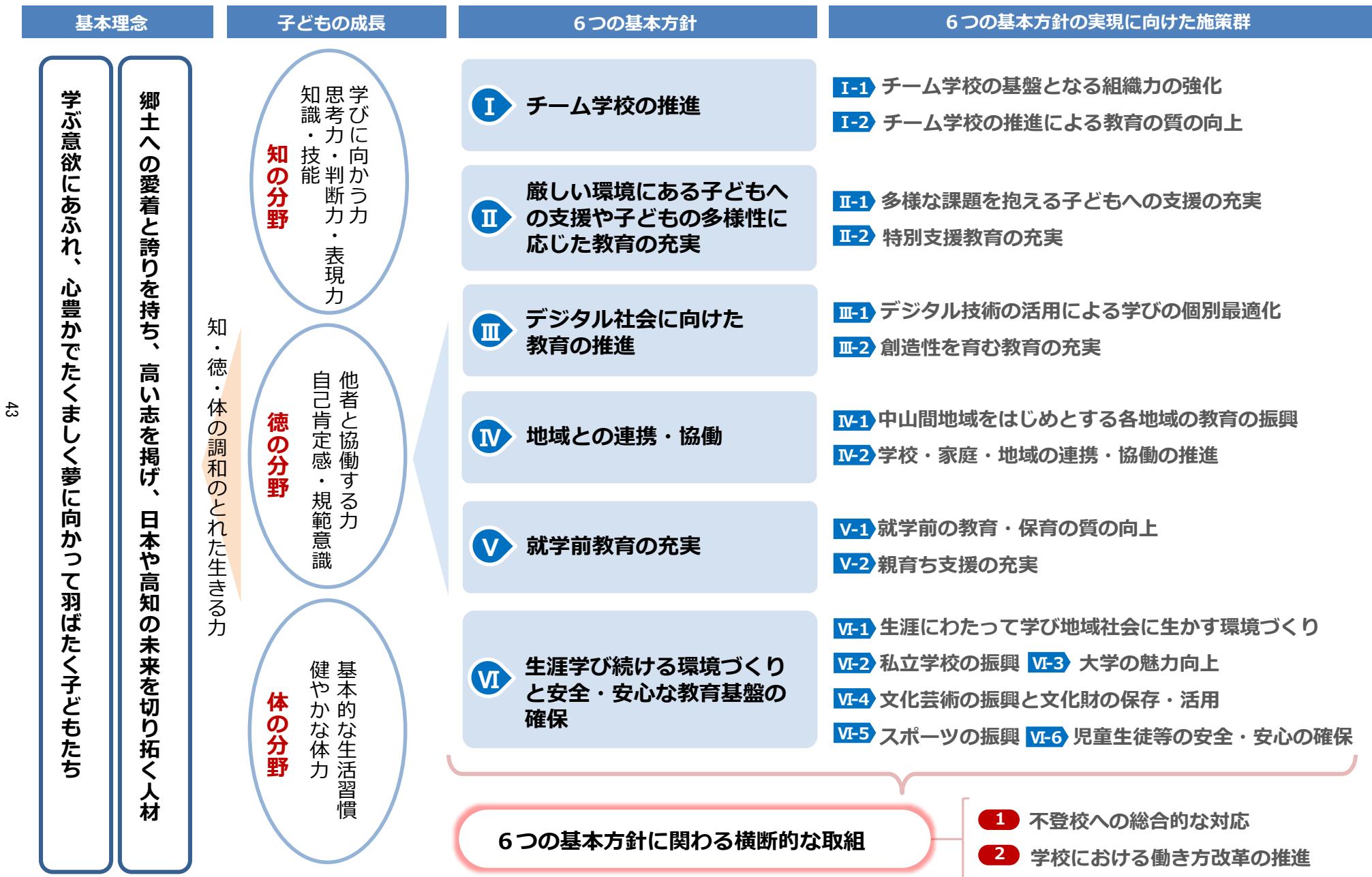
このように、依然として長時間勤務の状況にあることから、今後も「学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革」、「業務の効率化・削減」、「専門スタッフ・外部人材の活用」という3つの観点のもと、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう、市町村教育委員会や学校等と連携するとともに、デジタル技術も効果的に活用しながら学校における働き方改革の取組を推進します。あわせて、保護者や地域等の学校における働き方改革に対する理解促進のための啓発を進めます。

※時間外在校等時間：在校時間に、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している校外での時間を加えた

「在校等時間」から、所定の勤務時間を除いた時間数

上記の率は、教員業務支援員配置の小学校60校、中学校23校、義務教育学校2校及び全県立学校の令和4年4月から令和5年1月までの実績

基本理念（目指すべき人間像）の実現に向けた施策の体系図



第5章 基本方針ごとの施策



高知龍馬マラソン

基本方針 I -1 チーム学校の基盤となる組織力の強化

全ての学校において、校長のリーダーシップのもとで教育目標の実現や課題の解決を図るために組織マネジメントが効果的・効率的に推進される組織体制を確立します。そのうえで、授業力の向上や生徒指導の充実等を目指して教員同士が主体的に学び合い指導力を高め合うとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用しながら、組織的・協働的に取組を進める「チーム学校」としての体制をさらに強化します。

対策 I -1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

【現状・課題】

- ・学校経営計画に基づき組織的に取り組むことへの意識は高まってきたものの、P D C Aサイクルによる取組の進捗管理や検証・改善の内容の質には、まだ課題がみられます。

【対策のポイント】

- ・各学校において、校長を中心とした組織マネジメントが効果的・効率的に行われるよう、学校組織の在り方検討委員会の報告（令和2年1月）も踏まえ、管理職等を対象とした研修の充実を図るとともに、各学校への訪問指導等により、学校経営計画に基づく実践を支援します。

【主な取組】

①管理職の組織マネジメント力を高めていくため、主幹教諭から校長までを対象とする、学校組織マネジメントと人材育成を柱とした体系的な研修プログラムの充実を図ります。また、中堅層の教職員が、研修プログラムの一部（今日的な教育課題やリーダーシップに関する研修）を受講できる機会を設定し、マネジメント力を有するミドルリーダーを計画的に育成します。

②全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性をあわせて取り組むため、教職員が参画して学校経営計画を策定し、P D C Aサイクルを回しながら「チーム学校」として組織的に学校運営を行っていきます。こうした取組を支援するため、小・中学校に対しては各教育事務所の「小学校教科担任制・組織力向上アドバイザー」が、また、県立学校に対しては、アドバイザーや指導主事等で構成する「学校支援チーム」が学校を訪問し、学校経営や授業改善に関して管理職への具体的な指導・助言を行います。さらに、中学校においては「教科のタテ持ち」校を対象に、主幹教諭連絡協議会を開催し主幹教諭の役割を確認するとともに、指示や報告がスムーズに行われる「ライン機能」の強化と組織的な授業改善を一層推進します。

③各市町村教育委員会における学校事務の共同実施組織を拡充し、教員への支援機能を一層強化するとともに、事務職員の異動を活性化することにより、配置された事務職員が組織的な意思決定、事務処理の手法等を学ぶ機会を増やします。また、市町村教育委員会における公立学校事務職員の職務内容の明確化を促進し、その専門性を生かして主体的・積極的に学校経営に参画できる体制づくりを進めるとともに、事務職員の資質・能力の向上に資する研修の充実を図ります。

④学校における働き方改革を進めるうえで、組織マネジメント力の向上を図るため、管理職等を対象とした研修及び若年者向けのタイムマネジメント研修の実施や、他の自治体等の好事例の周知などを行います。あわせて、市町村教育委員会や学校の取組の進捗状況の把握を行い、各学校における勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日の設定などの取組を促進します。また、保護者や地域等の学校における働き方改革に対する理解増進のための啓発を行います。

⑤個々の児童生徒への指導・支援の充実に向けた学校組織体制の改善・強化を図るとともに、きめ細かな指導を行っていくため、小・中学校の全ての学年を35人以下とし、効果的・効率的な教職員の配置に取り組むとともに、引き続き、国に対して教職員定数の改善・充実を提言します。

⑥学校現場の負担軽減のため、県教育委員会の調査や照会、事業、研修等について精選を行い、削減や簡素化を図るとともに、各学校における行事や業務の見直しに向けた取組に関し、先進的な事例の情報提供などの支援を行います。また、統合型校務支援システムや自動採点システムをはじめとするデジタル技術の活用により、業務の効率化を進めます。

対策 I -1-(2) 教員同士が学び合い高め合う仕組みの構築

【現状・課題】

- ・学校経営計画等に基づき、学校運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、組織的に取り組む体制が定着しつつあります。
- ・現在、小学校における教科担任制の導入により、小中9年間を見通した専門的な教授や、複数の教員が授業を行うことによる多角的な児童理解、そして児童生徒と向き合う時間の確保等の成果・効果がみられ始めています。
- ・複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する「教科のタテ持ち」や、小規模校における教科の枠を越えて教員同士が学び合う「教科間連携」を導入してきた中学校では、日常的なOJTが活性化し、組織的な授業改善や授業力向上のための取組が進んでいるものの、質の面では学校により差がみられます。
- ・小学校では、組織的・協働的な学校づくりに向けた取組が各学校に任されており、組織的なOJT機能が弱い学校がみられます。
- ・県立学校では、主幹教諭の配置により円滑な組織運営につながっていますが、人材育成の面では十分な成果が得られていません。

【対策のポイント】

- ・全ての学校において、学校種や学校規模に応じたOJTの仕組みを構築することにより、教員の資質・指導力の向上や授業改善等に向けた各学校の組織的・協働的な取組を推進します。

【主な取組】

- ①全ての小学校において、学校の規模に応じた教科担任制を導入し、中学校との連携による、義務教育9年間を見通したきめ細かな指導や授業を推進します。【再掲P45】
- ②全ての中学校において、学校規模や教員の配置に応じて「教科のタテ持ち」や「教科間連携」、あるいは、その両方を組み合わせた取組を実施し、教員同士の学び合いによる組織的・協働的な授業改善等の取組を推進します。【再掲P45】
- ③小・中学校における小中連携や学力向上等の取組の質の向上を図るため、各教育事務所に配置した「小学校教科担任制・組織力向上アドバイザー」が学校を訪問し、管理職に具体的な指導・助言を行います。【再掲P45】
- ④小・中学校において、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、経験豊富な教員がメンター（助言者）として若年教員の学級経営、授業づくり等について指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」の取組を推進します。
- ⑤高等学校、特別支援学校において、校長を中心とした組織マネジメント力のさらなる強化に向けて、主幹教諭を配置するとともに、主幹教諭を総括育成担当者として位置付け、若年教員の指導に携わる仕組みを確立します。

対策 I -1-(3)

地域との連携・協働の推進

【現状・課題】

- ・地域学校協働本部やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の設置・導入が着実に進む中、保護者や地域の方が学校のさまざまな活動に参画する割合は増加しており、大人と子どもたちとの交流が地域の活性化につながる事例もみられます。
- ・子どもたちに関わる課題が多様化・複雑化する中、学校だけでの対応には限界があり、地域ぐるみで子どもを見守り育てていく体制の一層の充実が求められます。

【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、幅広い地域住民等の参画を得て地域全体で子どもを見守り育てる取組を進めます。

【主な取組】

- ①「地域とともにある学校づくり」に向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。

②学校と地域が連携・協働して、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる地域学校協働本部の取組を推進し、地域住民等の参画による学習支援や体験活動の実施など、さまざまな地域学校協働活動を支援します。【後掲 P77】

③地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的な推進に向け、制度理解や機能強化などの促進を図る研修会を行います。【後掲 P78】

対策 I -1-(4)

外部・専門人材の活用の拡充

【現状・課題】

- ・学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、学校外の専門人材を活用しながら「チーム学校」として組織的に取り組んでいく必要があります。

【対策のポイント】

- ・学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。

【主な取組】

①相談支援体制の充実・強化を図るため、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行うアウトリーチ型の支援を行います。【後掲 P63】

②市町村や小・中学校が放課後等の補充学習を計画的に実施できるよう、「放課後等学習支援員」の配置に対する支援を行います。

③高等学校等における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるため、地域の人材や大学生等による「学習支援員」を配置し、放課後補習や授業支援の充実・強化を図ります。【後掲 P53】

④各学校における部活動指導の充実を図るとともに、教員の部活動に係る負担を軽減し、生徒と向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる「部活動支援員」の派遣や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な「部活動指導員」の配置を進めます。また、スポーツ庁及び文化庁が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、地域・学校の実情に応じた学校部活動の地域連携・地域移行の在り方等を検討し、それを踏まえた地域のスポーツ環境の整備等のための支援を実施します。【後掲 P59】

⑤教員の専門性を必要としない業務に従事する「教員業務支援員」の配置を拡充し、業務負担の軽減を図ることで、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげます。

⑥いじめをはじめとする生徒指導上の問題について、法律の専門家である弁護士（スクールロイヤー）を学校等に派遣し、その専門的知識・経験をもとに、法的側面から学校を支援する体制を整えます。【後掲 P57】

対策 I -1-(5)

質の高い教員の確保・育成

【現状・課題】

- ・教員の大量退職・大量採用時代を迎える中で、近年、多忙化への敬遠などから教員志望者が減少傾向にあり、全国的に教員採用候補者選考審査における受審者の確保が困難な状況にあります。
- ・経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっている中、将来にわたり本県の教育水準を高めていくためにも、若年教員の資質・指導力の向上は必要不可欠です。
- ・教員免許更新制の発展的解消に伴い、教員の学びの機会を確保する必要があります。
- ・社会的変化、学びの環境の変化を受け、「令和の日本型学校教育」を実現する「新たな教師の学びの姿」として、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けることが重要です。

【対策のポイント】

- ・教員採用候補者選考審査の実施方法や広報の工夫、資質・指導力の向上に向けた採用前後の研修の充実など、質の高い教員の確保・育成のための取組を推進します。
- ・若年教員の学級経営、授業づくり等について経験豊富な教員が指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」等を活用して、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図ります。
- ・「新たな教師の学びの姿」の実現に向け、県教育委員会が主催する全ての研修等において研修履歴を作成・記録し、当該履歴等を活用して対話に基づくより効果的な受講奨励を行うことができるようシステムを整備するとともに研修の充実を図ります。

【主な取組】

①本県が求める資質や能力を有する教員の確保に向け、教員採用候補者選考審査の受審者を増やすため、審査の実施時期や方法について工夫を行うとともに、県外での説明会等の開催など、積極的に広報活動を行います。

②早期から教育公務員としての意識を醸成し授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への講座を実施します。また、臨時の任用教員等を対象とした研修機会の充実を図ります。

- ③若年教員の実践的指導力を育成するため、初任者から採用 3 年目までの若年前期に集中して研修を実施します。また、学校組織の一員としての自覚を促し、組織運営に参加できるよう、学校組織マネジメントに関する研修内容の充実を図ります。あわせて、初任者の指導やメンター制における校内支援体制を充実させるため、若年教員を校内で指導する教員等の指導力向上を図る研修を実施します。
- ④中堅教員の実践的指導力及びチームマネジメント力の向上を図るため、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりや、ミドルリーダーとしての意識を高める研修を実施します。また、教員免許更新制の発展的解消に伴い、中堅期以降の教員の学びの機会を充実させるため、新たな研修プログラムの開発に向けた調査研究に取り組みます。
- ⑤学校の力をもう一段高めるため、高知大学教職大学院や国が実施する中央研修等に現職教員を計画的に派遣することにより、本県の教育課題の解決に向けた取組を先導できる中核教員の育成を図ります。

基本方針 I -2 チーム学校の推進による教育の質の向上

児童生徒に知・徳・体の調和のとれた生きる力を育むために、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、自ら課題を見出し、その解決に向けて主体的・協働的に物事の本質を探究する授業づくりを組織的に推進します。

また、不登校やいじめといった生徒指導上の諸課題の予防・解決を目指して、児童生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成、社会性の育成等を図るため、道徳教育やキャリア教育、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりなどの取組を「チーム学校」として組織的に推進します。

対策 I -2-(1)

教員の教科等指導力の向上<小・中学校>

【現状・課題】

- ・学習指導要領に沿った研修等の実施により、教員の学習指導要領の趣旨理解は進んできているものの、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善はまだ十分とは言えません。また、令和4年度の全国学力・学習状況調査結果から、特に中学校の学力に課題がみられました。

【対策のポイント】

- ・教員主導の授業から児童生徒が能動的に授業に臨む授業へと改善を図り、主体的・対話的で深い学びを実現するため、教員が「いつでも・どこでも」学べる機会を数多く設け、目指す授業の具体的な姿を共有するなど、学校全体で組織的に教科指導力の向上を図る取組を推進します。
- ・各種学力調査結果から明らかとなった課題の改善に向けて、学力向上のためのP D C Aサイクルを徹底し、授業改善を推進します。

【主な取組】

- ①小・中学校における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習・指導方法の改善、カリキュラム・マネジメントの充実、I C Tを効果的に活用した授業の推進を図るため、国語や算数・数学をはじめとする各教科と複式の授業について、主体的・協働的に授業づくりのプロセスを学ぶことができる「授業づくり講座」を拡充し、教員が自ら学び続け、ともに高め合い、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを推進します。
- ②各種学力調査結果から明らかとなった、国語、社会、数学、理科、外国語の課題改善に向けて、授業改善策を各教科担当が協議する場を設けるとともに、指導主事による訪問を実施し、中学校の授業改善サイクルの強化・充実を図ります。
- ③小・中・高等学校における一貫した英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、拠点となる学校を設け、言語活動を中心とした授業モデルを発信します。あわせて、児童生徒が授業で身につけた英語力を活用して地域の魅力を発信する場を設けるなど、英語による発信力の強化につなげる取組を推進します。また、教員の英語力を高める研修の実施や1人1台タブレット端末による英語教育用教材の活用等により、授業の改善を推進します。さらに、I C Tを活用した授業と家庭学習のサイクル化を通じて、英語教育の強化を図ります。

④教員の理科の指導力向上を図るため、各地域において授業改善等の取組を推進する中核教員を大学との連携により養成・育成するとともに、実践交流や研修の機会を設けることにより、その活動を支援します。

⑤県内の児童生徒の約半数が在籍する高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、高知市の「学力向上推進室」に県から指導主事等を派遣するとともに、県と市の教育委員会が定期的に情報共有や協議を行う場を設け、高知市内の小・中学校に対する訪問指導体制の充実・強化を図ります。また、「教科のタテ持ち」中学校に対して「組織力向上エキスパート」による訪問指導を行い、組織的な授業改善の推進に向けた支援を強化します。

対策 I -2-(2)

基礎学力定着に向けた取組の充実＜高等学校＞

【現状・課題】

- これまでの取組により、各学校における組織的な授業改善が進み、基礎学力の定着に課題のある生徒の割合の減少につながっているものの、義務教育段階の学習内容が十分に定着しないまま入学し、高校1年生で学ぶ基礎的な学習内容が理解できずに進級している生徒が一定数います。
- 生徒の学習意欲を喚起し、可能性と能力を最大限に伸ばすため、学習指導要領の趣旨の実現に向けた、さらなる授業改善やデジタル技術を効果的に活用した学習の実践が必要です。

【対策のポイント】

- 新しい時代に対応した学びの実践に向けて、学習指導要領に基づく授業改善を進めます。
- 生徒の学力状況に応じたきめ細かな指導を通じて学力の向上を図るために、カリキュラムの見直しや効果的な教材の活用を推進するとともに、アドバイザーや指導主事等で構成する「学校支援チーム」の活動を強化し、授業改善を図っていきます。

【主な取組】

①各学校において、全国的に導入されている「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して生徒の基礎学力の定着度合を測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進します。あわせて、「学校支援チーム」による各学校への訪問・支援を強化し、教科会の充実等により組織的な授業改善の取組がさらに拡がるよう教員の意識改革を促進します。

②実践研究校の教科会や学習評価研究員（教員代表と指導主事）等を中心に、学習指導要領に基づく「指導と評価の一体化」に係る研究を進め、授業や学習評価のポイント等を示した県版参考資料を作成・活用するなど、高等学校における「新たな学び」に向けた授業改善に取り組みます。また、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、1人1台タブレット端末やデジタルドリルを効果的に活用した授業づくりを推進します。【後掲P53】

③高等学校等における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるため、地域の人材や大学生等による「学習支援員」を配置し、放課後補習や授業支援の充実・強化を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえた学習ができる教材の活用を促進します。

対策 I -2-(3)

多様な学力・進路希望に対応した指導の充実<高等学校>

【現状・課題】

- ・高等学校に入学する生徒の学力や進路希望が多様化する中、生徒一人一人の進路に応じたきめ細かな指導が求められます。

【対策のポイント】

- ・生徒の学習意欲を高め、進路の実現に向けた学力の向上を図るとともに、進学や就職を希望する生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

【主な取組】

①生徒の将来の進路実現の可能性を広げるために、希望する職業に必要となる専門的な知識・技能を身につけられるよう、講師の派遣や適切な教材の提供などを通して資格取得などを支援します。

②大学進学を希望する生徒への指導の充実を図るため、指導力に定評のある県外の教員や学習塾の講師を招へいし、模範授業や研究協議の実施などにより、教員の教科指導力や進学に関する指導力の向上を図ります。

③実践研究校の教科会や学習評価研究員（教員代表と指導主事）等を中心に、学習指導要領に基づく「指導と評価の一体化」に係る研究を進め、授業や学習評価のポイント等を示した県版参考資料を作成・活用するなど、高等学校における「新たな学び」に向けた授業改善に取り組みます。また、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、1人1台タブレット端末やデジタルドリルを効果的に活用した授業づくりを推進します。

④就職を希望する生徒への支援の充実を図るため、卒業生の就職状況の情報収集や分析を行うとともに、就職アドバイザーを配置し、求人開拓や就職に関する個別支援を行います。

⑤グローバルな視点を持って地域の将来や産業を担う人材を育成するため、指定校を中心に探究型学習と英語教育を組み合わせたグローバル教育を推進し、その成果の県内全体への普及を図ります。特に高知国際中学校・高等学校では、論理的思考力、判断力、表現力等を育成する国際基準の教育プログラムである「国際バカロレア」の取組を実践します。また、これらの手法や取組成果を普及させるとともに、国際交流を含む多様な価値観に触れる活動の推進などを通して、県内で広くグローバル教育の充実を図ります。

⑥高知県産業教育審議会からの答申に基づき、これからの中学校教育の充実を図り、生徒の資質・能力の育成、教員の指導力向上、関係機関との連携、専門高校の魅力化などに取り組みます。

対策 I -2-(4)

規範意識や自尊感情など豊かな心を育む取組の充実

【現状・課題】

- ・近年高まりがみられた児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）が低下傾向にあり、特に小学校において、その傾向が顕著となっています。コロナ禍で学校行事等さまざまな活動が制約され、自分のよさを自覚したり認められたりする機会が少なくなっていることも影響していると考えられます。
- ・不登校や暴力行為、高等学校における中途退学が依然として全国平均を上回る状況にあります。こうした生徒指導上の諸課題の改善には、児童生徒が人権感覚を身につけたり、共感的な人間関係の中で自分を肯定的に捉えたりすることを通じて、規範意識や自尊感情を育んでいくことが重要です。

【対策のポイント】

- ・各学校において、全ての教育活動を通じて、道徳教育や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組を組織的に推進することにより、児童生徒の規範意識等の向上や自尊感情の醸成を図ります。

【主な取組】

①児童生徒の道徳性を育むため、全ての小・中学校において「考え、議論する道徳」が実践されるよう、授業の質的転換を図る研修を行います。また、参観日等における道徳授業の公開や副読本の家庭での活用など、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進する取組の充実を図ります。

②一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）」に基づき、人権教育主任のマネジメント力や教職員の人権感覚の向上を図るための研修を実施するほか、指定校における実践成果の普及等の取組を推進することにより、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図ります。

③地域全体の子どもたちの自尊感情や自己有用感を育むとともに、人権感覚や社会性、規範意識を醸成するため、モデル地域の教育委員会に「統括推進リーダー」を配置し、保幼小中の連携・接続を強化した取組や、学校と福祉部署との連携による取組などを総合的に推進します。

対策 I -2-(5)

目的意識の醸成や社会性の育成に向けた取組の充実

【現状・課題】

- ・児童生徒が主体的に学習に取り組む態度を養うためには、児童生徒自身が自分の将来や学ぶことの意義について考える場面や、知的好奇心・探究心をもって主体的・協働的に問題を解決するような学習活動を多く取り入れることが重要です。
- ・社会生活を営むうえで基礎となる能力や態度が十分身につかないまま高等学校を卒業する生徒が一定数います。
- ・成年年齢の引下げに伴い、生徒の社会参画に向けた教育の充実が必要です。

【対策のポイント】

- ・児童生徒の目的意識の醸成や社会性の育成に向けて、小・中・高等学校を通じたキャリア教育やグローバル教育、探究的な学習活動のさらなる充実を図ります。

【主な取組】

- ①社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むキャリア教育のさらなる充実を図るため、小・中・高等学校を通じて、児童生徒が自身の学びを記録し、自己の成長を実感しながら自己実現につなげる「キャリア・パスポート」の活用を推進するとともに、副読本の活用や研修会の実施により、教員の指導力の向上を図ります。
- ②高等学校において、生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、職場体験や大学・企業見学等の機会の充実を図ります。
- ③地域と学校が協働して地域の課題解決を探究的に行う「地域協働学習」や、関係機関との連携による主権者教育・消費者教育、起業家教育等を推進することにより、生徒の社会的自立や主体的に社会に参画する態度の育成を図ります。
- ④社会で人と人との関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動や、自己管理能力等を育成する「学習記録ノート」を活用した取組などを推進します。
- ⑤持続可能な社会の創り手となる子どもたちの資質・能力を育成するため、「県脱炭素社会推進アクションプラン」も踏まえ、本県の特色を生かした体系的な環境教育を就学前・小・中・高等学校等において推進するとともに、環境教育に係る教員の指導力向上や学習機会の充実を図ります。

⑥グローバル社会の中で、児童生徒が郷土への愛着と誇りを持ち、さまざまな課題の解決を目指し、文化や言語の異なる人々と協働できるコミュニケーション能力を身につけられるよう、全ての小・中・高等学校等において、探究的な学びや国際理解・国際親善教育を推進します。また、共生社会の実現に向けて、外国人児童生徒等の教育の充実を図るため、「高知県日本語教育基本方針」に基づく取組を推進します。

⑦グローバルな視点を持って地域の将来や産業を担う人材を育成するため、指定校を中心に探究型学習と英語教育を組み合わせたグローバル教育を推進し、その成果の県内全体への普及を図ります。特に高知国際中学校・高等学校では、論理的思考力、判断力、表現力等を育成する国際基準の教育プログラムである「国際バカロレア」の取組を実践します。また、これらの手法や取組成果を普及させるとともに、国際交流を含む多様な価値観に触れる活動の推進などを通して、県内で広くグローバル教育の充実を図ります。【再掲 P53】

対策 I -2-(6)

生徒指導上の諸課題への組織的な対応・支援の強化

【現状・課題】

- 各学校においては、不登校やいじめなど生徒指導上の諸課題への対応を図るため、校内支援会等を実施し、教育、心理、福祉の視点からの情報をもとにした手立ての検討が組織的に行われるようになってきましたが、未然防止の観点で組織的・計画的に取組を進めいくことや校種間の引継ぎに課題がみられます。
- 児童生徒の言動等の変化に教職員が気付けないことや、気付いていても組織で共有できずに対応が遅れてしまうことにより、問題が深刻化する場合があります。
- 統合型校務支援システム等を活用することにより、生徒指導上の諸課題への初期対応が効果的に実施できるようになってきましたが、まだ十分に活用できていない学校もあります。
- 新しい生徒指導提要（令和4年12月改訂）を踏まえて、子どもたちの個性の発見、よさや可能性の伸長、及び社会的資質・能力の発達を支える生徒指導の推進が求められています。
- 不登校児童生徒の社会的自立に向け、多様な教育機会の確保などの新たな観点による取組の検討が必要です。

【対策のポイント】

- 保幼小中高の連携による情報共有の強化や、発達支持的生徒指導の推進など、生徒指導上の諸課題の未然防止に向けた組織的な取組を推進します。また、デジタル技術を効果的に活用し、初期の段階から児童生徒の情報を共有するとともに、校内支援会を中心とした組織的な対応を強化することにより、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図ります。
- いじめの事案に対し、「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、チーム学校として迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底します。
- これまでの不登校対策等の効果検証を踏まえた取組強化や、児童生徒の主体性を尊重した多様な教育機会の確保策について検討します。

【主な取組】

- ①小・中学校の指定校において、発達支持的生徒指導に組織的に取り組む実践研究を推進するとともに、生徒指導主事（担当者）の研修会等を通してその成果を県内全域に普及し、各学校での実践につなげます。
- ②管理職や関係教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会を定期的に開催し、専門的な助言を取り入れた具体的な手立てを策定・共有します。また、P D C Aサイクルによる支援策の検討を行うとともに、統合型校務支援システムや支援シート等を活用した手立ての共有により、組織的な対応の充実を図ります。
- ③発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導※、困難課題対応的生徒指導※が、未然防止、早期発見、早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進されるよう、各小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上を図るための研修を実施します。
- ④児童生徒の状況に応じた切れ目のない適切な支援が行われるよう、小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）や養護教諭等が連携し、入学生の情報を共有することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。
- ⑤各小・中学校の不登校担当者が中心となり、統合型校務支援システムや学習支援プラットフォームの「きもちメーター※」等も活用して早期発見・早期対応の組織的な取組を推進し、新規不登校の抑制を図ります。また、不登校児童生徒等について、個別最適な支援が継続して行われるよう小学校から中学校へ支援内容の統一・引き継ぎ内容の充実を図り、校区内の連携強化を推進します。
- ⑥不登校児童生徒の社会的自立に向けて、不登校特例校の設置についての検討や、教育支援センターの機能強化、フリースクール等の民間団体との連携、1人1台タブレット端末の活用など、多様な教育機会確保のための取組を促進します。【後掲 P63】
- ⑦各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校内のいじめ対策組織を中心とした、いじめ防止、早期発見・早期対応の取組の徹底を図ります。また、県民総ぐるみでいじめ防止等の取組を推進するために作成した「『高知家』いじめ予防等プログラム」の活用により、学校や保護者、地域、関係機関が連携した取組の充実を図ります。

※課題予防的生徒指導：全ての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動がみられる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応

※困難課題対応的生徒指導：深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助

※きもちメーター：児童生徒が登校後に1人1台タブレット端末を使い今日の気持ち等を送信すると、教員の確認画面で回答を把握することができる。きもちメーターの回答と実際の様子を重ね、心の変化を早期発見したり、対象となる児童生徒への指導・支援の方法を考えたりする高知県独自のツール

対策 I-2-(7)**健康・体力の向上****【現状・課題】**

- ・小・中学校の体力・運動能力は全国水準を維持しているものの、運動の苦手な児童生徒の増加がみられます。
- ・朝食欠食や睡眠不足、運動不足など、望ましい生活習慣の未定着や、感染症対策に係る生活様式の変化による生活習慣の乱れが指摘されています。

【対策のポイント】

- ・小・中学校では、質の高い体育・保健体育授業の実現に向けて、教員の授業力向上を図るとともに、学校全体で体力・運動能力の向上に取り組む体制を整えることにより、運動好きな児童生徒を育てます。
- ・高等学校では、スポーツへの興味・関心を高める取組等を推進することにより、個々に応じたスタイルでスポーツに関わることができる生徒を育てます。
- ・「チーム学校」として関係機関と連携し、専門的見地から健康教育に取り組む体制づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域の連携により健康教育の充実を図ります。

【主な取組】

- ①児童生徒の体力・運動能力向上のため、就学前の取組と連携した義務教育9年間の「体力・運動能力向上プログラム」の実践により、系統的に体力・運動能力の育成を図っていきます。
- ②体育・保健体育の授業の質を向上させるため、その中核となる教員の育成や外部指導者の派遣、指導力向上に関する研修会の実施、指導主事による訪問指導等を通して、授業改善の取組を推進します。
- ③子どもたちが主体的に健康的な生活を送るための理解を深め、正しい態度を養うために、健康教育副読本や外部講師を効果的に活用し、家庭や地域と連携して性教育、がん教育、食育等の健康教育の充実を図ります。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る教訓を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、子どもたちの心身の健康を守っていけるような感染症対策を充実させます。

対策 I -2-(8)**部活動の充実と運営の適正化****【現状・課題】**

- ・生徒の能力・適性、興味・関心に応じた指導が十分に行われていない部活動がみられます。
- ・部活動の部員数が減少し、一つの学校で単独チームが組めないなど部活動運営が年々厳しい状態になっています。
- ・子どもたちの持続可能なスポーツ・文化芸術活動の確保と学校の働き方改革の実現のため、部活動の運営の適正化を図るとともに、学校部活動の地域連携や地域移行の在り方等について検討を進める必要があります。

【対策のポイント】

- ・指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へい等により、部活動のさらなる充実を図ります。
- ・「高知県運動（文化）部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動（文化）部活動の方針」に基づき、部活動の運営の適正化を推進するとともに、子どもたちがスポーツや文化芸術の機会を確保できるように、地域連携や地域移行など新しい部活動の在り方を検討し、環境整備に取り組みます。

【主な取組】

- ①県立学校の運動部活動の充実及び競技力の向上を図るため、レベルの高い専門的な指導者やスポーツ医科学の専門家を派遣し、指導者の指導力及び資質の向上を図ります。
- ②運動部活動の運営の適正化のため、「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく体制整備や、生徒の発達段階に応じた休養日や活動時間の設定など、望ましい運動部活動の推進を図ります。また、顧問教員等の指導者が合理的かつ効率的・効果的な部活動を実施できるよう、県外の優秀な講師を招へいした研修会等を開催します。
- ③各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の負担を軽減するため、高知県スポーツ協会との連携や高知県スポーツ指導者バンクの活用により、単独での部活動の指導や引率が可能となる「運動部活動指導員」の配置を拡充します。
- ④スポーツ庁及び文化庁が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づく取組として、地域・学校の実情に応じた学校部活動の地域連携・地域移行の在り方等を検討し、それを踏まえた地域のスポーツ環境の整備等のための支援を実施します。
- ⑤文化部活動の運営の適正化のため、「高知県文化部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る文化部活動の方針」に基づく体制整備や、生徒の発達段階に応じた休養日や活動時間の設定など、望ましい文化部活動の推進を図ります。
また、文化部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の負担を軽減するために、単独での部活動の指導や引率ができる「文化部活動指導員」の中学校への配置や、専門的な指導力を有した「文化部活動支援員」の高等学校への派遣を行います。

基本方針Ⅱ-1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実

学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行などといった困難な状況に直面している子どもたち一人一人に応じた支援の充実を図るため、就学前には保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、地域や専門機関等との連携・協働体制を県内全域で構築しながら、就学前から高等学校までの切れ目のない支援を推進します。

また、子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るための取組を推進するなど、社会的自立に向けた支援の一層の充実・強化を図ります。

対策Ⅱ-1-(1) 社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実

【現状・課題】

- ・コロナ禍等において経済情勢が厳しさを増す中、子どもたちの貧困の世代間連鎖が危惧される状況にあります。
- ・「ヤングケアラー」など厳しい環境にある子どもの中には、支援を必要としながら具体的な支援につながっていないケースや、保護者を含めた家庭生活のサポートが必要なケースがあります。

【対策のポイント】

- ・子どもたちが「経済的自立」を意識した将来の進路目標をできるだけ早期に認識し、そのために必要な学力や職業能力、社会性等を身につけて希望の進路を実現できるよう、キャリア教育や進路指導の充実を図ります。
- ・「ヤングケアラー」や児童虐待など厳しい環境にある子どもたちを支援につなげ、社会で自立できる進路に導いていくために、校内支援体制を強化するとともに、福祉部署との連携を強化します。

【主な取組】

①児童生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力を育成するため、多様なロールモデルの提示やキャリア・パスポートの効果的な活用促進など、キャリア教育の充実を図ります。【再掲 P55】

②生徒が将来の自立に向けた進路を選択できるよう、中学校の段階から、職業に必要な能力や資格、進学・就職時の経済支援制度、各高等学校の学習活動などの情報を生徒と保護者にわかりやすく提供するなど、進路指導の充実を図ります。【再掲 P54、後掲 P64】

③厳しい環境にある子どもを早期に発見し支援につなげるため、スクールソーシャルワーカー等の専門性の活用や確実な情報共有などにより、校内支援体制を強化します。また、学校だけでは発見しづらいこうした子どもの早期把握と対応に向け、スクールソーシャルワーカーと各市町村の福祉部署との定期的な情報共有（情報連携）や一体的な対応（行動連携）の充実を図ります。さらに、ヤングケラーや児童虐待など児童生徒が自らの状況を正確に理解するための取組強化や厳しい環境にある子どもへの理解を高めるための校内研修の実施支援等を行います。【後掲 P63】

④保育所・幼稚園等において、厳しい環境にある子どもや保護者への早期の対応ができるよう、スクールソーシャルワーカーや親育ち・特別支援保育コーディネーター等と連携した支援の充実や「高知版ネウボラ※」との連携強化を図ります。【後掲P61】

対策Ⅱ-1-(2)

保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実

【現状・課題】

- ・家庭における生活の困窮や教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。
- ・核家族化や少子化等により、家庭と地域との関わりが薄れてきている中で、地域における見守りやきめ細かな支援の充実が求められています。

【対策のポイント】

- ・保育所・幼稚園等と家庭、地域等との連携を強化し、多様な課題を抱える保護者の子育て力の向上を図る支援を充実させます。

【主な取組】

- ①就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備するため、園庭の開放や子育て相談、子育て経験者と子育て世帯等が交流できる場づくりなどを積極的に実施する保育所等を支援します。
- ②家庭環境に配慮を必要とする子どもやその保護者への支援の充実を図るため、「家庭支援推進保育士」の配置を推進します。
- ③特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもへの保育等の質を高めるため、小学校との円滑な接続や関係機関と連携した支援を行うことができるよう、「親育ち・特別支援保育コーディネーター」の配置を推進します。
- ④厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を進めます。

※高知版ネウボラ：妊娠期から子育て期までの家庭を対象として、妊娠・出産・子育てに関する関係機関によるネットワークを構築することにより、必要な支援サービスを切れ目なくつなぐ高知県独自の仕組み

対策Ⅱ-1-(3)**放課後等における学習の場の充実****【現状・課題】**

- ・学力が未定着である子どもの中には、家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、学校以外での学習の機会が十分にない子どもが多くいます。

【対策のポイント】

- ・小・中・高等学校の各段階において「学習支援員」の配置を拡充し、学校が行う放課後等の補充学習の充実に取り組むとともに、地域の方々の参画を得て、放課後児童クラブや放課後子ども教室など、放課後等における学びの場の充実を図ります。

【主な取組】

- ①市町村や小・中学校が放課後等の補充学習を計画的に実施できるよう、「放課後等学習支援員」の配置を推進します。【再掲 P48】
- ②高等学校等における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による「学習支援員」を配置し、放課後補習や授業支援の充実・強化を図ります。【再掲 P48】
- ③放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域住民の参画を得て、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につなげるさまざまな活動を支援します。【後掲 P77】

対策Ⅱ-1-(4)**相談支援体制の充実・強化****【現状・課題】**

- ・子どもたちに関わる課題が複雑化・多様化する中で、生徒指導上の諸課題などの解決を図っていくためには、児童生徒をはじめ、保護者、教職員等の相談に広く対応できる体制の整備が必要です。

【対策のポイント】

- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの重点配置や専門性の向上、心の教育センターの機能や相談支援体制の強化により、子どもや保護者のニーズに対応した重層的な支援を実現します。

【主な取組】

- ①相談支援体制の充実・強化を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行うアウトリーチ型の支援を行います。
- ②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの支援力向上を図るため、より効果的な研修を実施するとともに、心の教育センターをプラットフォームにして、各学校等に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの支援等を行います。また、校内支援会を運営する教員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる合同研修会を実施し、相談支援の連携強化を図ります。
- ③県内の教育相談の中核機関である心の教育センターに、高度な専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちや保護者の相談を一元的に受理するとともに、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添う「ワンストップ&トータル」な支援を行います。
- ④児童生徒や保護者が利用しやすい相談環境づくりに向けて、心の教育センターの土曜日・日曜日の開所や県東部・西部地域での相談室の開室を継続するとともに、多様な課題に対応できるよう相談支援体制の充実を図ります。また、心の教育センターのスクールカウンセラー等との連携などを通して、学校や教育支援センターにおける相談支援の質的向上を図ります。
- ⑤不登校等児童生徒に対して学校、教育支援センター、心の教育センターによる重層的な支援体制を確立します。特に学校では、不登校等児童生徒が安心して過ごせる居場所の確保及び個に応じた最適な学びを保障するために、「校内サポートルーム」の設置を拡充するとともに、ＩＣＴを活用した学習支援の実践研究を推進します。
- ⑥不登校等児童生徒の学習機会を確保するため、市町村の教育支援センターを拠点としたＩＣＴの活用による自主学習等の取組を支援します。

対策Ⅱ-1-(5)

地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進

【現状・課題】

- ・家庭の厳しい経済状況等を背景に、子どもに向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。
- ・子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教員だけでの対応には限界があります。

【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図るとともに、民生委員・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちを地域全体で見守り育てる取組を進めます。
- ・放課後等に子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

【主な取組】

- ①地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、全ての地域学校協働本部において民生委員・児童委員の参画を進め、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。【後掲 P77】
- ②放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域住民の参画を得て、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につなげるさまざまな活動を支援します。【後掲 P77】
- ③「地域とともにある学校づくり」に向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。【再掲 P47】
- ④朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣に関する意識を高め、子どもたちが朝食の重要性を理解し、自分で食事を選択したり調理したりできるなどの実践力を育むために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援し、県内の食育を推進します。

対策Ⅱ-1-(6)

経済的負担の軽減

【現状・課題】

- ・家庭の厳しい経済状況を背景に、高等学校等への進学や就学の継続が難しい子どもがいます。
- ・令和元年10月から幼児教育・保育は無償化されましたが、その対象は満3歳以上の子どもと満3歳未満の住民税非課税世帯の子どもであり、満3歳未満児を養育する保育利用世帯の多くは経済的な負担を感じています。

【対策のポイント】

- ・高等学校等における就学のための経済的支援や、多子世帯を対象とした保育料の軽減等により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

- ①経済的な理由で高等学校等の就学が困難となる生徒に対し、就学支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図ります。また、低所得世帯を対象に奨学給付金を支給することにより、教科書や教材費、学用品、PTA会費といった授業料以外の教育費の軽減を図ります。さらに、成績基準がなく貸与月額を選択できるなど、高等学校等の生徒がより利用しやすい無利子奨学金の貸与を行います。
- ②18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降の3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援します。
- ③経済的に厳しい環境にある子どもが放課後児童クラブ等を利用しやすくなるため、就学援助世帯等の利用料減免を行う市町村に対する財政支援を行います。【後掲 P77】

基本方針Ⅱ-2 特別支援教育の充実

発達障害を含めた全ての障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを志向する「インクルーシブ教育システム」の構築を推進します。また、障害に応じ通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」における学びの質を高め、本県の特別支援教育の一層の充実を図ります。

対策Ⅱ-2-(1) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

【現状・課題】

- ・発達障害など特別な支援が必要な子どもの増加や障害の状態等の多様化がみられる中、個々の状況に応じた適切な指導・支援の充実が求められています。
- ・特別支援学級の担任や通級による指導担当教員は、障害に応じた特別の指導を実施する教員として、より高い専門性が求められています。

【対策のポイント】

- ・全ての保育者や教員について特別支援教育の専門性向上を図るとともに、保育所・幼稚園など、学校における組織的な指導・支援の体制の充実・強化を図ります。

【主な取組】

①保育所・幼稚園等における特別な支援を必要とする子どもへの対応力の向上を図るため、保育者を対象とした研修や個別の指導計画の作成を推進します。

②小・中学校等において、発達障害等のある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、ユニバーサルデザイン※の視点に基づく学級経営・授業づくりの取組を推進します。また、特別支援学級や通級による指導を担当する教員の専門性の向上に向けて、研究協議会や連絡協議会を実施します。あわせて、教育事務所の特別支援教育地域コーディネーターによる訪問支援等により、個別の指導・支援方法や校内支援体制、校種間の引き継ぎ等について指導・助言を行います。

③高等学校において、通級による指導を中心に発達障害等のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るため、教職大学院と連携した研究、指導担当教員間のネットワークの構築などの取組を推進します。

④発達障害等の特別な支援が必要な児童生徒への指導・支援を充実させるため、全ての教職員の専門性向上を図る研修を実施します。

※ユニバーサルデザイン：できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること

対策Ⅱ-2-(2)**特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実****【現状・課題】**

- ・障害の重度・重複化等により、特別支援学校に在籍する児童生徒の教育的なニーズが多様化しています。
- ・近年、県立知的障害特別支援学校の生徒の一般企業への就職率は全国平均を超えていますが、個々の生徒の進路希望の実現に向けた取組の一層の充実が必要です。
- ・医療的ケア児の実態は多様化しており、個々の心身の状況や教育的なニーズ等に応じて、学校における適切な支援体制の強化が求められています。

【対策のポイント】

- ・特別支援学校において、教員の専門性の向上及び組織的な指導・支援の充実を図るとともに、地域の小・中・高等学校の取組を支援するセンター的機能の向上を図ります。
- ・障害のある子どもが自分の地域での生活基盤を形成できるよう、居住地域の小・中学校における学習機会の充実を図ります。
- ・医療的ケア児が安全な環境で安心して教育・保育を受けられるよう、看護職員等の専門性を高めるための取組を推進します。

【主な取組】

- ①特別支援学校の児童生徒の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、1人1台タブレット端末等のICT機器を児童生徒等が日常的に活用できるよう指導・支援の充実に取り組みます。また、特別支援学校間でオンライン会議を開き、教員同士が障害種ごとの専門性を生かした実践研究の知見を共有することにより、児童生徒の多様な教育的ニーズへの対応を図ります。
- ②特別支援学校教員の幅広い専門性の向上に向けて、免許法認定講習の受講を促進し、特別支援学校教諭免許状の保有率向上につなげます。また、特別支援学校のセンター的機能の充実・強化を図るため、特別支援学校に理学療法士や言語聴覚士など外部の専門家を配置・派遣します。
- ③特別支援学校在籍の児童生徒が、居住地の小・中学校等において交流及び共同学習を行うことにより、地域社会の障害に対する理解を促進します。また、居住地校交流を活性化するために、副次的な籍（副籍）※に関わる仕組みの定着を推進します。
- ④児童生徒の社会的・職業的自立に向け、現場実習先及び進路先の開拓を行うとともに、福祉・労働機関と連携した就労支援など、障害や特性に応じた進路指導を充実させます。また、目標に向かって学習する意欲や望ましい職業観を育むために、外部専門家を活用した授業改善や、技能検定の取組を実施します。

※副次的な籍（副籍）：県立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、学籍は特別支援学校に置きつつ、居住する地域の市町村立小・中学校に2次的な籍を持ち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るもの

⑤医療的ケア児の教育の充実に向けて、看護職員の専門性向上のための研修の実施や巡回看護師の配置により、サポート体制の構築を図ります。また、小学校等における医療的ケア児の円滑な受入れが進むよう、理解啓発に取り組みます。さらに、医療的ケアが必要な乳幼児を受け入れる保育所等への看護師等の配置を支援します。

⑥病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、「高知県立特別支援学校再編振興計画(第二次)」に基づき、高等部の職業コースの開設、通級による指導、訪問教育等の取組を推進し、教育内容を充実させます。

⑦県中央部の知的障害特別支援学校における施設狭隘化等の課題に注視するとともに、引き続き安全・安心な教育環境の実現に取り組みます。さらに、新たに開校した「日高特別支援学校高知しんほんまち分校」の特色や取組を県内の関係者等に知ってもらうための情報発信に取り組みます。

基本方針Ⅲ-1 デジタル技術の活用による学びの個別最適化

急速に発展するICTやAI等のデジタル技術を有効に活用し、学習機会の地域間格差の解消や、児童生徒一人一人の興味・関心に応じた学びを実現するため、ICTを活用した双方向型の授業の配信やAIによる個別最適化学習等の新たな教育手法の開発・普及を図るとともに、その基盤となる学校のICT環境の整備を推進します。

対策Ⅲ-1-(1)

ICTやAI等のデジタル技術の活用

【現状・課題】

- 中山間地域等の小規模高等学校では総じて教員数が少なく、生徒の多様な進路希望に対応した教育課程の編成や学習指導が困難な場合があります。また、小規模の中学校では、特に美術科や技術・家庭科の授業において免許外指導を行わざるを得ない状況です。
- 現在の学校教育は、理解が十分でない児童生徒と、学習内容を平易と感じる児童生徒が混在する中での一斉授業が原則であり、個々の習熟度に応じた最適な学習指導が難しい状況がみられます。
- 全国学力・学習状況調査の結果を、同一集団の経年比較でみた場合、学力の定着に課題のある児童生徒の割合は、小学校6年時と比べ、中学校3年時で大幅に増加しており、つまずきを早期発見・解決し、基礎学力の定着を図る必要があります。また、小学校では1人1台タブレット端末を「日常的」に活用している授業実践の頻度が少なく、将来的にICTの活用が必要となる子どもたちの視点に立って、教員のICT活用指導力の向上を図る必要があります。

【対策のポイント】

- 遠隔教育システムによる授業配信や、基礎学力及び家庭学習の定着に向けたAI等のデジタル技術による習熟度に応じた個別最適な学習など、新たな教育方法の開発と普及・展開を図ります。
- 1人1台タブレット端末や学習支援プラットフォームの「日常的」な活用により、個々の学ぶ力を引き出し主体的・対話的で深い学びを実現する学習スタイルの確立を目指すとともに、教員のICT活用指導力を高めていきます。

【主な取組】

- 中山間地域等の小規模高等学校においても生徒が希望する進路を実現するため、教育センターから各校に同時双方向型の授業及び進学補習や資格試験のための講座などを配信します。また、学校相互の遠隔授業等を実施するとともに、市町村や経済団体とも連携して地域課題の解決等に関する探究学習を実践するなど、官民協働で教育水準の向上に取り組みます。

- ②教科の専門性を確保するとともに教員の負担軽減を図るため、小規模中学校の免許外指導担当教員を対象に、教育センターから遠隔教育システムを活用した支援に取り組みます。また、研究指定地域に免許外支援拠点校を設置して、地域の学校間で相互支援ができる拠点校型遠隔支援の体制を構築します。さらに、児童の協働的な学びを充実させるために、小学校複式学級における遠隔授業に関する研究を進めます。
- ③1人1台タブレット端末を活用しながら個々の理解に合わせて段階的に学習を進められるデジタルドリルや、一人一人の学習定着度を把握し学習指導に活用できるスタディログ等を組み合わせた「学習支援プラットフォーム」により、個々の強みを伸ばし、つまずきをサポートする個別指導を実践します。あわせて、子どもたちが主体的に協働して学び合うことができるよう、協働学習ツールの効果的な活用を進めます。また、学習機会確保の促進や授業と家庭学習のサイクル化を図るため、1人1台タブレット端末の持ち帰りによる「学習支援プラットフォーム」等の積極的な利活用を推進します。
- ④「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげるため、デジタル教科書の効果的な活用を推進します。
- ⑤児童生徒一人一人のつまずきや強みなど、個々の学習状況と理解度に対応した最適な個別指導の実現に向けて、1人1台タブレット端末やデジタル教材を効果的に活用した授業改善を進めています。また、デジタル技術を活用した効果的な学力補完の方策について県内への普及を図るとともに、1人1台タブレット端末の持ち帰りによる授業と家庭学習のサイクル化の推進を図ります。
- ⑥特別支援学校の児童生徒の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、1人1台タブレット端末等のICT機器を児童生徒が日常的に活用できるよう指導・支援の充実に取り組みます。また、特別支援学校間でオンライン会議を開き、教員同士が障害種ごとの専門性を生かした実践研究の知見を共有することにより、児童生徒の多様な教育的ニーズへの対応を図ります。【再掲P66】
- ⑦1人1台タブレット端末を活用した授業を実践するため、年次研修において体系的な研修プログラムを実施することで、教員のICT活用指導力を高めます。また、全ての教員を対象に、ICTを授業等で効果的に活用するための研修やオンデマンド動画の提供を行います。さらに、学校経営計画にICT活用の項目を位置付け、各学校での取組を進めるとともに、県内の教員のICT活用状況について調査及び情報共有し、校内研修の企画やICT活用計画の改善につなげます。

⑧小学校におけるICTを活用した授業やプログラミング教育の推進及び充実を図るために、県内の情報教育の中核的な役割を担うリーダー教員や民間企業の講師を活用した研修を実施します。また、リーダー教員は活動指針に基づき、域内のICTの活用及びプログラミング教育の普及を推進します。【再掲P69・後掲P72】さらに、小・中学校の「授業づくり講座」において、デジタル教科書やICTを効果的に活用した授業を公開し、教員同士の学び合いを通してその普及と指導力向上を図ります。【再掲P51】

高等学校においては、学習指導要領に基づいた情報教育が実践できるよう、情報科の教員や免許教科外指導担当教員等の指導力向上のための研修を行います。【後掲P72】

特別支援学校においては、各校の推進リーダーによる「情報共有会」や校内研修を通してICT活用指導力の向上を図ります。

⑨文部科学省に教員を派遣し、GIGAスクール構想の推進に関わる実務を経験する機会を通して、広い見識と高い実務能力の育成を図ります。また、国が実施する情報化指導者養成研修に指導主事等を派遣し、ICT教育に関する取組の核となる人材の育成を図ります。

【再掲P50】

対策Ⅲ-1-(2)

学校のICT環境の整備

【現状・課題】

- ・GIGAスクール構想の前倒しにより、令和3年度末までに全公立学校への整備が完了した1人1台タブレット端末の効果的な活用を促進するため、デジタル教育を支えるサポート体制の強化が必要です。
- ・ICTを活用して教職員の業務の効率化を図るため、平成28年から統合型校務支援システムの導入を進めてきましたが、さらなる活用促進や機能充実が必要です。

【対策のポイント】

- ・これから時代の学びや業務の効率化に欠かせないICT機器等を児童生徒と教員が「日常的」に活用できる教育環境の実現に向けて、学校におけるICT環境の整備を迅速かつ計画的に進めます。

【主な取組】

- ①1人1台タブレット端末の効果的な活用を促進するため、ヘルプデスクとなる「GIGAスクール運営支援センター」を設置し、学校だけでなくタブレット端末を持ち帰った際の家庭からの問合わせにも対応します。
- ②1人1台タブレット端末を活用したICT教育を推進するため、県立学校に「情報通信技術支援員」(ICT支援員)を配置するとともに、教員の取組をサポートする「ICT授業アドバイザー」や「GIGAスクールソーター(県立特別支援学校)」を県教育委員会事務局内に配置します。また、市町村立学校におけるICT支援員の人材確保を支援します。

- ③児童生徒が一人一人の進度に応じて動画やA I教材等を活用できる次世代型の教育に対応するため、高速大容量の双方向通信を可能とする無線L A Nなど学校における情報通信環境の整備を推進します。
- ④全ての公立学校において、教職員の成績処理や指導要録作成等の業務の効率化に加え、全校種間や学校間の情報共有と引継ぎの徹底、児童生徒の学習指導や生徒指導を効果的に行うために、県内統一の統合型校務支援システムの活用を推進します。
- ⑤市町村単位・学校単位・学年単位等で段階的に回答を集計・分析できるアンケートシステムを活用し、県や市町村が実施する調査業務の効率化を図ります。
- ⑥児童生徒にデジタル社会における情報の適正かつ安全な利用やI C T機器の使用と健康との関わりへの知識を確実に身につけさせるため、県教育委員会が作成した「情報モラル教育実践ハンドブック」等を活用して、保育活動や教育課程に位置付けた情報モラル教育をさらに充実します。

基本方針Ⅲ-2 創造性を育む教育の充実

超スマート社会（Society5.0）の到来を見据え、全ての児童生徒が、新たな時代の基盤となるデジタル技術を理解し情報活用力や論理的な思考力を身につけることができるよう、プログラミング教育や理数系科目等の教育内容を充実させます。

また、A I 等の高度なデジタル技術を活用し、社会においてさまざまな課題の解決や新たな価値の創造などに力を発揮できる人材の育成に向けて、高等学校と大学との連携や教員の I C T 活用力の向上を図る取組を推進します。

対策Ⅲ-2-(1) プログラミング教育の推進

【現状・課題】

- ・小学校におけるプログラミング教育（令和2年度から必修）の具体的な指導については、授業の実践事例が少ないことなどから、各学校における取組状況や教材の準備に差がみられます。
- ・中学校における技術・家庭科（技術分野）の内容「D情報の技術」の指導については、学習指導要領の趣旨及び指導内容の理解が十分ではない面があり、各学校における取組状況に差がみられます。
- ・高等学校における共通必修科目「情報I」の新設（令和4年度から必修化）に伴い、全ての生徒がプログラミング等の基礎について学習するにあたり、情報科担当教員の確保と指導力向上が一層重要となっています。

【対策のポイント】

- ・情報教育推進リーダーを活用した研修等を通して、小学校におけるプログラミング教育の質の向上を図ります。
- ・研修等を通して教員の指導力を向上させ、高等学校におけるプログラミング教育の充実を図ります。

【主な取組】

①小学校における I C T を活用した授業やプログラミング教育の推進及び充実を図るために、県内の情報教育の中核的な役割を担うリーダー教員や民間企業の講師を活用した研修を実施します。また、リーダー教員は活動指針に基づき、域内の I C T の活用及びプログラミング教育の普及を推進します。

②中学校技術・家庭科（技術分野）における年次研修の受講者や免許外教員を対象に、学習指導要領の趣旨を踏まえたプログラミングに関する指導ができるよう研修を実施し、技術分野担当教員の指導力向上を図ります。

③高等学校において、全ての生徒がプログラミング言語やネットワーク、情報セキュリティ、データベースの基礎等を習得できるよう、情報科担当教員の指導力を高めるため、教員のスキルに応じた研修を実施します。あわせて、専門性を持った人材を計画的に確保します。

対策Ⅲ-2-(2)

A I 人材育成のための教育の推進

【現状・課題】

- ・超スマート社会（Society 5.0）の支え手として、A I 等のデジタル技術を活用し社会におけるさまざまな課題の解決や新たな価値の創造に活躍できる人材の育成が求められています。

【対策のポイント】

- ・デジタル社会で活躍できる人材の育成に向けて、大学等と連携して高度で専門的な学習内容の研究に取り組むとともに、新しい社会に対応し得る情報活用力や課題解決力を生徒に身につけさせるための学習の充実を図ります。

【主な取組】

①高度なデジタル技術を活用し、A I やデータサイエンス分野で活躍できる人材の育成に向けて、モデルとなる高等学校と大学とが連携し、デジタル分野の専門的な知識や理論、技術等を系統的に学習できる環境を整備します。

②1人1台タブレット端末を活用した授業を実践するため、年次研修において体系的な研修プログラムを実施することで、教員のI C T活用指導力を高めます。また、全ての教員を対象に、I C Tを授業等で効果的に活用するための研修やオンデマンド動画の提供を行います。

【再掲 P69】

③文部科学省に教員を派遣し、G I G Aスクール構想の推進に関わる実務を経験する機会を通して、広い見識と高い実務能力の育成を図ります。また、国が実施する情報化指導者養成研修に指導主事等を派遣し、I C T教育に関する取組の核となる人材の育成を図ります。

【再掲 P50】

基本方針IV-1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興

多くの地域で児童生徒数の減少や地域コミュニティの希薄化が課題となっている本県において、その地域ならではの教育を開拓していくことは、各学校の教育の質の維持・向上はもとより、地域発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要です。

このため、中山間地域における次世代の特色ある学校づくりや地域の特色を生かした高等学校の魅力化の取組など、行政・学校・地域の連携・協働により、各地域の教育の振興に向けた取組を推進します。

対策IV-1-(1)

中山間地域における多様な教育機会の確保

【現状・課題】

- ・中山間地域では、児童生徒数の減少に伴い、学校統合を余儀なくされている地域が増えています。
- ・中山間地域の小規模高等学校等では、生徒数が少ないために教科・科目の選択肢の確保や社会性を育む集団活動などの面で課題がみられます。
- ・中山間地域の小規模高等学校等では総じて教員数が少なく、生徒の多様な進路希望に対応した教育課程の編成や学習指導が困難な場合があります。また、小規模中学校では、特に美術科や技術・家庭科の授業において免許外指導を行わざるを得ない状況です。さらに本県には、複式学級を有する学校が多く、児童生徒数や教員数が少ないと、多様な学びが展開できず、充実した教育活動が困難になる場合もあります。

【対策のポイント】

- ・中山間地域における多様な教育機会の確保に向けて、次世代の特色ある学校づくりや、高等学校の魅力化の取組を推進します。

【主な取組】

①中山間地域の教育振興を図るために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して次世代の特色ある学校づくり（義務教育学校等）を目指す市町村教育委員会を支援することにより、学校と地域との連携・協働による「チーム学校」としての教育活動を充実させ、社会に開かれた教育課程の実現を目指します。

②中山間地域の高等学校の魅力化に向け、地元市町村等と連携した探究型学習や優秀な指導者の招へいによる部活動、ICTの活用による学習環境等の充実を図ります。また、学校の特色や取組を地域内外に知ってもらうための情報発信に取り組みます。あわせて、市町村が行う中山間地域等の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組を支援します。

【後掲 P75】

③中山間地域の小規模高等学校等においても生徒が希望する進路を実現するため、教育センターから各校に同時双方向型の授業や進学補習や資格試験のための講座などを配信します。また、学校相互の遠隔授業等を実施するとともに、市町村や経済団体とも連携して地域課題の解決等に関する探究学習を実践するなど、官民協働で教育水準の向上に取り組みます。

【再掲 P68】

④教科の専門性を確保するとともに教員の負担軽減を図るため、小規模中学校の免許外指導担当教員を対象に、教育センターから遠隔教育システムを活用し支援に取り組みます。また、研究指定地域に免許外支援拠点校を設置して、地域の学校間で相互支援ができる拠点校型遠隔支援の体制を構築します。さらに、児童の協働的な学びを充実するために、小学校複式学級における遠隔授業に関する研究を進めます。

【再掲 P69】

対策IV-1-(2)

県立高等学校再編振興計画の着実な推進

【現状・課題】

- ・高等学校教育等の内容の維持・向上に向けて、多様な教育活動ができる適正規模の学校の維持や魅力ある学校づくりが求められます。

【対策のポイント】

- ・県立高等学校再編振興計画に基づき、高等学校の統合、高台移転や学校の魅力化の取組等を着実に推進します。

【主な取組】

①県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」に基づき、安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合に伴う施設整備及び清水高等学校の高台移転を着実に推進します。

②中山間地域の高等学校の魅力化向け、地元市町村等と連携した探究型学習や優秀な指導者の招へいによる部活動、ＩＣＴの活用による学習環境等の充実を図ります。また、学校の特色や取組を地域内外に知ってもらうための情報発信に取り組みます。あわせて、市町村が行う中山間地域等の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組を支援します。

③県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づき、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校との統合完了に向けた取組（令和5年4月統合完了）や、須崎総合高等学校の施設整備等を推進します。

対策IV-1-(3)**県と市町村教育委員会との連携・協働の推進****【現状・課題】**

- ・県内の広域的な課題などについて特に責任を負う県教育委員会と、各市町村内の公立小・中学校等の教育活動や教職員の日常的な取組に対する責任を負う市町村教育委員会が、それぞれの責任と役割を果たしながら、連携・協働して教育水準を向上させていく必要があります。
- ・各市町村で教育課題の状況が異なる中、人的及び財政的な制約により、単独での課題への対応が困難な市町村もみられます。

【対策のポイント】

- ・県教育委員会と市町村教育委員会との間で、施策の方向性を合わせることや施策を協働で実施することなどを通じて、教育の振興に向けた連携・協働の取組を推進します。

【主な取組】

- ①県教育委員会と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、各市町村教育委員会や全ての市町村教育委員会で構成される高知県市町村教育委員会連合会との情報共有・協議の機会を積極的に設けます。
- ②第2期大綱及び第3期計画に掲げる基本目標や基本方針等を踏まえ、各市町村がそれぞれの教育課題の解決に向けて推進する自主的・主体的な取組を、県教育委員会と市町村教育委員会が協議したうえで教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行います。

基本方針IV-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

将来を担う子どもたちが、志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら生きていける力を身につけていくため、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを支え、見守り、育てる仕組みを構築します。

また、保護者が良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深められるよう、子どもが育つ基盤である家庭の教育力の向上に向けた支援に取り組みます。

対策IV-2-(1)

地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進

【現状・課題】

- ・子育てに不安や悩み、負担感や孤立感を抱える保護者が多くいますが、地域の教育力の低下に伴い、支え合いの仕組みが弱くなっています。
- ・子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教員だけでの対応には限界があります。

【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図るとともに、民生委員・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちを地域全体で見守り育てる取組を進めます。
- ・放課後等に子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

【主な取組】

①学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる地域学校協働本部の取組を推進し、地域住民等の参画による学習活動や部活動、学校周辺環境整備、登下校の安全指導、防災マップづくり等の地域課題解決学習、ふるさとについて学び考える郷土学習等のさまざまな地域学校協働活動を支援します。

②地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、全ての地域学校協働本部において、民生委員・児童委員の参画を進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。

③放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域住民の参画を得て、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につなげるさまざまな活動を支援します。また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援を行います。

④「地域とともにある学校づくり」に向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。【再掲 P47】

⑤地域全体で子どもたちを支え、見守り、育てていくために、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的な推進に向け、制度理解や機能強化などの促進を図る研修会を実施します。

⑥スポーツ庁及び文化庁が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づく取組として、地域・学校の実情に応じた学校部活動の地域連携・地域移行の在り方等を検討し、それを踏まえた地域のスポーツ環境の整備等のための支援を実施します。【再掲P59】

対策IV-2-(2)

家庭教育への支援の充実

【現状・課題】

- ・子育てに不安や悩み、負担感や孤立感を抱える保護者が多くいます。
- ・保護者の不規則な生活習慣による子どもたちへの影響が指摘されています。

【対策のポイント】

- ・保護者が良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深められるよう、家庭の教育力の向上に向けた取組を支援します。

【主な取組】

①学校、保護者、行政が協働して、地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対応していくため、各地区においてPTAの研修会を開催します。また、保幼小中高の連携した取組が、多くの保護者の参画を得て活性化するよう、PTA活動を支援します。

②保護者等を対象とした子育て講座をはじめとする市町村が行う家庭教育支援の取組の充実・強化を図ります。また、県教育委員会が作成した学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら「親育ち」について学び合う取組を推進するとともに、この取組を実践できるファシリテーターを養成し、県内全域に派遣します。

③保育所・幼稚園等において、親育ち支援担当者を中心に、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、就学時健診等の機会を捉えた講話の実施や、保護者研修の計画的な実施、講話のポイントを解説した動画の配信などにより多くの保護者に支援を届けるための環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解を深める取組を推進します。【後掲P81】

④子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等における保護者を対象とした学習会の開催や、基本的生活習慣の定着に向けた取組を支援します。【後掲P82】

基本方針V-1 就学前教育・保育の質の向上

保育所・幼稚園等において、園評価の適切な実施などを通じて、組織マネジメント力の強化や保育者の教育力・保育実践力の向上を図り、県内のどこにいても、質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進めることにより、子どもの「生きる力」の基礎を育みます。

対策V-1-(1)

保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の徹底

【現状・課題】

- 平成29年に国の保育所保育指針・幼稚園教育要領等が改定され、保育所も幼児教育施設に明確に位置付けられたことを踏まえ、各施設共通で教育内容を充実させる必要があります。

【対策のポイント】

- 各保育所・幼稚園等における質の高い教育・保育の実現に向けた組織的な取組を推進するため、訪問指導や研修等を通じて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」、「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」の活用促進や園内研修の充実を図ります。
- 県の保育者育成指標と国が示す「保育士等キャリアアップ研修」を連動させた研修の充実等により、管理職を含む保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上を図ります。

【主な取組】

- ①保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえて、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援や教育センターでの基本研修等の場において、活用方法の周知・徹底を図ります。また、幼保支援アドバイザーや指導主事の直接訪問等により、ガイドラインを全ての園において活用し、保育実践に生かされるよう取り組みます。
- ②管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有したうえで、保育所保育指針等に基づいた教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践につなげる改善のサイクルを構築できるよう、「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」を活用した研修の実施や、幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等を充実させます。
- ③保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、教育センターを中心に、基本研修やキャリアアップ研修を実施します。
- ④返還免除制度のある保育士修学資金等を貸し付け、保育士資格取得を目指す学生等を支援することにより、保育士の確保に努めます。
- ⑤保育所・幼稚園等における特別な支援を必要とする子どもへの対応力の向上を図るため、保育者を対象とした研修や個別の指導計画の作成を推進します。【再掲P65】

対策V-1-(2) 保幼小の円滑な連携・接続の推進**【現状・課題】**

- ・県内では、多くの保育所・幼稚園等と小学校とで連絡会や交流活動が行われていますが、互いの教育内容を理解し合い、それぞれの指導に生かす「学びをつなぐ」取組が浸透しているとは言えない状況です。
- ・幼児期の教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿※」を共有するなど、子どもの経験や育ちをつなぐ組織的・計画的な保幼小連携・接続の取組を充実させる必要があります。

【対策のポイント】

- ・市町村、保育所・幼稚園等、小学校が保幼小の円滑な接続に組織的に取り組むことができるよう、各地域における「接続期のカリキュラム」づくりや、その実践・改善の取組を支援します。
- ・不登校や学力などの課題を未然に防止するため、就学前教育を充実させるとともに、保幼小がしっかりと連携し、子どもたちの成長を共に支えていく取組を推進します。

【主な取組】

- ①「高知県保幼小接続期実践プラン」に基づき各地域で行われる保幼小の連絡会・交流活動を支援するとともに、文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」を活用し、市町村と連携して「接続期のカリキュラム」のモデルを構築し、県内全域への普及に取り組みます。
- ②地域全体の子どもたちの自尊感情や自己有用感を育むとともに、人権感覚や社会性、規範意識を醸成するため、モデル地域の教育委員会に「統括推進リーダー」を配置し、保幼小中の連携・接続を強化した取組や、学校と福祉部署との連携による取組などを総合的に推進します。【再掲 P54】
- ③特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもへの保育等の質を高めるため、小学校との円滑な接続や関係機関と連携した支援を行うことができるよう、「親育ち・特別支援保育コーディネーター」の配置を推進します。【再掲 P61】
- ④厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を進めます。【再掲 P61】

※幼児期の終わりまでに育ってほしい姿：「幼稚園教育要領」等では、(1)健康な心と体、(2)自立心、(3)協同性、(4)道徳性・規範意識の芽生え、(5)社会生活との関わり、(6)思考力の芽生え、(7)自然との関わり・生命尊重、(8)数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、(9)言葉による伝え合い、(10)豊かな感性と表現 の10の姿の視点を示している。

基本方針V-2 親育ち支援の充実

乳幼児期におけるよりよい親子関係の構築を図るため、保育所・幼稚園等において、親の子育て力を高めるための「親育ち支援」が日常的・継続的に行われるよう、園全体で親育ち支援に取り組む体制づくりを進めます。また、子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性についての保護者の理解を促進するため、保護者を対象とした学習会等の開催や基本的生活習慣の定着に向けた取組を支援します。

対策V-2-(1) 保育者の親育ち支援力の強化**【現状・課題】**

- ・保育所・幼稚園等において、親育ち支援の必要性について保育者の理解は進んでいますが、日常的・継続的な実践までには至っていない状況にあります。

【対策のポイント】

- ・保育所・幼稚園等において、日常的・継続的な親育ち支援が行われるよう、市町村の課題に応じて親育ち支援を推進する中核となる保育者（親育ち支援地域リーダー）や、園内の親育ち支援を推進する担当者（親育ち支援担当者）を中心に組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。

【主な取組】

- ①保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、市町村単位等による保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させます。
- ②「親育ち支援地域リーダー」の資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、親育ち支援について各地域で学べる仕組みづくりを推進します。また、「親育ち支援地域リーダー」の支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者研修や保護者向け研修等の計画的な実施を促進します。

対策V-2-(2)**保護者の子育て力向上のための支援の充実****【現状・課題】**

- ・核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。
- ・保護者の生活習慣の乱れが子どもの基本的生活習慣の未定着につながっているケースが多くみられます。

【対策のポイント】

- ・良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修を充実させます。
- ・乳幼児期からの基本的生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

【主な取組】

①保育所・幼稚園等において、親育ち支援担当者を中心に、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、就学時健診等の機会を捉えた講話の実施や、保護者研修の計画的な実施、講話のポイントを解説した動画の配信などにより多くの保護者に支援を届けるための環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解を深める取組を推進します。【再掲 P81】

②子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等が行う保護者を対象とした学習会の開催や、基本的生活習慣の定着に向けた取組を支援します。

基本方針VI-1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり

県民の誰もが生涯にわたって学ぶことができ、その学びの成果がさまざまな場面で発揮できることは、地域や社会に好影響をもたらします。

このため、生涯学習・社会教育の取組を「学ぶ」「生かす」「ひろがる」「支える」それぞれの視点から強化し、生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくりを進めます。

対策VI-1-(1)

知の循環型社会を目指した生涯学習・社会教育の推進

【現状・課題】

- ・社会教育を担う団体や人材の基盤が弱ってきてています。
- ・県内では、県や市町村のほか民間や大学も含め、多様な講座や教室が開催されていますが、こうした学びの場の情報提供が十分ではありません。
- ・地域の課題解決に生かせる学びや、さまざまな理由で適時に学ぶことができなかつた方の学び直しなど、県民の多様な学びのニーズに応える必要があります。

【対策のポイント】

- ・生涯にわたって学び、その成果を地域社会に生かすことができる「知の循環型社会」を目指して、多様な学びの機会の提供、学びを地域に還元できる仕組みの充実、学びを共有できる場の充実、知の循環を支える基盤の充実といったそれぞれの取組を進めます。

【主な取組】

- ①社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図ります。また、社会教育関係団体の活動やネットワークづくりを支援します。
- ②子どもの生きる力を育成するために、小学校や青少年教育団体等が、青少年教育施設や地域の施設を活用して行う森林環境学習や自然体験等を含む宿泊体験活動を支援します。また、こうした機会の充実に向けて、森林環境教育や自然体験学習を推進できる人材の育成に取り組みます。
- ③青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供します。
- ④高知市が設置する「高知みらい科学館」の運営支援を通じて、県内全域を対象とした理科教育・科学文化の振興を進めます。
- ⑤県民が本県教育の現状について知り、考えるきっかけをつくるため、市町村や関係機関等と連携して高知県教育の日「志・とさ学びの日」^{*}を広く周知・啓発する取組を推進します。

^{*}高知県教育の日「志・とさ学びの日」：平成22年11月22日の全国生涯学習フォーラム高知大会閉会式において、すべての県民が、教育について理解と関心を深め、高い志を持つ子どもたちを育み、ともに学びあう意識を高めるとともに、一人ひとりが学ぶ目的や喜びを自覚し、生涯にわたって学び続ける風土をつくりあげていくため、11月1日を「志・とさ学びの日」とすることが宣言された。

⑥地域の方々の経験や学びを社会に還元する場として、また、子どもたちの学びを大人の新たな学びにつなげる場として、放課後子ども教室の取組や地域学校協働本部における地域学校協働活動を推進します。また、県民一人一人が自発的意思に基づき必要性に応じて学び、その成果が地域社会で発揮できるよう、市町村・民間・大学等と連携し、県内のあらゆる学びの場や学びの成果を生かせる場に関する情報提供・相談機能を強化します。

対策VI-1-(2)**オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実****【現状・課題】**

- ・オーテピア高知図書館は地域を支える情報拠点として、ポスト・コロナ、デジタル社会などに対応し、県民の暮らしや仕事の中で生じるさまざまな課題の解決や学びに役立つことができるよう、新鮮で幅広い資料の充実が求められています。
- ・県民がそれぞれの地域で読書をし、役立つ情報が得られるよう、県内全域の読書・情報環境の一層の充実が必要です。

【対策のポイント】

- ・オーテピア高知図書館において、利用者の多様なニーズに応えられるよう、紙媒体と電子媒体の双方を提供するハイブリッド型図書館として非来館型サービスの充実を図るとともに、地域の課題解決支援サービスの充実に取り組みます。
- ・県内全域の読書・情報環境の充実に向け、高知県図書館振興計画（平成30年7月策定）や第2期オーテピア高知図書館サービス計画（令和3年10月策定）に基づく取組を進めます。
- ・子どもたちが小さい頃から本に親しみ、読書が習慣となるよう、第四次高知県子ども読書活動推進計画（令和4年7月策定）に基づく取組を進めます。

【主な取組】

①県民の知的ニーズに応え、課題解決ができる図書館の実現に向けて、新鮮で幅広い資料・情報の収集・提供や、図書館活用講座の開催などによる情報リテラシー※の向上支援に取り組みます。あわせて、県民にこうしたサービスを広く周知するため、関係団体と連携した普及・啓発や効果的な広報活動を行います。

②非来館型サービスの充実を図るため、オンラインによるレファレンス※の受付、デジタルコンテンツ※のWebサイトへの公開などを進めます。また、コンテンツを横断した本文の検索や、スマートフォン向けのアプリによる利用ができる閲覧型電子書籍サービスの導入とあわせて電子図書館の充実を図ります。

③司書の専門性を高めるため、専門講座などの県内外研修への派遣や館内研修の充実を図ります。

※情報リテラシー：必要な情報の探し方や得た情報を客観的に判断し、自己の目的に適合するように活用する能力

※レファレンス：利用者の問合せに図書館資料（図書や雑誌、新聞、データベースなど）を案内したり、図書館資料に基づいて回答したりすること

※デジタルコンテンツ：デジタル化された情報で構成されたものの総称

④県立学校等の要望するテーマに応じた資料の一括貸出や、児童生徒1人1台タブレット端末での電子図書館及び閲覧型電子書籍サービスの利用促進を図ります。

⑤県民に身近な市町村立図書館等のサービスの充実に向けて、協力貸出用の資料の充実や職員を対象とした動画等を活用した研修機会の提供などにより、市町村立図書館等の運営と人材育成を支援します。

⑥県内全域の図書館等の振興に向け、市町村立図書館の活動を支援するとともに、子どもが本や読書に興味を持った時に県内のどこに住んでいても読みたい本にアクセスできる環境整備を図り、乳幼児から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などに取り組みます。

対策VI-1-(3)

多様なニーズに対応した教育機会の提供

【現状・課題】

- ・進路未定のまま中学校を卒業した方や高等学校を中途退学した方、さまざまな理由により義務教育を受けられなかつた方、外国籍の方など、必要な時期に十分に学ぶことができなかつた方がいます。
- ・進路未定の状態で高等学校を中途退学したことなどにより、社会的自立に困難を抱える若者等がいます。

【対策のポイント】

- ・社会的自立に困難を抱える若者等に対する修学・就労に向けたきめ細かな支援や、公立中学校夜間学級の円滑な運営及び充実により、県民の多様なニーズに応じた学びの場を提供します。

【主な取組】

①さまざまな背景を持つ方の就学機会（学びの場）を確保・充実するため、個々の生徒の学習状況に応じた教材の選定や指導方法の工夫を行い、学ぶ喜びを実感できる教育環境を整備するなど、公立中学校夜間学級（夜間中学）の教育活動の充実を図ります。あわせて、中学校を卒業していない方だけでなく、外国籍の方など、夜間中学に関する情報をより多くの人に周知します。

②中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者など進学や就職に支援を必要とする若者、就職氷河期世代（概ね40歳代）のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方などに対し、「若者サポートステーション※」を核にして修学や就労に向けた支援を行い、社会的自立を促進します。

③社会人で学び直しを希望する人など、多様な学びのニーズに対応するため、聴講生制度の拡充など、定時制高等学校における学びの機会の確保と拡充を図ります。

※若者サポートステーション：就職や就学に不安を抱えた方に寄り添いながら、就労・就学支援を行っていくところ

基本方針VI-2 私立学校の振興

私立学校は、建学の精神に基づき多様な人材育成や特色ある教育を展開しており、高知県の教育において重要な役割を果たしています。私立学校における教育環境の維持・向上、児童生徒の修学上の経済的負担の軽減、経営の健全化を図るための支援を行います。

対策VI-2-(1) 教育環境の維持・向上に向けた支援

【現状・課題】

- 私立学校は、近年の少子化に伴う児童生徒数の減少などにより経営環境が厳しい状況にある中、それぞれの建学の精神に基づき、多様化するニーズに応じた個性豊かな教育活動を積極的に展開しており、本県教育の発展に重要な役割を果たしています。
- 社会の変化に応じた教育の改革や、児童生徒の学力向上、個別支援が必要な生徒への対応など学校が抱える多様な教育課題への対応が必要となっています。

【対策のポイント】

- 私立学校の教育環境の充実を図ります。

【主な取組】

- ①本県の学校教育における私立学校の果たす役割に鑑み、学校経営の健全性を高めるため、教育環境の維持・向上と教育力の強化を支援します。
- ②それぞれの私立学校の特色ある学校づくりに対する助成を行い、教育課題の解決を支援します。
- ③児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するため、耐震補強や学校施設の整備に対する助成を行い、学校の防災機能・安全機能の強化を図ります。

対策VI-2-(2) 私立学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担の軽減

【現状・課題】

- 公立・私立を問わず全ての児童生徒が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、経済的に厳しい家庭の教育費負担の軽減を図ることが必要となっています。

【対策のポイント】

- 経済的に厳しい家庭の児童生徒の修学機会を確保します。

【主な取組】

- ①全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金や、教科書、教材費など授業料以外の教育費に充てる高校生等奨学給付金の支給を行います。
- ②授業料等の軽減措置を行う私立学校に対して助成を行います。

基本方針VI-3 大学の魅力向上

高知県が経済の活性化など県勢浮揚に向けた歩みを力強く進めていくうえで、大学の役割は大きいものがあります。こうしたことから、産学官民連携による産業の振興や人材の育成、生涯を通して学び続けることができる社会を実現するための教育、若者を県内にとどめるための取組の充実を図ります。

対策VI-3-(1) 地域活性化の核となる大学づくりの推進

【現状・課題】

- ・県内事業者が新たな製品や技術開発等を行っていくうえでは、大学が有する研究開発力の活用など、産学官民の連携が重要です。また、大学にとっても地域課題の解決への貢献は大きなテーマとなっています。

【対策のポイント】

- ・県内外の産学官民の交流と連携を強化し、イノベーションの創出を図ります。
- ・大学等と地域住民、NPO、行政との連携により、地域の活性化や課題解決に貢献する人材の育成を図ります。

【主な取組】

- ①大学をはじめとする県内外の高等教育機関の研究内容の紹介や多様な講座の開設などを通じた産学官民の交流機会を設けるとともに、交流の中で生まれたアイデアを具体的な事業プランまで磨き上げるよう支援すること等により、県内事業者の新たな事業展開を促進します。
- ②産業振興をはじめ、健康長寿県づくり、中山間対策、南海トラフ地震対策など、本県におけるさまざまな課題の解決や地域の活性化に向け、大学等と地域住民、NPO、行政などが協働で取り組む活動を支援します。

対策VI-3-(2) 学び続けることができる社会の実現に向けた学び直しの機能の充実

【現状・課題】

- ・人々が生涯を通して社会で活躍していくためには、社会に出た後も学び続けることが重要であり、大学には多様な世代のための学びの場としての役割が求められています。
- ・本県の産業振興のためには、それを担う人材の育成が不可欠ですが、県内では社会人が経営などについて学ぶ場が少ない状況です。

【対策のポイント】

- ・大学における社会人教育の機能の充実を図ります。
- ・本県の産業振興を担う人材の育成に取り組みます。

【主な取組】

①高知県立大学における「夜間主コース」や社会人入試の実施を通じて、働きながら学べる機能を確保するとともに、公開講座や県民開放授業等を実施し、県民が気軽に学ぶことができるプログラムを提供するなど、大学における生涯学習、社会人教育の機能の強化を図ります。あわせて、講座のオンライン化など、より多くの方が受講できる環境づくりを進めます。

②産学官民連携センターにおいて、ビジネスの基礎知識から応用・実践力まで、受講者のニーズやレベルに応じて学ぶことのできる「土佐まるごとビジネスアカデミー（土佐MBA）」を開講することにより、産業人材の育成を進めます。また、産業振興計画の重点ポイントである「デジタル化の推進」の取組を牽引する人材を育成する連続講座を開催するなど、講座内容の充実を図ります。

対策VI-3-(3)

若者の県内定着の促進

【現状・課題】

- ・若者の県外流出は、大学進学時と就職時において顕著となっており、人口流出防止の観点からも、大学が果たす役割は大きいものがあります。

【対策のポイント】

- ・県内高等学校から県内大学へ進学する生徒の増加を図る取組を推進します。
- ・県内大学卒業者の県内就職を支援する取組を充実させます。

【主な取組】

①県内高等学校から県内大学への入学の促進に向けた入試制度及び奨学制度を実施するとともに、受験生や保護者等に対する広報を充実させ、地元出身入学者の増加を図ります。

②県内大学卒業者の県内就職を促進するため、県内企業に限定した就職セミナーの開催や県内企業に関する就職情報の発信等を行うとともに、県内の高等教育機関と産業界、県等が連携して地域の雇用創出や地元就職率の向上に取り組みます。

基本方針VI-4 文化芸術の振興と文化財の保存・活用

「文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県」の実現に向け、平成29年3月に策定した高知県文化芸術振興ビジョンに沿って、文化施設や芸術祭などを活用した取組を進めます。特に、次代を担う子どもたちが文化芸術を通じて成長していく環境を整備するため、学校と連携した文化芸術活動を進めます。

あわせて、文化財の適切な保存と調査研究を進めることにより、文化財の価値の維持と向上に努め、後世に伝えていきます。また、その活用を図ることにより、県民が文化財についての理解を深めたり、地域の歴史を身近に感じたりする機会の充実を図るとともに、地域の活性化にもつなげていきます。

対策VI-4-(1) 県民一人一人が文化芸術に親しむ環境づくりの推進

【現状・課題】

- ・県民の暮らしや生活の中に文化芸術を深く根付かせることが必要です。
- ・県民自らが文化芸術活動に主体的に参加できる環境づくりが必要です。



【対策のポイント】

- ・県立文化施設において魅力的な展覧会を開催します。
- ・幼少期から文化芸術への関心を高める教育普及活動を充実させます。

【主な取組】

①県民が文化芸術を鑑賞する機会や創造する機会の充実を図るため、美術館をはじめとする県立文化施設において、質の高い文化芸術に親しむ機会を提供します。また、地域において、文化芸術の専門家によるワークショップやクラシック音楽教室等のアウトリーチ活動を実施します。

②県立文化施設において、地域の歴史や文化に親しみながら触れることができる環境の充実を図ります。

③県立文化施設において、学校等と連携して、地域の歴史学習や鑑賞活動を促進するとともに、出前授業や体験学習などの多様な学習機会を提供することにより、次代を担う子どもたちが文化芸術を通じて成長できる環境を整えます。

対策VI-4-(2)**文化芸術等を活用した地域活性化の推進****【現状・課題】**

- ・県民が文化芸術活動に主体的に参加できる環境づくりを進めるとともに、本県の文化芸術を地域の活性化につなげることが必要です。

**【対策のポイント】**

- ・高知県芸術祭を充実させるとともに、高知の文化芸術の情報収集・発信に取り組みます。
- ・文化芸術を地域の活性化につなげることのできる人材の育成に取り組みます。

【主な取組】

- ①高知県芸術祭を開催し、県民が文化芸術活動を行った成果を発表する場や優れた芸術活動を鑑賞する機会を提供するとともに、県内の民間団体が行う文化芸術活動を支援します。
- ②本県の文化や歴史、人などの魅力を県内外へ広く発信することにより、交流人口の増加を図り、観光振興や産業振興につなげていきます。
- ③地域の文化芸術の確実な継承を図るとともに、文化芸術を観光振興や産業振興、地域振興に生かすことのできる人材の育成を進めます。

対策VI-4-(3)**計画的な文化財の保存・活用の促進****【現状・課題】**

- ・文化財の価値を後世に伝えるための対応が十分ではありません。
- ・過疎化、少子・高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっています。
- ・文化財の保存と継承を図るため、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組む必要性が増してきています。

**【対策のポイント】**

- ・文化財の保存と活用の取組を進めていく共通の基盤となる「高知県文化財保存活用大綱」(令和3年3月策定)に基づき、市町村に対し、地域社会総がかりで文化財の継承に取り組む体制が整うよう、アクションプランである「文化財保存活用地域計画」の策定を促します。
- ・上記の大綱・計画に基づき、県内の文化財の保存と活用を推進します。

【主な取組】

- ①地域社会総がかりで文化財の継承に取り組むため、「高知県文化財保存活用大綱」に基づき、市町村の「文化財保存活用地域計画」の策定に向けた取組を支援します。また、文化財を保存し後世に伝えるとともに、その価値についての理解を深めるため、計画的な調査と文化財指定等を行います。
- ②高知城の重要文化財建造物の保存のため、引き続き適切な維持修繕に取り組むとともに、火災や南海トラフ地震等の災害に備えるための取組を進めます。
- ③地域の歴史と文化をあらわす埋蔵文化財の保護を適切に図るための発掘調査を実施します。
- ④埋蔵文化財を通して文化の振興や地域への愛着を高めるため、埋蔵文化財センターにおいて公開活用を行うとともに、市町村と連携して出土遺物の適切な保存と活用を推進します。

基本方針VI-5 スポーツの振興

誰もがスポーツによって「楽しさ」や「感動」を得られるよう、身近な地域で安心・安全に多様なスタイルでスポーツに親しむことができるとともに、競技者や指導者が全国や世界を目指すことができる環境づくりを行います。また、青少年の健全育成や共生社会の実現、生きがいづくりや健康づくり、地域間・世代間などの様々な交流の促進による地域の活性化など幅広い分野につなげます。

対策VI-5-(1)

スポーツ参加の拡大

【現状・課題】

- ・運動やスポーツが好きな子どもの割合は男女とも全国よりは少し高いが、男女差がみられます。
- ・スポーツ少年団や運動部活動に所属する子どもが年々減ってきています。
- ・成人の週1回以上のスポーツ実施率は増加傾向にありますが、全国と比較するとまだ低く、性別や年代、地域によって差がみられます。
- ・スポーツを支える有資格のスポーツ指導者をさらに増やすことが必要です。
- ・障害者がスポーツ活動ができる場が少なく、県中央部に集中しています。
- ・ウィズコロナやアフターコロナ社会においてデジタル技術の活用が求められています。

【対策のポイント】

- ・誰もが身近な地域で安心・安全にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

【主な取組】

- ①運動やスポーツが好きな子どもを増やし、子どもたちが身近な地域で希望するスポーツを続けられるようにするため、地域においてスポーツに親しむ機会の充実を図るとともに、地域の実情に応じた子どものスポーツ環境づくりを進めます。
- ②中山間地域などにおいてニーズ等に応じたスポーツ活動が広がるようにするため、多世代参加型のイベント等の普及・充実を図るとともに、広域で連携する取組を進めます。
- ③女性のスポーツ参加の拡大を図るため、有識者やスポーツ団体関係者等で構成する女性のスポーツ推進を検討する場を通じて効果的な取組を進めます。
- ④スポーツ現場における指導者の確保及び指導力の向上を図るため、有資格のスポーツ指導者の育成を支援するとともに、指導者のマッチングや研修を行う仕組みの構築及び運用を行います。
- ⑤障害者が身近な地域で安心してスポーツに参加できるようにするため、障害者が参加しやすい環境づくりやスポーツ情報の活用の充実、障害者スポーツの理解啓発などの取組を進めます。

⑥県立スポーツ施設など地域のスポーツ活動の拠点となる施設を中心として、リモートによる指導や研修の充実を図り、ウィズコロナ、アフターコロナにおけるスポーツ活動を推進します。

⑦「する」「みる」「ささえる」といったスポーツの多様な関わり方や楽しみ方を増やすため、スポーツにおけるデジタル技術の活用を推進します。

対策VI-5-(2)

競技力の向上

【現状・課題】

- ・国民体育大会では入賞数、入賞競技数、入賞種目数ともに増加傾向にありますが、総合順位は下位にとどまっています。
- ・全国や世界の舞台で優秀な成績を収めている選手は育ってきていますが、その競技が限定されており、全体的な底上げが必要です。
- ・スポーツ指導者には、選手の実情に応じた質の高い指導が求められています。
- ・スポーツ医科学のデータや情報を競技力の向上に生かしきれていない状況がみられます。
- ・優秀な選手や指導者を県内に受け入れる体制が十分に整っていません。

【対策のポイント】

- ・競技団体における計画的・組織的な選手の育成・強化を推進します。
- ・ジュニア選手や障害者の有望選手の発掘・育成の取組の充実を図ります。
- ・有資格のスポーツ指導者を増やすとともに指導力向上の取組を推進します。
- ・スポーツ医科学面からのサポートの充実を図ります。
- ・優秀な選手や指導者を県内に受け入れる仕組みづくりを行います。

【主な取組】

①質の高い選手育成の取組が継続的に進められるよう、競技団体における計画的・組織的な選手育成・強化の取組を支援するとともに、全高知チームによる重点強化の実施や特別強化選手を指定した有望選手の活動の充実を図ります。

②有望選手を発掘し、個々の適性に応じた競技選択を通じて、全国や世界で活躍する選手の輩出につなげるため、子どもたちが自分の適性に応じたスポーツと出会い、トップアスリートを目指して取り組むことができる機会の充実を図ります。

③有資格のスポーツ指導者の育成を支援するとともに、トップコーチから学ぶ実践研修やスポーツ医科学研修の充実を図り、スポーツ現場における指導者の確保及び指導力の向上につなげます。

④競技団体等において科学的な根拠に基づくトレーニングや練習等が行われるよう、高知県スポーツ科学センター（S S C）の体制を強化し、スポーツ医科学面から選手や指導者をサポートする取組の充実を図ります。

⑤優秀な選手や指導者が県内で継続して活動できるようにするために、県内企業やスポーツ団体等と連携し、選手や指導者と企業とのマッチングを行う仕組みづくりを進めます。

対策VI-5-(3)

スポーツを通じた活力ある県づくり

【現状・課題】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響でスポーツによる県外からの入込客数は大幅に減少しています。
- ・アマチュアスポーツ合宿は関西圏からの来県が中心となっています。また、一部の競技に集中しているとともに、県内で受け入れる地域が限定的になっています。
- ・本県の豊かな自然環境を生かして、スポーツ振興や地域の活性化につなげる取組を充実させが必要です。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を通して構築した関係国とのネットワークやスポーツへの関心の高まりを、今後のスポーツ振興や地域の活性化につなげることが必要です。

【対策のポイント】

- ・プロスポーツやアマチュアスポーツのキャンプや合宿・大会の誘致及び地域の特色を生かした市町村ごとのスポーツツーリズムの充実を図ります。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の成果を生かして、本県のスポーツ振興や地域の活性化につなげます。

【主な取組】

①スポーツを「みる」ことにより得られる楽しさや感動などを通じて、県民のスポーツに対する機運醸成を図るとともに、交流人口の拡大や地域・経済の活性化につなげるため、プロスポーツチーム等のキャンプやアマチュアスポーツの合宿・大会の誘致を進めます。

②本県の豊かな自然環境を生かしたサイクリングツーリズムを推進するとともに、県内各地域のスポーツツーリズムの情報を一元的に発信するサイト（スポるK O C H I）を活用したスポーツ情報の発信やプロモーションを展開します。

③障害者スポーツ大会の誘致や高知龍馬マラソンの開催など、「みる」「する」「ささえる」といった多様なスタイルでスポーツを楽しむ機会の拡充を図ります。

④東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成果を生かして、国際的なスポーツ交流や新たな海外チームの合宿誘致などを進め、本県のスポーツの振興をはじめ多分野の交流、教育の振興や地域の活性化につなげます。

基本方針VI-6 児童生徒等の安全・安心の確保

さまざまな自然災害や事故、犯罪等から子どもたちの命を守り抜くため、学校等における防災を中心とした安全教育と安全管理の充実を図るとともに、南海トラフ地震等に備えた施設の整備を進めます。

また、新型コロナウイルス感染拡大による影響など先行きが不透明な「予測困難な時代」においても、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、安全・安心な環境づくりや体制づくりを強化します。

対策VI-6-(1) 子どもたちの安全・安心の確保のための取組強化

【現状・課題】

- ・南海トラフ地震が発生した際には、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。また、台風や大雨等による気象災害が激甚化しており、本県でも被害が懸念されています。
- ・全国で子どもの尊い命が奪われる交通事故・事件等が発生しており、本県においても毎年、子どもが巻き込まれる交通事故や不審者事案が発生しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまでの生活様式が変わり、心身の健康に影響を及ぼしている子どもがいます。
- ・子どもたちが安心して過ごすことのできる教育・保育環境の充実や、人権が尊重された学校・学級づくりに取り組んでいくことが求められています。

【対策のポイント】

- ・子どもたちが安心して学校等での生活が送れるよう、子どもたちにとって安全・安心な環境づくりや教育活動を充実します。
- ・子どもたちが自ら考えて自らの命を守り、自他の命を尊重しながら、社会の安全に貢献することができるよう、学校での安全教育を推進します。
- ・学校における安全管理として、安全で安心な学校環境の整備や、子どもたちの安全を確保するための組織的な取組を充実させます。

【主な取組】

- ①子どもたちがいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動できる力を身につけられるよう「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を中心とした安全教育を一層推進します。
- ②登下校時の安全確保に向けて、子どもたち自身に、危険予測・回避能力を身につけさせる安全教育を実施するとともに、地域や保護者、関係機関等と連携した学校安全の取組の強化・充実を図ります。

③子どもたちの発達の段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、「改正道路交通法」や「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成30年10月19日条例第52号）に基づき、子どもたちの自転車ヘルメット着用を促進するなど、登下校時における自転車の安全で適正な利用の促進を図ります。

④子どもたちが主体的に健康的な生活を送るための理解を深め、正しい態度を養うために、健康教育副読本や外部講師を効果的に活用し、家庭や地域と連携して性教育、がん教育、食育などの健康教育の充実を図ります。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る教訓を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、子どもたちの心身の健康を守っていけるような感染症対策を充実させるとともに、感染症の不安から生じる差別・偏見等を防ぐための学習を推進します。【再掲P58】

⑤放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域住民の参画を得て、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につなげるさまざまな活動を支援します。【再掲P77】

⑥一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）」に基づき、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図ります。また、「情報モラル教育実践ハンドブック」等に基づく情報モラル教育の取組を強化します。

【再掲P54、71】

⑦成年年齢引下げに伴う消費者被害などを防ぐために、関係機関と連携し消費者教育等の充実を図ります。【再掲P55】

⑧就学前施設に通う子どもたちの安全確保を徹底するため、保育所・幼稚園等の職員等を対象とした研修会や、送迎用バスへの安全装置の導入支援などに取り組みます。【後掲P97】

対策VI-6-(2)

南海トラフ地震等の災害に備えた施設整備の推進

【現状・課題】

- ・南海トラフ地震の発生による大きな被害が懸念され、また、台風や大雨、土砂災害等の気象災害も頻発する中、施設への被害を最小限に止め、子どもたちの安全・安心を確保する必要があります。
- ・地域の避難所に指定されている学校施設等について、発災後も避難所として機能を維持できるように、非構造部材の耐震対策等が必要となっています。

【対策のポイント】

- ・学校施設等の耐震化や防災機能の強化を推進します。

【主な取組】

- ①耐震対策や防災機能の強化により、災害に強い学校施設等の整備を推進します。県立学校では、発災時に地域の避難所となる施設の天井材の落下防止や窓ガラス飛散防止といった非構造部材の耐震化等に取り組むとともに備蓄物資の整備を進めます。
- ②南海トラフ地震で発生する災害から乳幼児の安全を確保するため、保育所・幼稚園等の施設の耐震化、高台移転及び高層化に伴う施設整備への支援を行います。
- ③安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合に伴う施設整備及び清水高等学校の高台移転を着実に推進します。【再掲 P75】

対策VI-6-(3)

長寿命化改修など教育施設の計画的な整備の推進

【現状・課題】

- ・築年数が40年を超える学校施設や青少年教育施設が数多くあり、早期の老朽化対策が課題となっています。
- ・従来の改築による整備方針では、次々と建て替え時期を迎える、多額の費用負担が短期間に集中することから、財政負担の平準化を図るために計画的な整備が必要です。

【対策のポイント】

- ・「高知県立学校施設長寿命化計画」（平成29年12月策定）に基づき、県立学校施設の長寿命化改修を実施します。
- ・県立青少年教育施設・設備の計画的な改修・修繕を進めます。

【主な取組】

- ①児童生徒等にとって安全、安心で快適な教育環境を保持するため、「高知県立学校施設長寿命化計画」に基づき、築40年を経過している学校施設の改修等に取り組みます。改修等にあたっては、空調設備などの高効率機器への更新や、太陽光発電設備の設置などにより、施設の省エネルギー化や災害対策等を推進します。
- ②青少年教育施設利用者の安全性の確保や満足度の向上のため、利用者の意見を踏まえながら、優先度の高いものから計画的に施設・設備の改修や修繕を進めます。

横断的取組1 不登校への総合的な対応

不登校の未然防止を図るため、児童生徒が学校が楽しいと実感できるような魅力ある学校づくりを推進するとともに、初期対応のための組織強化や校内支援会のさらなる充実を図り、校内における支援体制を強化します。

また、不登校児童生徒に対しては、個々の状況に応じた適切な支援が抜かりなく行われるよう、学校と専門機関等との連携・協働体制を構築しながら、重層的な相談支援体制を強化します。

取組1-(1) 不登校の未然防止と初期対応

【現状・課題】

- ・児童生徒理解に基づいた学級経営、授業づくりを組織的・協働的に進めていく必要があります。また、発達障害等のある子どもをはじめ、支援を要する子どもたち一人一人に必要な支援や学習指導を行うために、教職員の授業実践力・学級経営力の向上が求められています。
- ・教員の不登校に対する認識や、不登校対応の知識及び経験が十分でない場合があります。
- ・学校における初動体制の仕組みや小中連携による不登校未然防止、初期対応の取組など、系統立った支援方法が十分に確立されていないケースがみられます。
- ・不登校の要因は、家庭内の状況に関わる部分が少なくないため、学校と関係機関との連携・協力のネットワークづくりを推進する必要があります。

【取組のポイント】

- ・学校全体で組織的に学習指導と生徒指導の一体化を図り、教員の指導力を向上させることにより、不登校を生じさせない魅力ある学級・学校づくりに取り組みます。
- ・学校における早期の情報共有による支援体制を構築することにより、兆しの見えた初期の段階からチームとして支援を強化します。
- ・個々に応じた指導支援が切れ目なく引き継がれるよう、校内支援体制のさらなる充実・強化を図ります。

【主な取組】※主な取組は、以下全て再掲

①未然防止の取組や校内支援会の実施など、不登校に対する組織的な取組を学校経営計画に位置付け、学校全体でP D C Aサイクルを回しながら組織的に取り組みます。また、若年教員の研修や「メンター制」、「教科のタテ持ち」等の教員同士が学び合う仕組みにより、教員の指導力を高めていきます。

②全ての児童生徒が、基礎的・基本的な知識・技能を習得できるように、小・中学校における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習・指導方法の改善、I C Tを効果的に活用した授業の推進を図ります。また、高等学校における教科会の充実等により組織的な授業改善の取組がさらに広がるよう教員の意識改革を促進します。

- ③市町村や小・中学校が放課後等の補充学習を計画的に実施できるよう、「放課後等学習支援員」の配置に対する支援を行います。また、高等学校等における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるため、「学習支援員」を配置し放課後補習や授業支援の充実・強化を図るとともに、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえた学習ができる教材の活用を促進します。
- ④児童生徒に社会の中で多様な人々と互いに尊重し合う社会性や、他者への思いやり、規範意識などの道徳性を育むため、教育活動全体を通じて道徳教育、人権教育を進めます。
- ⑤小・中学校の指定校において、発達支持的生徒指導に組織的に取り組む実践研究を推進するとともに、生徒指導主事（担当者）の研修会等を通してその成果を県内全域に普及し、各学校での実践につなげます。
- ⑥発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導、困難課題対応的生徒指導が、未然防止、早期発見、早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進されるよう、各小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上を図るための研修を実施します。
- ⑦『『高知家』いじめ予防等プログラム』の組織的・計画的な実施により、児童生徒のいじめに対する理解を深め、いじめの防止や解決に資する道徳性を養います。また、ソーシャルスキルトレーニングなど社会で必要なコミュニケーション能力や社会性を育む取組を通して、児童生徒の自尊感情や人間関係を築く力を育みます。
- ⑧社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むとともに、児童生徒が目的意識をもって学校生活を送ることができるよう、小・中・高等学校を通じたキャリア教育の充実を図ります。
- ⑨各小・中学校の不登校担当者が中心となり、統合型校務支援システムや学習支援プラットフォームの「きもちメーター」等も活用して早期発見・早期対応の組織的な取組を推進し、新規不登校の抑制を図ります。また、不登校児童生徒等について、個別最適な支援が継続して行われるよう小学校から中学校へ支援内容の統一・引き継ぎ内容の充実を図り、校区内連携の強化を推進します。
- ⑩生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣を子どもたちが身につけることができるよう、体育・保健体育の授業の質を向上させる取組を推進するとともに、家庭や地域と連携して性教育、がん教育、食育等の健康教育の充実を図ります。
- ⑪学校等の相談支援体制の充実・強化を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を推進するとともに、就学前の子どもや保護者に対する助言や指導等を保育者と連携して行う取組を支援します。

⑫管理職や関係教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会を定期的に開催し、専門的な助言を取り入れた具体的な手立てを策定・共有します。また、P D C Aサイクルによる支援策の検討を行うとともに、統合型校務支援システムや支援シート等を活用した手立ての共有により、組織的な対応の充実を図ります。

⑬スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの支援力向上を図るため、より効果的な研修を実施するとともに、心の教育センターをプラットフォームにして、各学校等に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの支援等を行います。また、校内支援会を運営する教員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる合同研修会を実施し、相談支援の連携強化を図ります。

⑭不登校の未然防止には、就学前の早い段階から関係機関と連携した支援が重要であるため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。

⑮発達障害を有するなど特別な支援が必要な幼児や児童生徒に対し、就学前から高等学校卒業に至るまで適切な指導・支援が行われるようユニバーサルデザインの視点に基づく保育・教育を推進するとともに、保育者や教員向けの体系的な研修を実施します。また、外部専門家や地域の人材の力を活用した組織的・協働的な取組を行い、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図ります。

⑯保育所・幼稚園等において、子どもとの関わり方や基本的生活習慣の定着等、子育てに関する啓発や子育て相談活動の充実を図るとともに、保護者との関わり方や支援の仕方について保育者の理解を深め、親育ち支援力の向上を図ります。また、不登校などの教育課題を未然に防ぐため、保幼小の円滑な連携・接続に向けた取組を強化します。

⑰地域住民による子どもたちの見守り機能を強化した「高知県版地域学校協働本部」の取組や、保護者、地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進することにより、地域と連携した特色ある教育活動を実施し、子どもたちが安心して教育が受けられる魅力ある学校づくりを進めます。また、地域住民の参画を得て、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につなげるさまざまな活動を支援し、放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図ります。

⑱地域全体の子どもたちの自尊感情や自己有用感を育むとともに、人権感覚や社会性、規範意識を醸成するため、モデル地域の教育委員会に「統括推進リーダー」を配置し、保幼小中の連携・接続を強化した取組や、学校と福祉部署の連携による取組などを総合的に推進します。

取組 1-(2)

社会的自立に向けた支援の充実

【現状・課題】

- ・学校において外部の専門人材を効果的に活用し、組織的な支援体制を強化していくことが必要です。
- ・不登校児童生徒やその保護者が気軽に安心して相談できる環境が十分に整っていない状況にあります。
- ・学校、スクールソーシャルワーカー、市町村の福祉部署等とが相互に連携し、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援体制をさらに強化する必要があります。
- ・ひきこもり傾向にある児童生徒やその保護者等に対して、専門的な支援をするための学校外の体制強化を図る必要があります。
- ・不登校児童生徒の社会的自立に向け、多様な教育機会の確保などの新たな観点を入れた取組を検討する必要があります。

【取組のポイント】

- ・不登校児童生徒やその保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、教育、心理、福祉等のそれぞれの専門的な視点を踏まえた組織的な支援体制を強化します。
- ・児童生徒の社会的自立を目指し、本県の実情に応じた一人一人の課題に対する新たな学校・教育課程の在り方についての検討を行います。

【主な取組】

- ①相談支援体制の充実・強化を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行うアウトリーチ型の支援を行います。
- ②児童生徒の状況に応じた適切な支援が行われるよう、各学校において専門人材を活用した効果的な校内支援会を実施するとともに、必要に応じて心の教育センター・福祉・医療等の関係機関と連携して児童生徒の支援を行う仕組みづくりを推進します。
- ③児童生徒や保護者が利用しやすい相談環境づくりに向けて、心の教育センターの土曜日・日曜日の開所、県東部・西部地域における相談室の開室、メール・電話・SNSなどの相談窓口を継続し、多様な相談ニーズや課題に対応できるよう相談支援体制の充実を図ります。また、心の教育センターのスクールカウンセラー等との連携などを通して、学校や教育支援センターにおける相談支援の質的向上を図ります。

④不登校等児童生徒に対して学校、教育支援センター、心の教育センターによる重層的な支援体制を確立します。特に学校では、不登校等児童生徒が安心して過ごせる居場所の確保及び個に応じた最適な学びを保障するために、「校内サポートルーム」の設置を拡充するとともに、ＩＣＴを活用した学習支援の実践研究を推進します。

⑤不登校等児童生徒の学習機会を確保するため、市町村の教育支援センターを拠点としたＩＣＴの活用による自主学習等の取組を支援します。また、放課後や夜間等の多様な学びの場や体験活動の機会の充実を図ります。

⑥不登校児童生徒の社会的自立に向けて、不登校特例校の設置についての検討や、教育支援センターの機能強化、フリースクール等の民間団体との連携、1人1台タブレット端末の活用など、多様な教育機会確保のための取組を促進します。

⑦家庭の経済状況を背景として休みがちになる児童生徒も一定数いることから、経済的な理由で就学が困難な家庭を対象とした経済的支援や教育費の負担軽減を図ります。

⑧中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、ニートやひきこもり傾向にある若者、就職氷河期世代（概ね40歳代）のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方などに対し、「若者サポートステーション」を核にして修学や就労に向けた支援を行い、社会的自立を促進します。

【取組の指標】

横断的取組1の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
1,000人あたりの新規不登校児童生徒数	・小：7.9人 ・中：28.1人 ・高：9.9人 (R3国調査)	全国平均 ・小：7.2人 ・中：24.5人 ・高：12.8人 (R3国調査)	全国平均以下
90日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の関係機関等（医療、福祉、教育支援センター、心の教育センター、SC-SSWなど）の相談や支援を受けている児童生徒の割合	・小：95.1% ・中：96.8% (R3国調査)	全国平均 ・小：72.3% ・中：63.1% (R3国調査)	・小：100% ・中：100%
不登校児童生徒（年間30日以上欠席）のうち、学校外の機関に通所して出席扱いとなった日数を除くと欠席日数が30日未満となる児童生徒の割合	(R4実績集計中)	・小：4.6% ・中：2.0% (R3県調査)	前年度の割合以上
不登校児童生徒のうち、学校等の取組によって、同年度中に継続的に登校できるようになった児童生徒の割合	(R4実績集計中)	・小：23.7% ・中：23.7% ・高：34.0% (R3県調査)	・小：50% ・中：50%

横断的取組2 学校における働き方改革の推進

教員の肉体的、精神的な負担を軽減し、日々の生活の質を向上させるとともに、本来業務である授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導等の子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう市町村教育委員会や学校等と連携し、学校における働き方改革を加速します。

取組2-(1) 学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革

【現状・課題】

- ・統合型校務支援システムの導入により勤務時間を管理する環境は整いましたが、システムが十分に活用されておらず勤務時間管理が徹底されていない学校があります。
- ・教職員一人一人がこれまでの働き方を見直し、勤務時間を意識して限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つことが必要です。
- ・若年教員の時間外在校等時間がが多い実態があるとともに、病気休暇や早期退職も増加傾向にあるため、特に若年層に対して対策を講じる必要があります。

【取組のポイント】

- ・各教育委員会において策定する「学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」に基づき、管理職のマネジメントの実践により、勤務時間管理の徹底のほか、在校等時間を意識したメリハリのある働き方を推進します。
- ・限られた時間を有効に活用し、より効果的で効率的な教育活動を行うことができるよう、管理職や教職員を対象とした研修の実施や好事例の紹介などにより、教職員一人一人の働き方に関する意識改革の取組を進めます。

【主な取組】※主な取組は、以下全て再掲

- ①学校現場における統合型校務支援システムを活用した勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日や最終退校時刻、学校閉校日の設定等の取組を促進します。
- ②管理職のマネジメント力を高めるための研修や、管理職と推進役になる職員との合同研修、若年者向けタイムマネジメント研修などを実施し、教職員一人一人の働き方に関する意識改革を推進します。
- ③各市町村教育委員会及び各学校が行う働き方改革の取組の進捗状況を確認し、検証を行うとともに、他県や推進校等での先進的な事例の収集・情報提供を行います。また、保護者や地域等の学校における働き方改革に対する理解増進のための啓発を行います。
- ④学校組織体制の改善・強化を図るとともに、きめ細かな指導を行っていくため、小・中学校の全ての学年を35人以下とし、効果的・効率的な教職員の配置に取り組むとともに、引き続き、国に対して教職員定数の改善・充実を提言します。さらに、全ての小学校において、学校の規模に応じた教科担任制を導入し、教員の負担軽減も図ります。

⑤共同学校事務室の機能強化を図り、「学校事務の適正化及び効率化」「教職員の資質向上」「校務運営への参画による教育活動の充実」などを推進することにより、学校の『総合力』を向上させ、学校が抱える課題に的確に対応し、学校運営を円滑に推進することができる体制を構築します。

⑥長期休業期間中の休日の確保のための一つの選択肢として、「1年単位の変形労働時間制」を活用し、教育職員が休日のまとめ取りができる環境を整えるとともに、長期休業期間における研修や業務の見直し、縮減などの取組を進めます。

取組 2-(2) 業務の効率化・削減

【現状・課題】

- ・部活動ガイドラインに沿った取組の実施や研修等の見直しなど、教職員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組の実施によって一定の成果は見られるものの、長時間勤務の抜本的な改善には至っていません。

【取組のポイント】

- ・教職員の専門性が求められる業務の精選やデジタル技術の活用により、業務の効率化を図ります。
- ・これまで学校が担ってきた業務を整理し、学校が担うべき業務、スクールカウンセラーなど専門性をもった外部人材や事務職員等と連携・分担すべき業務、保護者・地域等の協力により分担すべき業務など、役割分担の明確化・適正化を進めます。

【主な取組】

①各学校において、統合型校務支援システムを効果的に活用し、指導要録や学習評価等を電子化するとともに教材等の情報共有を行うなど、校務の効率化を図ります。

②テストの採点や成績処理に係る自動採点システムの導入を拡充するとともに、給与支給の事務処理に係る諸手当・年末調整システムやアンケートシステム等の活用を進めることにより、教職員の業務の削減及び効率化を図ります。

③各学校において、県や市町村の部活動ガイドライン等に沿った休養日や活動時間等の適正な計画を立てるとともに、着実に実施することを徹底します。あわせて、スポーツ庁及び文化庁が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、地域・学校の実情に応じた学校部活動の地域連携・地域移行の在り方等を検討し、それを踏まえた地域のスポーツ環境の整備等のための支援を実施します。

④学校現場の負担軽減を図るため、県教育委員会の調査や照会、事業等について精選を行い、削減や簡素化に取り組みます。

⑤教員が学校で児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、県が実施する集合研修等を精選し、集合研修とオンデマンドやライブ配信によるオンライン研修を効果的に組み合わせて実施します。また、遠隔教育システムを活用した教育センターと県東部・西部の会場での双方向配信による研修を拡充し、移動時間の短縮に取り組みます。

⑥各学校において、学校行事や業務の精選、効率化、縮減に向けた取組が推進されるよう、他県や推進校での先進的な事例の収集・情報提供などによる支援を行います。

取組 2-(3)

専門スタッフ・外部人材の活用

【現状・課題】

- 必ずしも教員が担わなくてもよい業務に、専門スタッフ・外部人材を活用することで、教員の負担感の軽減や個々の児童生徒への指導・支援の充実につながっています。

【取組のポイント】

- 教職員の負担感の軽減や長時間勤務の縮減に向けて、専門スタッフ・外部人材の配置拡充を進めます。

【主な取組】

①教員の業務負担の軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげるため、教員の専門性を必要としない業務に従事する教員業務支援員の配置拡充を図ります。

②教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる部活動支援員や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置拡充を図ります。また、スポーツ庁及び文化庁が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、地域・学校の実情に応じた学校部活動の地域連携・地域移行の在り方等を検討し、それを踏まえた地域のスポーツ環境の整備等のための支援を実施します。

③子どもや保護者等が不安や悩みをいつでも気軽に相談できる体制を構築するため、心理や福祉に関する専門的な見地から学校・教員を支えるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置します。

④各学校が放課後等に実施する補充学習を支援するため、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を進めます。

⑤保護者や地域の方等が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもを見守り育てる体制が構築されることにより、教員が教育活動により一層力を注ぐことができるよう、地域学校協働本部の活動内容の充実及びコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入促進を図ります。

⑥いじめをはじめとする生徒指導上の問題について、法律の専門家である弁護士（スクールロイヤー）を学校等に派遣し、その専門的知識・経験をもとに、法的側面から学校を支援する体制を整えます。

⑦1人1台タブレット端末を活用したICT教育を推進するため、県立学校に「情報通信技術支援員」（ICT支援員）を配置するとともに、教員の取組をサポートする「ICT授業アドバイザー」や「GIGAスクールサポーター（県立特別支援学校）」を県教育委員会事務局内に配置します。また、市町村立学校におけるICT支援員の人材確保を支援します。

【取組の指標】

横断的取組2の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
時間外在校等時間の上限時間である月45時間以内、年360時間以内を遵守できた教員の割合 (ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合は、月100時間未満、年720時間以内)	時間外在校等時間が月45時間以内の教員の割合 ・小:30.2% ・中:20.4% ・義務:21.7% (校務支援員配置校(85校)) (R4.4～R5.1月) (R4 県調査)	時間外在校等時間が45時間以内の教員の割合 ・小:29.7% ・中:17.1% ・義務:18.2% (校務支援員配置校(66校)) (R3.4～R4.1月) (R3 県調査)	・小:100% ・中:100% ・義務:100%
	県立 ・中:47.0% ・高:65.4% ・特:98.6% (全校) (R4.4～R5.1月) (R4 県調査)	県立 ・中:45.1% ・高:68.8% ・特:98.6% (全校) (R3.4～R4.1月) (R3 県調査)	県立 ・中:100% ・高:100% ・特:100%

参考資料



小学生と高校生との花植え

第2期教育等の振興に関する施策の大綱 第3次改訂ポイントと令和5年度の主な取組

- ◆デジタル化、グローバル化、少子高齢化・人口減少などによって生じた社会の変化は、新型コロナウイルス感染拡大による影響や、国際情勢の不安定化等によって、さらに加速度が増し、将来の予測が困難な時代に至っている。
- ◆すべての子どもたちが誰一人取り残されず、自らの「可能性」を最大限に發揮でき、社会や時代の変化に応じて課題を発見・解決する力を身につける学びを実現するためには、飛躍的に進展するデジタル技術等を「日常的」に活用した学習スタイルの展開や、多様化・複雑化する子どもたちの状況に応じた教育や支援を強化する必要がある。
- ◆基本目標の達成に向けて、第2次改訂の取組の方向性として定めた「デジタル化」「グリーン化」「グローバル化」の観点や、これまで3年間（R2～4年度）の取組や成果・課題等を踏まえ、第2期教育大綱及び第3期教育振興基本計画の取組をさらにバージョンアップし、本県のさらなる教育振興を図る。

本県の喫緊の教育課題解決のため、教育施策をさらに強化！（今期大綱及び基本計画の目標が達成できるよう、関係機関とも連携強化）

改訂ポイント1 「学力向上対策の強化」

- 授業改善による学力向上（授業づくり講座の拡充、指導と評価の一体化の実現に向けた支援強化、1人1台タブレット端末の効果的な活用等）
- 学力調査結果等を踏まえた中学校における対策強化（PDCAサイクルの確立、授業改善の取組強化等）
- 基礎学力の定着に向けたデジタル技術の活用の推進（学習習慣の定着に向けた対策含む）
- 高知市学力向上推進室の取組成果や課題を踏まえた高知市との連携による施策の強化



改訂ポイント2

「1人1台タブレット端末を『日常的』に活用する授業実践・教育活動の推進」

- 1人1台タブレット端末及び学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の活用促進（スタディ・ログ活用含む）
- 教員のICT活用指導力の向上に向けた取組の充実
- ICTの活用による不登校児童生徒等への多様な支援の充実
- ICTを活用したモデル授業や取組の普及促進



【再掲】ポイント1①③、ポイント3

改訂ポイント3 「中山間地域等の学校における教育機会の拡充」

- 県立高校等における遠隔教育の量・質の拡充（生徒のニーズに応じた遠隔授業・補習、高知版CORE遠隔教育ネットワーク構想の推進等）
- 小規模中学校における免許外指導担当教員への遠隔教育システムを活用した支援の拡充
- 小学校複式学級における遠隔授業に関する研究

改訂ポイント4 「多様な子どもたちへの支援の強化」

- 学校と県・市町村福祉部署との連携強化（ヤングケアラーへの支援、児童虐待対応等）
【再掲】ポイント1③、ポイント2③
- 不登校担当教員配置校や校内適応指導教室モデル校等での効果検証を踏まえた不登校対応強化や、多様な教育機会の確保などの新たな観点による取組の検討、親育ち支援強化等
- 就学前から高等学校等までの切れ目のない特別支援教育の推進
- 各学校における「発達支持的生徒指導」の推進

改訂ポイント5 「地域・学校の実情に応じた学校部活動の地域連携等の推進」

- 子どもたちのスポーツや文化芸術活動機会の格差解消に向けた学校部活動の地域連携や地域移行の在り方等についての検討
✓国が令和5～7年度を公立中学校における休日の学校部活動の地域連携や地域移行のための改革推進期間と位置付けたことを受け、学校部活動の地域連携や地域移行の在り方、地域スポーツ・文化芸術環境の整備等について検討



個別の教育課題の解決に向けた取組強化

- 保幼小の円滑な連携・接続の強化、幼児期の教育に関する周知・啓発の充実
- 高知県版地域学校協働本部やコミュニティ・スクール等を通した「地域力」の活用促進
- 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた研修の充実
- 学校における働き方改革の実現に向けた取組の拡充（教職員の意識改革、ICT活用による業務の効率化等）
- 学びをつなげる環境教育（グリーン化）やグローバルな視点での教育（グローバル化）の一層の推進



現状・課題

- ◆小・中学校の学力の状況を本県と全国の平均正答率との差でみると、R3年度より小学校の算数は大きく改善したものの、近年全国平均に近づきつつあった中学校では、それぞれの教科で全国平均との差を広げる結果となった。
- ◆学力向上の要となる教育へのICT活用にあたっては、1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している学校の割合が、小学校で37.5%（全国比-20.7p）と全国との差が開いている。また、端末を持ち帰って利用させている学校の割合は、小・中学校ともに全国より大幅に少ない。（R4年度全国学力・学習状況調査）
- ◆県立高校29校対象の学力定着把握検査Iの2年生（R5.1月）の結果では、D3層の割合（3教科総合）が21.7%であり、目標の10%以下には達していない。各学校において学力調査結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実に生かすとともに、効果的な指導方法の確立やPDCAサイクルを意識した学校の組織的な指導体制を支援する必要がある。
- ◆県全体の学力水準を上げていくためには、県内の児童生徒の約半数が在籍する高知市との連携が不可欠であり、これまで知事・市長及び教育長連携会議やR4年度より新たに設けた教育長意見交換会において、具体的な対策について議論を重ね、より一層、連携した取組を推進してきた。しかし、組織的な授業改善の取組が、学校や教科によってまだ偏りがみられるため、学力調査等の結果を踏まえ、各学校・教科の課題に応じた効果的な訪問指導等を行う必要がある。

◇学力向上のためのPDCAサイクルを回し、授業改善・学校の組織強化を図るとともに、デジタル技術を活用し学習習慣を定着させる対策の充実

取組内容

①授業改善による学力向上

- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進
 - ・授業づくり講座の拡充：いつでも、どこでも、だれでも 学べる場 国語、社会、算数・数学、理科、生活・総合的な学習の時間、外国語、特別の教科 道徳、複式、小学校教科担任制
 - ・英語教育の強化策（ガイドライン改訂等）の実施
- 高等学校における学力向上に向けた授業改善の推進
 - ・「指導と評価の一体化」の実現に向けた支援強化
 - ・1人1台端末を効果的に活用した授業実践の推進
 - ・多様な学力・進路希望に対応した指導の充実



②学力調査結果等を踏まえた中学校における対策強化

- 中学校のPDCAサイクルの確立に向けた取組強化
 - 新**「教科のタテ持ち」校に配置した主幹教諭連絡協議会の実施
 - ・小学校教科担任制・組織力向上アドバイザー」の訪問指導による徹底
- 中学校における授業改善の取組強化
 - 新**中学校5教科ブラッシュアップ研究協議会の実施
 - ・中学校5教科授業改善プラン訪問の拡充

③基礎学力の定着に向けたデジタル技術の活用の推進

- 新**デジタルドリル活用実証研究の実施（指定中学校区）
 - ・AIデジタルドリルの導入、学力補完の方策の研究
 - ・デジタル技術を活用した効果的な学力補完のための好事例の発信
- デジタル技術を活用した個別最適な学びの充実・強化（高等学校）
 - ・AIデジタルドリルを活用した生徒個々の学習状況に応じた学習実践
 - ・AIデジタルドリル等の活用事例や授業・学習方法の発信
- 1人1台端末の持ち帰りによる授業と家庭学習のサイクル化の推進

④高知市学力向上推進室の取組成果や課題を踏まえた
高知市との連携による施策の強化

- 高知市学力向上推進室による学力調査結果を踏まえた訪問指導
 - ・学力向上への検証改善サイクルの確立
 - ・義務教育9年間を見通した指導の充実を図る小中連携の促進
- 組織力向上に向けた支援の強化
 - ・「組織力向上エキスパート」による訪問指導の実施
 - ・課題解決に向けた取組を進めるための主幹教諭としての役割の徹底



現状・課題

- ◆R4年度全国学力・学習状況調査結果によると本県の小学校では1人1台端末を「日常的」に活用している授業実践の頻度が少ない。また、R4.8～9月に実施した県調査（公立小・中学校全教員対象）によると、「授業で1人1台端末を活用していない」と回答した教員が、その理由として挙げたものは「児童生徒に使わせられるほど、自身がICT活用に習熟していないため」、次いで「端末を使用したいが、授業での具体的な実践方法が分からぬいため」が多くかった。授業で1人1台端末を活用していない要因は、教員の使用にあたっての意欲や苦手意識が大きな要因である。将来的に必ずICTの活用が必要となる子どもたちの視点に立って、教員のICT活用指導力の向上を図るアプローチが必要である。
- ◆県調査（県立学校全教員対象）によると、県立高校では、約57%の教員が週に1～2日以上授業で1人1台端末を活用している。また、「授業で1人1台端末を活用していない」と回答した教員の理由として多かったものは小・中学校と同じく「自身がICT活用に習熟していないため」であったが、次の理由は「端末を授業に使用する必要性を感じないため」であった。具体的な手法とともに、授業実践に当たってデジタル機器を活用することの意義や目的、メリット等を理解させる基礎的な研修や支援プログラムが必要である。
- ◆並行して、教育活動全般や家庭学習等で、児童生徒が端末を使用できる機会を提供できる手立てが必要である。

◇全ての学校・学級が、「1人1台タブレット端末活用の「試行錯誤」から「日常的」のフェーズに移行するための対策の強化

取組内容

三

①1人1台タブレット端末及び学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の活用促進

- 「高知家まなびばこ」の運用及び機能の拡充



学級・学年・学校用
ダッシュボード
イメージ

～R3年度
1人1台タブレット端末環境の整備

- ▶学習支援プラットフォームの構築
- ▶デジタルツールの開発・更新 等

R4～5年度
各種ログのビックデータ化

- ▶各種デジタル教材の児童生徒のデータを蓄積し、ダッシュボードによる可視化

R5年度
学習各種データの分析・活用

- ▶スタディ・ログ、ライフ・ログ等の経年・相関分析から、指導の個別化等の活用を提案

R6年度～
自治体・学校のニーズに応じた
データベースの運用

※研究指定校においては先行実施

※R5はダッシュボード利用校を拡充、調査結果表示等のダッシュボード機能を拡充

②教員のICT活用指導力の向上に向けた取組の充実

新 ICT活用力向上事業の実施（小学校）

- ・小学校ICTスキルアップ研修会の実施



■ICT活用指導力向上研修の充実（基本研修）

- ・1人1台タブレット端末を活用した協働的な演習・研究協議の実施

■情報科教員研修「情報Ⅰ」指導強化（高等学校）

- ・高知工科大学と連携した教育プログラムの活用実践

③ICTの活用による不登校児童生徒等への多様な支援の充実

・1人1台タブレット端末を活用した学習機会確保の促進

（端末の家庭への持ち帰り、オンライン授業配信等）

・教育支援センター等におけるICT活用による学習の充実に向けた支援

④ICTを活用したモデル授業や取組の普及促進

・デジタル技術を活用した効果的な授業や学力補完のための好事例の発信

・AIデジタルドリル等を活用した放課後等における学力向上の取組の発信



現状・課題

- ◆遠隔教育システムを活用し、遠隔授業配信センターから、小規模高校に対して、生徒のニーズに応じた授業や補習（大学進学対策補習、公務員試験対策補習等）を配信し、学校規模や地域間における教育機会の格差の解消を図る取組を計画的に進めることができている。教科の拡充に加え、3校同時配信の研究や学校相互型遠隔授業の試行等、遠隔教育のさらなる取組を推進しており、受講生が国公立大学への進学がかなう等、一定の効果を出している。今後とも一層取組を進め、中山間地域等の学校における教育機会の拡充を図る必要がある。
- ◆全校で5学級までの小規模中学校では、教員定数が教科数よりも少ないとことから、特に美術、技術・家庭において、免許外指導を行わざるをえない状況がある。免許外指導は、教員定数の規定とともに、人材確保が困難な状況があり、免許所有者の配置による免許外指導の解消は難しい。そのため、小規模中学校の免許外指導担当教員に対して、知識・技能等の専門力向上への支援が必要である。

◇生徒のニーズに応じた遠隔教育の量・質の拡充（学校の魅力化・特色化の推進強化）

取組内容

①県立高校等における遠隔教育の量・質の拡充

■小規模高校への遠隔授業の配信

	R4年度	R5年度	R6年度（予定）
遠隔授業時間数	14校 週74時間	16校に拡充 週102時間に拡充	16校 週104時間
配信拠点型遠隔授業	数学、理科（物理・生物）、英語	「情報I」新設 「情報I」拡充 3校 → 5校	「情報I」拡充 3教科で実施
複数校同時配信	2教科（数学、物理）で実施、うち1講座は3校で試行	2教科（数学、物理）で実施、1教科（英語）で試行	3教科で実施

■遠隔補習等の実施

- ・公務員試験対策補習の配信校の拡充
- ・キャリア教育講演会を全ての高等学校へ拡充

■高知版CORE遠隔教育ネットワーク構想の推進

- ・CORE遠隔教育評価委員会による外部評価
- ・高校魅力化評価システムによる検証
- ・配信拠点型遠隔授業 R4:6校→R5:8校に拡充
- ・学校相互型遠隔授業4科目（書道I、情報I、農業科目、数学II）本格実施



R5年度

R6年度（予定）

②小規模中学校における免許外指導担当教員への遠隔教育システムを活用した支援の拡充

■教育センターの遠隔授業に係るノウハウ及び研究成果の活用

- ・教育センターによる遠隔支援の拡充
(新たに指定地域・学校の選定、担当指導主事の配置)
- ・6地域（安芸、香美・香南、嶺北、高吾、高幡、幡多）に免許外支援拠点校を設置し、学校間での相互支援の推進
→ 研究成果に基づき、地域を順次拡大
- ・「免許教科外の教科教授担任講習会」受講者への遠隔によるフォローアップ支援の実施



③小学校複式学級における遠隔授業に関する研究

■複式学級における遠隔授業の実施（高知大学教育学部との連携）

遠隔教育システムを
効果的に活用した
教育機会の拡充



中山間地域等の学校
の魅力化・特色化の
推進強化

中山間地域
等の教育の
振興



現状・課題

- ◆県調査によると、「お世話をしている家族がいる」と回答した県内の中高生の割合は15.3%、「お世話をしていることで、やりたいけれどできていないことがある」と回答した中高生の割合は1.7%であり、ヤングケアラーと思われる子どもが一定数いると考えられる。また、お世話をしている家族がいる中高生で、そのことを誰にも相談したことがない生徒の割合は約7割であり、さらに学校を欠席することが全体より多い傾向がみられた。（R4県調査：任意調査）
- ◆本県の児童相談所におけるR3年度の虐待対応件数は452件。前年度（583件）から22.5%減少したものの、平成12年に統計を取り始めて3番目に多い件数となった。（R3県調査）
- ◆本県の小・中学校（国公私立）の1,000人あたりの不登校児童生徒数は増加（R2:25.2人→R3:31.2人）している。不登校未然防止、初期対応の取組の徹底や支援の確実な引継ぎを行うなど対策の強化が必要である。また、不登校児童生徒の個々に応じた多様な学びの場の確保について、緊急に検討する必要がある。（R3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）
- ◆新しい生徒指導提要（R4年12月改訂）を踏まえた、子どもたちの個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支える生徒指導の推進が求められている。

◇多様な子どもたちを誰一人取り残さない多様性と包摂性のある教育や関係機関との連携・協力のネットワークづくりを推進

取組内容

113

①学校と県・市町村福祉部署との連携強化

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材の効果的な活用推進（ヤングケアラーへの支援、児童虐待対応、不登校児童生徒への支援等を強化）

②不登校担当教員配置校や校内適応指導教室モデル校等での効果検証を踏まえた不登校対応強化や、多様な教育機会の確保などの新たな観点による取組の検討

新 個別最適な支援をつなぐ校区内連携の実施

- ・小中連携担当教員を小学校へ新たに加配（11校）
- ・小中連携による不登校未然防止・初期対応の取組の研究
- ・中学校の校内サポートルーム＊配置拡充（7校→11校）
＊校内適応指導教室 名称変更



③就学前から高等学校等までの切れ目のない特別支援教育の推進

- 特別支援教育の理解促進、指導力を高めるための取組強化
- 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援策の確実な引継ぎを推進（校種間の組織的な支援体制の強化）

◆人権教育（人権学習やいじめ等）に関する実態調査の実施
・実態調査結果に基づく人権教育施策の検証

■児童生徒が自らの状況を正確に理解するための取組強化

- ・関係機関・福祉部署作成の資料や外部人材等を活用した啓発
- ・厳しい環境にある子どもへの理解を高めるための校内研修の実施支援

■児童生徒の主体性を尊重した多様な教育機会の確保策についての検討

- 新**
- 不登校児童生徒の社会的自立に向け、不登校特例校の設置など多様な教育機会の確保についての検討や、教育支援センターの機能強化、フリースクール等の民間団体との連携促進
 - ・1人1台タブレット端末を活用した学習機会確保の促進

■就学前の親育ち支援の強化による未然防止

- ・多様な支援を必要とする子どもや家庭への親育ち・特別支援保育コーディネーターを中心とした組織的な対応強化

④各学校における「発達支持的生徒指導＊」の推進

- 新しい「生徒指導提要」を踏まえ、全ての児童生徒の成長・発達を支える生徒指導を推進

*発達支持的生徒指導：子どもが自ら発達していくとする力を支える生徒指導



現状・課題

- ◆県内の生徒数、教職員数が減少していることに伴い、運動部活動の部員数も減少し、一つの学校で単独チームが組めないことが増えるなど、学校だけでの部活動運営が年々厳しい状態になっており、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動機会の確保が課題となっている。また、学校によっては部活動の選択肢が限られ、生徒の望む活動ができない場合がある。
- ◆このような課題意識のもと、国がR5年度から7年度を公立中学校における休日の学校部活動の地域連携・地域移行の改革推進期間と位置付けたことを受け、学校部活動がこれまで果たしてきた教育効果も踏まえながら、生徒にとって望ましい持続可能なスポーツ・文化芸術活動と学校の働き方改革の実現に向けて、学校部活動の地域連携や地域移行の在り方等について検討を進める必要がある。
- ◆R4年度に実施したアンケート結果から、学校部活動を地域クラブ等が担うことについて、中学校保護者の5割、教職員の7割以上が賛成していることや児童生徒が地域で活動を希望している内容等を踏まえ、今後の検討を進めていく。

◇子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向けた部活動改革の検討

取組内容

新 部活動の地域連携や地域移行の在り方、方策についての検討

- 部活動改革に関する検討会議を開催し、学校部活動の地域連携や地域移行の在り方等を検討し、それを踏まえた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備等のための支援を実施
- 部活動の地域連携等に係る市町村への支援
 - ・協議会等の運営
 - ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体と中学校との連携調整等を行うコーディネーターの配置



学校部活動には、運動部活動と文化部活動が含まれます。

取組スケジュール

R4年度

- ・高知県における部活動地域移行検討会議の設置
- ・学校部活動・地域活動アンケート調査の実施
→小5～中2児童生徒及びその保護者、中学校教員対象
(児童・生徒、教員18,044/19,195名 回答率94.0%
保護者 4,645名回答) [基礎データとして活用]
- ・全市町村との個別協議の実施
- ・拠点地域(拠点校)における実践研究
土佐清水市(清水中学校)バトミントン部、テニス部

R5年度～

- ・「高知県における部活動の地域連携・地域移行検討会議(仮称)」の開催
- ・市町村における、部活動改革(地域連携、地域移行)の協議会等の設置
→地域・学校の実情に応じた地域連携・地域移行の在り方等の検討
- ・部活動への外部人材の活用(部活動指導員、地域スポーツ・文化団体の指導者など)
- ・受け皿の整備、充実(地域のスポーツ・文化団体、地域学校協働本部など)
- ・広域的な取組(学校間連携、広域市町村連携など) 等

* 教育委員会と文化生活スポーツ部とが連携し、地域の持続可能な環境を一体的に整備

中学校体育連盟等との連携(大会運営の在り方や大会数の精選等について)



現状・課題

- ① 幼児期の教育が重要であることは広く認識されているものの、「幼児期の子どもに何が必要か（愛着形成・基本的信頼感の獲得等）」や、「望ましい教育がどういったものか」といった幼児教育の中身については、関係者も含め理解されていない現状がある。
現在、モデル地域（春野東小学校区）において、5歳児と小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、教育方法の充実・改善を行う保幼小の架け橋プログラムを実施している。今後、そこで開発した「架け橋期のカリキュラム」を市内・県内全域で普及していく必要がある。
- ② 学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てるために、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的な推進が必要である。
- ③ R4年5月に公布された「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」の改正の趣旨では、「社会的変化、学びの環境の変化を受け、令和の日本型学校教育を実現する『新たな教師の学びの姿』として、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けることが重要である」と示されており、教員免許更新制の発展的な解消に伴い新たな教師の学びを実現していくための仕組みとして、研修等に関する記録を活用した資質の向上に関する指導・助言が必要である。
- ④ 若年教員の時間外在校等時間がが多い実態があるとともに、病気休暇や早期退職も増加傾向にあるため、特に若年層に対して対策を講ずる必要がある。

取組内容



①保幼小の円滑な連携・接続の強化 幼児期の教育に関する周知・啓発の充実

- 高知市と連携した「架け橋期のカリキュラム」づくりへの支援強化
 - ・モデル地域のカリキュラム開発会議の拡充、モデル地域の取組成果を市内・県内全域へ普及（DVD制作、シンポジウム開催等）
- 幼児教育の周知・啓発
 - ・各園の取組への支援（保護者により伝わるドキュメンテーションの普及等）
 - ・「子育てに役立つ保育技術」の解説動画による啓発
 - 新** 全国トップクラスの専門家による市町村向け講演会の開催
 - 新** 子育て家庭や小学校教員等向けに、幼児教育の大切さや意義について広く周知・啓発

②高知県版地域学校協働本部やコミュニティ・スクール等を通して「地域力」の活用促進

- ・厳しい環境にある子どもたちの見守り体制構築など、地域学校協働本部の活動の充実
- ・持続可能な学校部活動に係る学校と地域の連携推進 等

◆高知県版地域学校協働本部設置校 R4:小中 91.6% → **R5目標:100%**
 ◆コミュニティ・スクール導入校 R4:小中 53.8%、高 51.5%、特支 100% → **R5目標:100%**

③「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた研修の充実

- 新** 研修履歴を教職員の人材育成に活用できる仕組みの整備
- 新** 教員免許更新制の発展的解消に伴う中堅期段階以降の研修の充実

④学校における働き方改革の実現に向けた取組の拡充

- 教職員の意識改革の推進、県民の理解促進
 - ・若年者向けタイムマネジメント研修の実施
 - ・保護者や地域等の学校における働き方改革に対する理解増進のための啓発
- ICT活用による業務の効率化
 - ・自動採点システム導入校の拡充と活用促進
- 教員業務支援員*配置拡充 *校務支援員 名称変更
- 共同学校事務室の設置拡充と機能強化



学びをつなげる環境教育の推進～グリーン化～

- 「県脱炭素社会推進アクションプラン」も踏まえた本県の特色を生かした環境教育の推進（SDGsやカーボンニュートラルをテーマにした教育活動の実施等）
- 省エネ化や災害対応等に向け、県立学校に太陽光発電設備の設置

グローバルな視点での教育の推進～グローバル化～

- 高知県版グローバル教育等の推進強化 等

高知県総務部政策企画課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

TEL : 088-823-9563

FAX : 088-823-9267

E-mail : 111601@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県教育委員会事務局教育政策課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52

TEL : 088-821-4731

FAX : 088-821-4558

E-mail : 310101@ken.pref.kochi.lg.jp

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

高知県は持続可能な開発目標（SDGs）に
向けて取り組んでいます。